

令和5年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	5	月		本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（一部議案審議） ・陳情		
	6	火	休	会		
	7	水		本会議（2日目） ・一般質問（5人）		
	8	木		本会議（3日目） ・一般質問（4人）		
	9	金		本会議（4日目） ・総括質疑 常任委員会		
	10	土	休	日		
	11	日	休	日		
	12	月	休	会		
	13	火	休	会		
	14	水	休	会		
	15	木	休	会		
	16	金	休	会		
	17	土	休	日		
	18	日	休	日		
	19	月	休	会		
	20	火	休	会		
	21	水		常任委員会、議会運営委員会、全員協議会		
	22	木	休	会		
	23	金		本会議（最終日） ・常任委員長報告、採決 ・議案審議 ・陳情 ・発委 ・報告 ・議員派遣の件 ・閉会中の継続調査の件 ・閉会		

令和5年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和5年 6月 5日

閉会 令和5年 6月23日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 28	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について）	R5.6.5	R5.6.5	承認	—
29	さつま町税条例の一部改正について	〃	R5.6.23	原案可決	総務厚生
30	さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
31	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
32	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	〃	R5.6.5	〃	—
33	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	〃	R5.6.23	〃	2委員会
34	令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	総務厚生
35	さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型4t車）購入契約の締結について	〃	R5.6.5	可決	—
36	さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	〃	〃	—
37	宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負契約の締結について	〃	〃	〃	—
38	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	同意	—
39	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
40	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
41	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
42	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
43	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
44	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 45	さつま町農業委員会委員の任命について	R5.6.5	R5.6.5	同意	—
46	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
47	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
48	令和4年林道災害復旧事業 浅井野泊野線 1号箇所工事請負契約の締結について	R5.6.23	R5.6.23	可決	—
陳情 5	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	R5.6.5	〃	採択	文教経済
発委 2	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度 拡充に係る意見書の提出について	R5.6.23	〃	原案可決	—
3	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める 意見書の提出について	〃	〃	〃	—
報告 2	令和4年度さつま町繰越明許費繰越計算書の 報告について	R5.6.5	R5.6.5	報告済	—
3	令和4年度さつま町土地開発公社収入支出決 算について	〃	R5.6.23	〃	—
4	令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計 画及び事業会計補正予算（第1号）について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	R5.6.23	〃	決定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	〃	—

令和5年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月5日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第29号 さつま町税条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第30号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第31号 さつま町火災予防条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第32号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	8
（提案理由説明）	
議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	8
（提案理由説明）	
議案第35号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型4 t 車）購入契約の締結について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第36号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	10
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第37号 宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負契約の締結について	11
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第38号 さつま町農業委員会委員の任命について	14
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第39号 さつま町農業委員会委員の任命について	14

(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 40 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 41 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 42 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 43 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 44 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 45 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 46 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 47 号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 5
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 2 号 令和 4 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	1 8
(内容説明・質疑)	
報告第 3 号 令和 4 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	1 9
(内容説明)	
報告第 4 号 令和 5 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 1 号) について	1 9
(内容説明)	
陳情について	2 0
(委員会付託)	
散 会	2 0

○ 6 月 7 日 (第 2 日)

一般質問表	2 1
会議を開催した年月日及び場所	2 4
出欠席議員氏名	2 4
出席事務局職員	2 4
出席説明員氏名	2 4
本日の会議に付した事件	2 5
開 議	2 6
一 般 質 問	2 6
上久保澄雄議員	2 6
町政運営について	
財政運営について	
上水道事業の経営安定化について	
古田 昌也議員	3 4

観音滝の在り方について	
行政改革について	
平山 俊郎議員	4 3
自衛隊誘致について	
少子化対策について	
新改 秀作議員	4 6
農業政策について	
商業政策について	
学校の安心・安全について	
川口 憲男議員	5 6
教育行政の推進策は	
散 会	6 5

○6月8日（第3日）

一般質問表	6 7
会議を開催した年月日及び場所	7 0
出欠席議員氏名	7 0
出席事務局職員	7 0
出席説明員氏名	7 0
本日の会議に付した事件	7 1
開 議	7 2
一 般 質 問	7 2
橋之口富雄議員	7 2
学校給食の考え方について	
文化財の保全について	
上別府ユキ議員	7 7
林業振興について	
中村 慎一議員	8 4
これまでの一般質問項目にかかる取組について	
うそ電話詐欺対策にかかる取組について	
有川 美子議員	9 3
耕作放棄地等の整備及び有効活用について	
ごみ出しルール of 町内統一化について	
学校跡地の利活用について	
散 会	1 0 6

○6月9日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	1 0 7
出欠席議員氏名	1 0 7
出席事務局職員	1 0 7
出席説明員氏名	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 8

議案付託表	1 0 9
開 議	1 1 0
議案第 2 9 号 さつま町税条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 3 0 号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正に ついて	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 3 1 号 さつま町火災予防条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 3 3 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算 (第 3 号)	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 3 4 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 1 6
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	1 1 7

○ 6 月 2 3 日 (第 5 日)

会議を開催した年月日及び場所	1 1 9
出欠席議員氏名	1 1 9
出席事務局職員	1 1 9
出席説明員氏名	1 1 9
本日の会議に付した事件	1 2 0
開 議	1 2 1
議案第 2 9 号 さつま町税条例の一部改正について	1 2 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 0 号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正に ついて	1 2 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 1 号 さつま町火災予防条例の一部改正について	1 2 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 3 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算 (第 3 号)	1 2 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 4 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 2 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 8 号 令和 4 年林道災害復旧事業 浅井野泊野線 1 号箇所工事請負契約の締 結について	1 2 5
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかる ための、2 0 2 4 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について ...	1 2 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出に ついて	1 2 8
(趣旨説明・質疑・討論・採決)	

発委第 3 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について	1 2 9
(趣旨説明・質疑・討論・採決)	
報告第 3 号 令和4年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	1 3 0
(質疑)	
報告第 4 号 令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正 予算(第1号)について	1 3 0
(質疑)	
議員派遣の件	1 3 0
(決定)	
閉会中の継続調査の件	1 3 1
(決定)	
閉 会	1 3 1

令和5年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

令和5年6月5日

令和5年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和5年6月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 西 圀 豪 紀 君	町民環境課長 松 山 和 久 君
保健福祉課長 甫 立 光 治 君	高齢者支援課長 久保田 春 彦 君
子ども支援課長 藤 園 育 美 君	農 政 課 長 山 口 泰 徳 君
ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君	農業委員会事務局長 松 山 明 浩 君
消 防 長 萩木場 一 水 君	学校教育課長 岩 脇 勝 広 君
社会教育課長 永 江 寿 好 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について）
- 第 6 議案第29号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 7 議案第30号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 8 議案第31号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 9 議案第32号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第35号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型4 t 車）購入契約の締結について
- 第13 議案第36号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第14 議案第37号 宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負契約の締結について
- 第15 議案第38号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第39号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第40号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第41号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第42号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第43号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第44号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第45号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第23 議案第46号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第24 議案第47号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第25 報告第 2号 令和4年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第26 報告第 3号 令和4年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第27 報告第 4号 令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第28 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第2回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番、岸良光廣議員及び13番、上久保澄雄議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月23日までの19日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的な事については、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について報告します。

監査委員から例月出納検査、令和4年度上水道事業企業会計たな卸資産監査、令和4年度工事関係監査及び令和4年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでございますけれども、この中で5月16日のダム発電関係市町村全国協議会定例総会並びに合

同勉強会、5月18日のさつま町防衛施設誘致推進協議会との中央要望活動及び5月22日の鹿児島銀行からの企業版ふるさと納税寄附金贈呈式について、補足して御報告を申し上げます。

初めに、5月16日のダム発電関係市町村全国協議会定例総会並びに合同勉強会についてでございます。

全国533の自治体で組織される同協議会の理事会及び総会が行われ、令和4年度の事業報告や令和5年度の事業計画、市町村への振興対策要望案などが承認されたところであります。

エネルギー資源に乏しく全国的な水害が頻発化する日本におきまして、この再生可能エネルギーである水力発電の重要性和ダムの持つ治水水利水能力の実効性を、出席した全員で再確認をいたしたところでございます。

総会後には、議員連盟と合同の勉強会が開催され、この中で小水力発電に関する事例紹介が行われたところであります。

総会後には議員連盟と合同の勉強会が開催され、先ほど申し上げたようにこの事例紹介が行われたところでございますけれども、全国でこの水力発電を使った発電というのが行われてきている実情等も御紹介があったところであります。

これに安価で小規模な小水力発電につきましては、地域の電力として安定供給ができ環境にも優しいことから、この開発研究が進められているところでございまして、本町におきましても、昨年度泊野川水力発電所が完成し、年間で650世帯分の電力を発電しているところでございます。

また会議後には、衆参両院の議員会館に赴きまして、会議で承認された市町村振興対策に関する要望書を県選出の国会議員に手渡し、要望を行ってきたところでございます。

次に、5月18日のさつま町防衛施設誘致推進協議会との中央要望活動についてでございます。

私が顧問を務めておりますさつま町防衛施設誘致推進協議会におきまして、同会の会員によりましてこの防衛省訪問に同行し、深澤雅貴地方協力局長、増田和夫防衛政策局長、岸良知樹陸爆管理部長への表敬、また川嶋貴樹整備計画局長、小林弘樹陸上幕僚副長への要望活動を行ったところでございます。

要望活動の際には、鹿児島県の地元選出の小里泰弘衆議院議員にも御席いただきまして、必要な助言をいただくなど御協力をいただいているところでございます。

今回の要望では、防衛3文書が改定されたことから、防衛力の抜本的強化の必要性に伴う防衛施設整備の課題解決に向け、誘致活動に対し感謝の言葉をいただき、また今回は整備計画庁への要望もできまして、これまでよりも踏み込んだ会談であったと感じたところでございます。

また、県選出の国会議員森山裕、宮路拓馬、両衆議院議員へ直接本人に、また野村哲郎、佐藤正久両参議院議員、野間健衆議院議員は、事務所を通じてこの要望活動の御理解と御協力をお願いいたしましたところであります。

今後も引き続き、防衛施設誘致につきましては官民一体となって要望活動を行ってまいりたいと思っているところでございます。

最後に、5月22日の鹿児島銀行からの企業版ふるさと納税寄附金贈呈式についてでございます。

株式会社鹿児島銀行とは、平成28年3月に地方創生に係る総合協力及び連携に関する協定を締結以来、本町の地域の産業振興や観光振興など、九州経済研究所とともに本町の地方創生を推進するため、官民が連携した取組を進めてきたところでございます。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光や地域産業を応援するため、にぎわいや観光交流に関する事業に本町にとって初めての企業版ふるさと納税の寄附をいただいたところで

ございまして、同日寄附に対する感謝状の贈呈を行ったところでございます。

この貴重な財源である企業版ふるさと納税につきましては、移住定住施策や交流人口関係人口の創出に関連する事業等に活用を図りながら、本町の地方創生につながる取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第28号 専決処分の承認を求めること
について（専決第2号）（さつま町職員の給与に関する
条例等の一部改正について）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第28号 専決処分の承認を求めることについて」でございまして。

これは、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例につきまして、国家公務員の取扱いに準じて廃止することに伴い、さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について）」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第２８号 専決処分の承認を求めることについて（専決第２号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２８号 専決処分の承認を求めることについて（専決第２号）」は承認されました。

△日程第６「議案第２９号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第７「議案第３０号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第８「議案第３１号 さつま町火災予防条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第６「議案第２９号 さつま町税条例の一部改正について」から、日程第８「議案第３１号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案３件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第２９号から議案第３１号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第２９号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第３０号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第３１号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

これは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○税務課長（西園 豪紀君）

それでは、「議案第２９号 さつま町税条例の一部改正について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（西園 豪紀君）

続きまして、「議案第３０号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部

改正について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（萩木場一水君）

それでは、「議案第31号 さつま町火災予防条例の一部改正について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、6月9日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第9「議案第32号 令和5年度さつま町一般会計
補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「議案第32号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第32号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、児童福祉費に要する経費及び常備消防費並びにその他所要の経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,716万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億1,401万2,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第32号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第32号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第32号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり採決されました。

△日程第10「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第11「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」及び日程第11「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第33号及び議案第34号を一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」でございます。

これは、社会福祉総務費に要する経費及び畜産業費、道路橋りょう河川災害復旧費、農業農村振興費、開発振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億81万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億1,482万7,000円とするものでございます。

次に、「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

これは、一般介護予防事業費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,845万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

それでは、「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、6月9日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第12「議案第35号 さつま町環境センターし尿
汲取作業車（小型4t車）購入契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「議案第35号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型4t車）購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第35号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型4t車）購入契約の締結について」でございます。

これは、さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型4t車）につきまして、去る4月の28日に入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第35号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型4t車）購入契約の締結について」、御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

この契約につきまして、納入期限が来年の3月29日ということなのですが、この車両の準備に至るまで相当期間を有するというところでありますが、そこらの事情等が判っておれば御説明を頂きたいと思います。

○町民環境課長（松山 和久君）

今回の契約に伴います車両の納入期限につきましては、現在のところ、契約の相手方のほうに入札前から確認しているところではございますが、令和6年3月29日、今年度内の納入が現在では可能であるという確認を取っているところでございまして、契約における納期限もそのように設定しているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第35号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型4t車）購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第35号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（小型4t車）購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第13「議案第36号 さつま町消防団消防ポンプ 自動車購入契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「議案第36号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第36号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防団消防ポンプ自動車購入につきまして、去る4月28日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○消防長（萩木場一水君）

それでは、「議案第36号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第36号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第36号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第14「議案第37号 宮之城総合体育館空調設備 他改修工事請負契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「議案第37号 宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第37号 宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負契約の締結について」であります。

これは、宮之城総合体育館空調設備他改修工事につきまして、去る5月19日に入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、社会教育課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○社会教育課長（永江 寿好君）

それでは説明させていただきたいと思います。

「議案第37号 宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負契約の締結について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○岸良 光廣議員

今、この説明があつて、空調機のこれを今見ているんですけど、前回もあつたんですけど、今、桜島体育館、指宿の総合体育館とかいろんなところを私もちょっと孫の関係で見てまわっているんですけども、そのときに、ほとんどがサブアリーナの室外機が上にありますよね、縦型式の。これがほとんどなんです。メインアリーナについては、これは壁かけの室外機になっていますよ

ね。これについて、実際の冷やす能力としては、このサブアリーナの縦置きと比べて遜色はないもんなんでしょうか。

というのが、これを初めて今見たんです。今、県内のほとんどの体育館に行く関係があって見ているんですけど、サブアリーナの縦型の据置き型というのはどこも採用しているんですけど、壁かけ型というのは初めて見たもんだから、その辺の能力ちゅうのは大丈夫なんですか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

能力的には問題がないというふうに認識はしております。

研修で、この導入されているところが熊本で宇土市に視察に行ってきたまいましたけども、何ら問題ないようでございます。

○岸良 光廣議員

熊本は判るんですけど、鹿児島県内はどこの体育館も視察はしなかったんですか。なぜしなかったのか、そこを教えてください。

○社会教育課長（永江 寿好君）

視察につきましては、県内につきましては、議員御指摘のとおりしておりませんが、状況としては、各県内の聞き取りをしております、その中で、先ほど言いましたように、輻射熱の部分については導入されていないような状況でございます。

○岸良 光廣議員

決まったことですので、これはもうこのまま設置されると思うんですが、ただ、これだけの金額をかけてするのに、県内はどこもつけていない設備、熊本で恐らくこれはもう1か所ぐらいでしょう。ほとんどのところがこのサブアリーナの縦型の室外機を置くのが、今、国分の体育館にしても始良総合にしても、どこも全部サブアリーナのこの方式を取っているんですね。だから、あとのメンテナンスを含めて大丈夫なんだろうと思いますが、その辺はもう決まったことですので仕方ありませんけど、やはり町長、今後については、こういう億を超える金をかけるわけですので、やはり鹿児島県内のそういうところをやっぱり視察して、やはり総合的にそういう設備自体が恐らく新しいんでしょうね、恐らくは。だから、その辺が本当に大丈夫かどうか、やはりその辺を今後についてもされる場合は、やはり地元はもうちょっと検証をした上で選ばれたほうがいいんじゃないかな。これが問題がなけりゃいいんですけど、設置はしました、すぐ壊れましたじゃやっぱり問題が出ると思いますので、今後については慎重にやっぱり検討していただくよう要請しておきます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○古田 昌也議員

すみません、1点だけ確認のほうだけさせていただきたいと思います。

こちらのほう、設置が終了したあと、ランニングコストとかの比較というのはやっていたんでしょうか。その点だけお聞かせください。

○社会教育課長（永江 寿好君）

現在、ランニングコストについては試算中ではございますけれども、電力料につきましては試算済みでございます。

○古田 昌也議員

電力のほう試算済みでしたら、ちょっとその電力のほうだけでもちょっとお教え願えないでしょうか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

これにつきましても概算の試算でございまして、おおむね時間として使用料関係を試算した場合に、総額で1時間当たり6,700円程度が、今、試算をしております。1時間当たりでございます。あくまでも時間としては320時間使用した場合の計算でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

今の同僚議員が心配されるのは、億単位をかけて立派な施設にしていこうということで、もし問題が起きたときのことを心配されていらっしゃると思うんです。そういう流れで、株式会社エコロンとの契約の中で、保証期間です。いろんな想定外のことが起きた場合の契約方の役場のほうの考え方はこうだった、会社のほうはこうだったという、それなりの契約の文言もできてはいると思うんですけれども、そこあたり保証期間できっちりとそういうところを守っていただければ、また経営者側としてはそれなりに安心だと思うんですが、そこあたりがやっぱり議会としては心配。

使用されてから三、四年で冷えんようになったぞということになったときに、また莫大な金が必要なのか、そこを心配されるからこういう質問が出ると思うんです。そこあたりの保証期間等はどんなものな契約になっているんですか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

契約内容の保証につきましては、ちょっと手元に資料はございませんけども、指名推薦、契約条項にのっとって契約するものと考えております。

○新改 幸一議員

そういう契約をされることは判っているのですが、やっぱり契約をして工事が終わった、向こう10年間、15年間はきっちりと保証しますよ、そういうのが担保されているんですかというところなんです。

○副町長（高田 真君）

今の質問につきましては、瑕疵担保責任というのがございます。何か問題があったときには、町のほうでしっかり調べた上で、また入札、落札した企業のほうに言えば保証ができると思っております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○中村 慎一議員

先ほどから、こういう大きな施設の空調設備の利用料金ですか、1時間当たり、コストが6,700円かかるといったようなことなんです、これが完成して、しっかりと施設の利用がなされていったときに、年間、どういったものにこんな1時間6,700円以上もかかるようなそういうお金を出して、利用がなっていくといったようなそういったことの試算なり見込みなり、そういったものをつくっていらっしゃるのであれば、ちょっとここで御説明頂きたいと思います。

○社会教育課長（永江 寿好君）

今、申したのは、全部使ったときの6,700円でございますので、ちなみにメインアリーナにつきましては2,900円程度になります。それから、サブアリーナについては1,200円程度になろうかと思えます。これは、あくまでも今の電力料金で試算しております。

それと、利用につきましても、今、見込んでいるのは、大会とか避難所設置のときにということで考えております。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第３７号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第３７号 宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３７号 宮之城総合体育館空調設備他改修工事請負契約の締結について」は、可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前１０時５０分とします。

休憩 午前１０時３７分

再開 午前１０時５０分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第１５「議案第３８号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１６「議案第３９号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１７「議案第４０号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１８「議案第４１号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１９「議案第４２号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第２０「議案第４３号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第２１「議案第４４号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第２２「議案第４５号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第２３「議案第４６号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日

程第 2 4 「議案第 4 7 号 さつま町農業委員会委員の任命について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 1 5 号「議案第 3 8 号 さつま町農業委員会委員の任命について」から日程第 2 4 「議案第 4 7 号 さつま町農業委員会委員の任命について」までの議案 1 0 件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第 3 8 号から議案第 4 7 号までを一括して提案の理由を申し上げます。

これはさつま町農業委員会委員が、令和 5 年 7 月 3 1 日付をもって任期満了となることに伴い、1 0 名の方々をそれぞれ委員として任命しようとするものでございます。

まず、議案第 3 8 号では、引き続き前野浩司氏を、次に、議案第 3 9 号では、新たに山崎博文氏を、議案第 4 0 号では、引き続き坂元兼一氏を、議案第 4 1 号では、新たに濱田誠氏を、次に、議案第 4 2 号では、引き続き吉留義晃氏を、議案第 4 3 号では、新たに満園和徳氏を、議案第 4 4 号では、引き続き南原奈美子氏を、議案第 4 5 号では、引き続き山内美千代氏を、議案第 4 6 号では、引き続き池山準一氏を、最後に、議案第 4 7 号では、引き続き赤崎敬一郎氏を委員に任命しようとするものでございます。

以上、1 0 件につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては、農政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○農政課長（山口 泰徳君）

議案第 3 8 号から議案第 4 7 号までの「さつま町農業委員会委員の任命について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、議案第 3 8 号から議案第 4 7 号までの議案 1 0 件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 3 8 号から議案第 4 7 号までの議案 1 0 件については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第 3 8 号から議案第 4 7 号までの議案 1 0 件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、議案第 3 8 号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第３８号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３８号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第３９号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第３９号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３９号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第４０号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第４０号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第４０号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第４１号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第４１号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第４１号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第４２号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第42号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第42号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第43号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第43号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第43号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第44号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第44号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第45号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第45号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第45号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第46号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第46号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第46号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、議案第47号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第47号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第47号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第25「報告第2号 令和4年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第25「報告第2号 令和4年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「報告第2号 令和4年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、戸籍住民基本台帳費ほか25事業に係る予算を地方自治法第213条の規定に基づき、翌年度へ繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「報告第2号 令和4年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

○岸良 光廣議員

今、説明があったように、災害復旧費、かなりこれは繰越しがあるんですけども、また土木費のほうも繰越しがあるんですが、今、さつま町内の建設会社のほうが人材不足で、聞いてみますと、CあるいはD、Bも含めて1社で工事案件を3件、4件入札して、ほとんど手が回らないという話をよく聞くんですが、今の現状で見たときに、この繰越しされた各項目の工事費もなんで

すが、その辺は、実際、さつま町内の土木関係者の状況ちゅうのは、町長はどのように考えておられるのか、もし判っておったら説明していただきたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

議員のほうからありましたように、非常に繰越しが多額になっているところでございまして、非常に、町内の業者の方々も、数件受注しながらこの工事に努めていただいているところであります。

本当に件数が多いございまして、なかなか下請も見つからないというような状況もあるやに聞いているところでございますけれども、我々も毎月、あるいは2か月に1回、建設業協会のほうの方々と工事の進捗状況、それなんか打合わせをしながら、なるべく業者の重きに負担にならないような形での発注もこちらでも考慮しながら、今、やっているところであります。

何とかしっかりと工期内といいますか、年度内にしっかりと終わるように、我々もまた様々な取組といいますか、業者が工事をしやすいようなそういうやり方も取り入れながら、今、やっているところでございます。

引き続き、またこちらでも注視しながら、しっかりと打合わせをしながら、また進めていきたいと思っております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、報告第2号を終わります。

△日程第26「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第27「報告第4号 令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第26「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第27「報告第4号 令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の以上2件を一括して議題とします。

各報告について、内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び「報告第4号 令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」でございます。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がございましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものでございます。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

それでは、「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」御説明い

たします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

続きまして、「報告第4号 令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は、6月23日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第28「陳情について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第28「陳情について」であります。

5月25日に受理した陳情書については、配布してあります陳情文書表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月7日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時23分

令和5年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

令和5年6月7日

令和 5 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
令和 5 年 6 月 7 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(13) 上久保澄雄	1 町政運営について 町政運営に対する各種施策推進上における課題等をどうとらえ、課題解決に向けた取組の基本的な考え方を問う。 2 財政運営について 少子高齢化社会が加速することにより、労働力人口・生産年齢人口の減少に伴う税収への影響等が懸念される中、財政運営に対する展望と留意すべき事項をどのようにとらえているか問う。 3 上水道事業の経営安定化について 将来にわたり、継続的に安定した運営を図るとともに、町民負担の軽減につながる施策について、検討・推進を行う考えはないか。
2	(11) 古 田 昌 也	1 観音滝の在り方について 観音滝の現状はどうなっているのか。 また、現在も観音滝の施設全体は閉鎖中であるが、当初予算で観音滝の関連予算が可決されている。この事を町としてこれからどのようにしていくのか問う。 2 行政改革について 先月 5 月に新型コロナウイルス感染症も 5 類になり、経済活動などが本格始動し始めた。民間事業者の多くはこの機会を逃さないために準備をしてきている。その現状を考えたときに、本町の役場機能として縦割り感があり、横断的な判断が出来ていないように見えるが町長自身はどう感じているのか問う。
3	(2) 平 山 俊 郎	1 自衛隊誘致について 自衛隊誘致についての質問は、2 年前の 6 月議会、昨年の 1 2 月議会、そして今回で 3 回目になるが、これまでの町長の発言について、次のことについて問う。 (1) 施政方針演説で、町長は、「選択と集中」を行うと発言され

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		た。再度確認するが、積極的に誘致策を選択し、集中的に実行していくのか。 (2) 誘致策を実行するには、議会との連携も必要だが、現在の状況や誘致策の概要などを共通認識として、報告や連絡をする考えはないか。 2 少子化対策について 現在、本町には、「結婚サポート対策事業」で婚活サポーターが3名おり、令和3年度の活動結果は、「相談件数9件」、「お見合い件数13件」、「カップル成立件数3件」、「成婚件数2件」であったと聞いている。そこで次のことについて問う。 (1) 外国にあつては、婚外子が50パーセントの国もあるとのことだが、日本は婚姻から出産が基本である。婚活サポーターの活動効果が高いことから、サポーターの人数を今の10倍とはいかないまでも、大幅に増やすなど思い切った施策を講じることで、成婚件数を増やす考えはないか。
4	(8) 新 改 秀 作	1 農業政策について 本町の農業政策について、次の点を問う。 (1) ウクライナ侵攻やコロナ後の世界情勢の中で、本町の農業政策は、どのような影響を受けたか。 (2) 耕作放棄地をなくす方策は、どのように考えているか。 (3) 担い手政策はどうか。その効果は出ているか。 2 商業政策について 本町の商業政策について、次の点を問う。 (1) 世界情勢の中で急速な物価高となり、消費者も商店街も大変な状況であると思われるが、それに対応した商業政策を行っているか。 (2) 飲食業等において、コロナにより、それまでの政策に影響があったか。 (3) 今後の商店街と町民の救済も含めて、どのような商業政策で

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		臨むか。 3 学校の安心・安全について 本町の学校について、次の点を問う。 (1) 安全な施設であるように、年に1回は総合的なチェックを行っていると思われる。特に正門等の防犯対策は、国も明記しているが、本町はどうか。 (2) 統廃合における校舎の管理はどうか。 (3) 登下校は、物理的・精神的にも安心・安全か。
5	(14) 川 口 憲 男	1 教育行政の推進策は この5月に、さつま町の教育長に就任され、これから町の教育行政に取り組まれる意気込みは。自分自身の教育への思い・方向性を持たれていると思うが、考えを問う。 (1) これまでの経験を基に、自分の姿勢・目標をいかに、さつま町の教育に発揮される考えか。 (2) 学校再編も終わりに近い状況にあるが、学校づくりをどのようにとらえているか。 また、職員と一体となった、児童・生徒指導をどのように考えるか。 (3) G I G Aスクールの推進は、タブレットの活用などを通して確実に進められていると感じているが、更なる伸びは、児童・生徒の大きな成長に繋がり、自身の将来の方向にも大きな力になると感じる。さつま町の伸びにも大事な力だ。教育の在り方が大事だが、現状をいかにとらえ、取り組む考えか問う。

令和5年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和5年6月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課 長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
農 政 課 長 山 口 泰 徳 君	担い手育成支援室 長 山 口 良 浩 君
商工観光PR課 長 中 村 英 美 君	水 道 課 長 出 水 隆 君
農業委員会事務局 長 松 山 明 浩 君	教育総務課 長 大 平 誠 君
学校教育課 長 岩 脇 勝 広 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、13番、上久保澄雄議員に発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○上久保澄雄議員

改めて、おはようございます。

早いもので、上野町政もスタート以来3年目に入りまして、既にもう2か月が経過をいたしております。

町長に就任当時は、新型コロナ感染症、それから鳥インフルですね、それと線状降水帯による耕地等の災害など、これまで経験したことのない事態の対応で非常に厳しい前期の運営じゃなかったらうかというふうに思っておるところでございます。

これまで町政を運営していく上において、大きく影響を受ける結果となったこれらの諸要因につきましても、特に感染症問題はそうありますけれども、若干緩和をされてきたということ等から、今後においては、就任以来2年余りの実績等を基に、当初抱いておられました様々な構想、方針等あったかというふうに思います。

今から大きく展開しながら、直接、成果に結びつける年度になると期待を致しておりますので、以下の事項について質問をいたします。

まず、町政運営についてであります。

国においてはアベノミクスからデジタル化の推進、最近では異次元の少子化対策などなど、次から次へと耳に新しい施策が出てまいりました。いかにも新しい変革、変化のみが評価されるような錯覚に陥りそうになりますけれども、また近年、容易には理解し難い言葉、表現の羅列によりまして、特に横文字もそうですが、日本語自体の理解も難しくなってきたようにも感じております。

本会議に提案をされている一般会計補正予算にも、早速子育てに関する関連経費が計上されておりますが、国においては平成24年に、子ども・子育て関連3法の施行以来、一部における施策等は取られていたものの、今の段階になって、急速子育て支援についての重要性を、少子化、人口減少、高齢化問題を絡めて、国における最重要な政策推進策として取り上げ、相も変わらずコロナ感染症対策時と同様に財政面での直接的給付型の支援が進められようとしております。

このような状況の中ではありますが、さつま町として、今後、町が一層振興発展していくための町政運営上における各種施策推進上における課題等を、どう捉え、これらの課題解決に向けての取組の基本的な考え方をお伺いをいたします。

2点目は、財政運営についてであります。

自主財源に乏しい本町にとりましては、地方交付税に依存せざるを得ないわけではありますが、全国的に人口が減少していく中で、国税三税等を中心とした交付税財源の確保、また需用額の動向など懸念する材料は多いわけでありまして、厳しい財政運営の方向にあることは明らかであります。

また、自主財源の主たる税収で、その中心をなす給与所得に対する税収は、人口減少が進む中、早晩影響が生じてくるのは避けられないと考えております。

少子高齢化社会が加速することにより、労働力人口、生産年齢人口の減少に伴う減収への影響等が懸念される中で、町政運営に対する展望と留意すべき事項をどのように捉えておられるか、また財政の健全な運営に向けての取組について、考えを伺います。

最後は、上水道事業でございます。

上水道事業の経営安定化についてでございますけれども、将来にわたり継続的に安定した運営を図るとともに、町民負担の軽減につながる施策として、検討、推進を行う考えはないか伺います。

本年度の当初予算は、当年度純利益が995万1,122円の赤字予算が組まれております。なお、令和3年度には町水道事業経営戦略を策定されまして、令和4年度、令和9年度にいずれも料金改定の必要があるとして、具体的な計画が立てられております。

年々給水件数、給水水量の減少により営業収益が減少し、厳しい経営がなされておりました、人口減少イコール給水人口の減、イコール給水収益減という負の連鎖であります。

加えて、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大による営業費用の増加、給水区域内における老朽管もかなり残されておりました、更新費用も莫大な額に上るものと考えられます。

このままの状態で行きますと、公営企業の場合、独立採算性が基本でありますので、受益者負担が原則となり、水道使用料金を上げざるを得ないわけではありますが、このことは、広域的な取組がなされるとしたら別でありますけれども、給水人口が減少していくたびに生じてくる可能性があるわけであります。

そこで、さつま町を担っていく方々が、将来にわたり過度の経済的な負担を強いられることのないよう町として支援を行っていく考えはないか、伺います。

1回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。

それでは、まず上久保澄雄議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の町政運営に対する課題解決に向けた取組についての御質問でございます。

現在の町政運営に対する課題といたしましては、重要性、緊急性等の面から見ましても、人口減少問題が最重要課題と捉えているところであります。

人口減少問題につきましては、医療や買物、交通などの町民生活、また消費経済規模の縮小、労働人口の減少などの経済活動に影響を与えることに加えまして、税収の減少、地域コミュニティーの活力低下など、町政運営に影響を与える大きな課題であると考えているところであります。

こうした人口減少問題の対応としまして、令和元年度に策定いたしました第2期の「さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略」また、令和2年度に策定しました「総合振興計画」の後期基本計画、その中の重点プロジェクトにおきまして、子ども医療費の18歳までの無償化や保育料軽減、副食費と学校給食費の助成などの子育て支援策のほか、新卒者や転入者に対する就労支援

奨励金の支給、転入者や新婚世帯が民間住宅に居住する場合の家賃補助などの移住定住施策に取り組んできたところでございます。

また、令和5年度の予算におきましては、婚活イベントの開催経費や出産子育て応援給付金の給付、それから民間賃貸住宅建設促進補助など、結婚、子育て支援策と移住定住施策の充実を図ったところであります。

このように人口減対策を講じてはいるものの、効果的な人口減少の抑制につなげていない現状でありますことから、健全財政を念頭に置きながらも、改めて、この全職員で強い危機意識を共有し、国の少子化対策、また人口減対策の詳細なデータ等を分析しながら、時宜を捉え、思い切った施策に取り組んでいきたいと考えているところであります。

2点目の財政運営についてでございます。

財政運営の展望につきましては、毎年12月に国から示される地方財政対策により、地方財政計画の動きのほか、デジタル化、脱炭素化、子育て支援、緊急防災、減災事業、公共交通の確保など、主な課題への対応等が示され、これを指針としているところでございます。

まずもって、町税など一般財源の総額と地方交付税の確保の見通しがなされているのかが重要であり、地方財政の健全化に欠かすことのできないものと捉えているところであります。

普通交付税につきましては基準財政需用額におきまして、人口を算定基礎とする項目が多くを占めており、議員御指摘のとおり、人口減少が与える交付税への影響については少なくないところであります。

また、町税につきましても、ここ数年コロナ禍におきまして、大きな落ち込みがなかったことが幸いでございますけれども、今後、伸びる要素が少ないことから、自主財源の確保が厳しくなるものと考えているところであります。

一方、歳出全体におきましては、特に、物価の高騰により公共施設の光熱水費をはじめ、民間市場における人件費や資材価格等による委託料、役務費、維持補修費、投資的経費などにあらゆる経費の上昇に波及するものと捉えているところであります。

このため、町総合振興計画等を基本とします各事務事業を展開するに当たりましては、国や県の支援策を積極的に取り入れるとともに、即効性の高い「ふるさとさつま応援寄附金」の増加、さらには財政調整基金をはじめとする各基金や有利な町債の活用等による財源の確保を図ること、今後とも持続可能な財政運営に努めていきたいと考えているところであります。

次に、3点目の上水道事業の経営安定化についてでございます。

水道事業につきましては、受益者負担の原則の下、独立採算制で運営を行っており、平成29年4月に上水道事業と簡易水道事業を統合したところであります。

水道料金につきましては、国の指針で水道料金の算定期間はおおむね3年から5年が望ましいとされており、平成29年から令和3年までの5年間を料金算定期間としまして、平成29年4月に水道料金を統一改定させていただき、次期改定予定を令和4年度としたところであります。

議員の御指摘にもありましたが、こういう状況の中、新型コロナウイルス感染症拡大による経済の落ち込み等、住民生活への影響を考慮しまして令和4年度の料金改定については見送ったところであります。

給水人口、使用水量の減少によりまして、経営的には大変厳しい状況ではございます。これまで、職員数を削減するなど、経常経費の圧縮を図ってまいりましたが、経営努力だけでは難しい状況にありますことから、現在、水道料金の適正な料金体系への見直しと改定時期を検討中でございます。

施設の老朽化等に伴う更新費用についてでございますけれども、町内には水源池が34か所、

配水池43か所の施設のほか、給水区域の隅々まで給水するための水道管路を総延長約453キロメートル保有していたしているところでもあります。

そのような中、水道管路の法定耐用年数は40年となっておりますけれども、令和3年度末現在で法定耐用年数を超える、管路延長は全体の約23%、約105キロメートルに達している状況であり、これらの管路を全て更新した場合には、約48億円程度の改修費用が必要であると試算をいたしているところでもあります。

これら施設の更新につきましては多額の資金を要することから、利用者の皆様の御理解を頂きながら、長期的な計画の下、将来の水需要を見据えた施設の統廃合や規模の縮小など効率的な更新に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○上久保澄雄議員

まず1点目の町政の課題等への対応でございます。

本町が抱えている課題というのは、やはり人口問題、まあ原点には人口問題があるというふうには思うんですけれども、多岐にわたっていると。私が町に幾ら計画があるのかということで、ちょっと洗い出しをやってみたんですが、もう15項目ぐらいあるところでやめてしまいました。かなりの計画がありまして、これを町長が一括して管理をされるとなると、これはとてもじゃないなという気がいたしておりますが、それぞれの分野でそれぞれの課題があるということになります。

本日はその一つ一つをお聞きするわけにもまいりませんので、今ありました基本的な部分だけについての質問をさせていただいたところでもあります。

これは本町だけでなく全国、人口問題については、真剣に捉えております。また、現にそういう状況になっておるところでもあります。

各自治体はそれなりに危機感を持っていろいろと試行錯誤をしながら、移住もそうですね。それと定住、地元にいる人たちがなるべく外に出ていかにように地元で暮らしていただくと、そういう対策、それには何が必要かと、それなりに条件整備が必要ですね。

まず働く場、それから若い方は特にある程度自分たちでも、まあ、遊ぶ場と言うとあれですが、心が許せる場と、そういったところも必要だろうし。

それともう一つは、一番大きなのは地域とのつながりですね。これは自治組織とっておりますが、ここの付き合いですね、そういった面と、それらの環境が揃って、これは十分地元で暮らせるなあと、楽しく暮らせるなあと、いうことになれば、私は必然的に若い方々、残ってくれるというふうに思います。

その条件を整えただけでみんなが残っていただけるかどうかはまた判りませんが、その中の何割かは必ず地元で暮らしていただけるというふうに思っておるところです。だから、そういった取組もしていただければというふうに思うところでございます。

人口問題については、将来に向けて安定した行政サービスを継続的に提供できる、いわゆるSDGs、持続可能な体制の確立にも大きく影響を与えるものであると思っております。

それだけに事務事業の効果、効率、成果ですね、厳正な検証も必要であると、この事業をやったからそれで済んだと、それじゃなくて、その結果、果たして町民にどういう効果があったのかといった検証も、それぞれそのたびにやっていただく必要があろうというふうに思います。

それと、高い意識の下に質の高い効率的な継続的な町政運営ができるような、いわゆる今はやりの次元の異なる町政運営、改革が必要でもあるというふうに思います。

先ほど、町長、それぞれ課題を述べられました。またそれに対する対策も述べられたわけであ

りまして、ふるさと納税の関係、さつま町のまち・ひとづくりですかね、そういった総合戦略も立てておられます。

私がさっき言ったのは、それは計画でありますので、果たしてその計画のどの分野がどういふふうに進んでいるのかと、どこが進行管理されているのか、恐らくそれは企画政策課じゃなかろうかというふうに思うんですが、やはり、つくっただけじゃもう駄目です。その都度やっぱり検証していかなとですね。どこまで進んでいるか、進まない部分については何が問題なんだと、じゃ、その解決をするためにはどうしようと、やはりそこまでやっていかなと、これはとても、計画はさっき言いました、相当あります。ですから、その一つ一つに各部門において検証される必要があろうかというふうに思うところです。

これは、私はいつも申し上げているんですが、過去に話題になりました、これは非常に古い言葉なんですが、道州制ですね。これはいろいろと問題ありまして、それから自治体の再編論、平成の大合併もそうでありましたが、自治体再編論、これらについてはいろいろ考え方もあるところでありますけれども、現在、行政が行っている業務全般の中で、これは共同処理可能な業務もあるんじゃないかなという気がいたしております。

特に今AIとか、OA化はもうどんどん進んでおりますけれども、もうAIができておりますので、そういった時代が間近に、今も使いますよね。そういう時代になっております。

ですから、私は、広域でもできる部分がこれからどんどん出てくるんじゃないかなと協働ですね。決して、さつま町だけでなければできないということだけではもう今からないんじゃないかなというふうな気がいたしておりますので、近隣市町村とともに広域的に取り組む時代に、もう既に入っていると私は考えております。ですから、そういった観点からも、やはり内部で検討される必要もあろうかというふうに思います。

住民サービスの向上はもとより、行政組織のスリム化をすることによって、この行政組織のスリム化もできるというふうに思います。

それから、当然コストも削減につながると、ひいては、人口が年々減少していく中で、財政的にも非常に厳しくなっていくことはもう予想されますので、組織がそういうふうになくなればなるほど、住民負担の軽減についても一定の効果が現れてくるんじゃないかなというふうに思うところです。

見解を伺います。

○町長（上野 俊市君）

議員からもございましたけれども、人口減少がこのように加速していく中におきまして、現在と同様の行政運営、行政サービスができるかと言われますと、非常に難しい状況になるものと考えているところであります。

このような観点から、複数の自治体による広域的な取組により事務を進めていくということは一つ大きな手段であると思っております。

現在も消防の通信指令を協働で始めるということで、取り組んでおりますけれども、これは市町村の合併ではなくて、広域的にできる事務というのは、議員もおっしゃるように私もとにかく今後進めていかなければならないと思っております。

また、県等におきましても、このような広域的な事務の在り方というものを検討をしているようでございますし、今後におきましては本当にこれは重要な課題となってくると思っております。

AI化がどんどん進むことによりまして、いろんな住民サービスも広域的な取組、まあ、いろんなところで証明も取れる時代になっていくかと思っておりますし、そういうことでそういうAI等々を取り入れながら事務を進めていくと、あるいは広域的に自治体と手を組みながら、できるとこ

ろは広域的な取組を進めていくということは重要であると思っていますところであります。

将来、ごみ関係の処理問題につきましても、この施設が、現在の施設が永遠に続くわけではございません。この老朽化、長寿命化対策も取っておりますけれども、いずれはそれも更新あるいは新たなところで運営をしていかなければならないという時代が来るかと思っていますところであります。

そういうときにあつたら単独での建設というのは難しい話でございますので、こういう面も含めて広域的な取組というのは重要だと思っていますところであります。

○上久保澄雄議員

ただいま町長が述べられましたように、やはり、この広域的な取組と、もう既に消防組合についてはその一部取り組んでおりますので、そういった形で分野ごとに、これは一挙にというのはとても無理な話でありますので、部分的にできる部分から逐次進めていくといった方向でぜひ検討を願いたいというふうに思うところでです。

この3年間、コロナ、コロナで非常に住民の方々疲弊されております。経済的にもそうでありますけれども、非常に苦勞されております。やっと明るい方向が見え出ております。日常生活がこれで戻ってくるのかなという気がいたしておりますので、町民に希望を持った政策を今後進めていただくように、これは要請を申し上げて、この件については終わりたいというふうに思います。

次は、財政の関係であります。

財政関係については、この町の人口ビジョンに基づく推計、皆さん御存じのとおりですね、現在の出生率等の状況から見ても、町の推計人口とは大きく異なっておりまして、極めて深刻な状況が来ていることはもう明らかでございます。

また、国においても、先般、ちょっと報道がなされておりましたけれども、出生数が2033年に80万人を割るとの推計を、当初そういうふうになされておったんですね、ところが2022年には10年以上早いペースで、もう既になっていると、この報道はなされておりました。

このことも少子化問題を重点施策に掲げられた背景にあるのではと、国がですね、いうふうに思います。これは思っていたよりか、物すごいスピードが早くなっているんだということですね。

そこでもう、やはり行政サービスを提供していく上では、原則として、財政の原則として歳出全般にわたる見直しと、これはいつも言われておることでもあります。

それともう一つは、これは機能重複公共施設、まあ似たような施設ですね、内容がですね、そういったのが町内にも多分に見受けられるところであります。これらについてもやはり集約、あるいはまた整理をもうする必要があると、同じ施設があちこちある、これは管理費が大変ですので、そういった面で逐次経費も落としていくんだという方向に、歳出としてはやはり取り組んでいかなければならないというふうに思います。

それで、もう一方では、やはり何といたしましても歳入をいかに確保するかということでもあります。交付税だけでは頼っておられません。ですからこの歳入をどこに求めるかというのが一番の、最大の、これからの課題になろうかというふうに思います。

平成20年からですかね、制度としてスタートしました、ふるさと納税の制度についてでありますね、これについていろいろと調べてみました。

まあ、これは、こんな感じで出てまいります。全国のランク表とかですね。物すごい量でした。全部は印刷機の関係で出てまいりませんでしたが、一部を見てびっくりしました。

というのは、返礼品に関して、過去いろいろ、これは、議論があったところですね。例えば商品券を発送したところがあったりとかですね。これについてはいろいろと議論がありましたけれども、令和2年度のこの実績で見てみましたところが、お隣の宮崎県の都城市ですね、ここが全国1位でございます。この寄附の受入額が一番多かったところ。その次は北海道の紋別市ですかね、ここが次だったようで、ここが都城と行ったり来たり上位を争っているようでありますけれども、争うというのは表現が悪いですね。1位2位をそれぞれ交互に取っておられるようです。

金額を見てびっくりしました。我が目を疑うというのはこのことですね。私は累計でこれだけだろうというふうに勘違いしましたところが、単年度で135億円あったと、これびっくりしました。

参考までに本町ちょっと見てみたんですが、令和3年度で2億9,000万円ぐらいでございました。非常にありがたいお金でありますけれども、桁が違うんですね。

取組自体もいろいろとやっておられるわけですが、その持っていくようではこれも貴重な財源になり得るというふうに感じたところであります。

また、もう一つは、この返礼品ですね。返礼品とその産地のいろんな特産品とか、そういったものが主体になっておりますが、宮崎県については、これは牛、牛肉関係が多かったですね。それから、北海道は海産物、そういった形で各特徴を出してやっておるようであります。

この返礼品の関係で、私は地元の産業もまた、これで潤うと、効果ですね。また、企業も、新たな企業も出てくるんじゃないだろうかという気もいたしております。したがって、地域経済に与える効果というのも非常に期待ができる取組ではなかろうかと。

ですから、町としてもいろいろと考えてはおられるかとは思いますが、本腰を入れて、ただ、制度はありますと言って、待ちっただけでは、これは参りません。積極的に呼びかけて企画を立てながらやっていくということでない、待ちの姿勢では決して発展はしないというふうに思っておりますので、ぜひこれは検討に値する事項かというふうに思います。

今後あらゆる観点から、歳出削減のみではなくて、新たな財源、先ほど申しました新たな財源を求めるために、歳入全般の洗い出しを行いながら長期的な視点、展望に基づいた運営がなされるべきものというふうに考えますが、ただいまの件についての町長の見解を求めたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

歳出の関係等についてはもう上久保議員のほうからもございましたように、やっぱりこの公共施設の関係等についても、しっかりと整備をしていく必要があると思っております。

個別施設計画というのも立てながら今進めておりますけれども、なかなか具体的に なりますと総論賛成、各論反対というような形になりまして、なかなかこれが難しいものもあるところでございます。

しかしながら、そういう悠長なことは言っておられませんので、これまでも申してきましたように、住民の方々にも痛みを伴っていただくところは伴っていただきながら整理をしていかないと、これはもう絶対できないものと思っておるところでありまして、施設の関係についても、これも強力的に進めていきたいと思っております。

また、歳入全般の見直しにつきましては、毎年度、事務事業の評価も行いながらやっておりますけれども、なかなか、先ほど言いましたように、いざ、その事業の廃止、見直しとなりますと難しいところがあるということで、これもうまく回っていない部分等もございます。ここあたりはまたしっかりと、事務事業評価という、この評価制度をしっかりと、機能するような形で、これも運営していきたいと思っております。

歳入の面につきましては、ふるさと納税を取り上げて、今、議員のほうからもございましたけ

れども、本町も決して手を抜いているわけでもありません。いろいろと工夫をしながらやっているわけですが、なかなかこのふるさと納税、この返礼品の核となるものが欲しいなど、非常に常日頃から思っているところであります。

都城につきましては、焼酎、牛肉、ウナギ、これらをセットで組み合わせをしながら非常に大きな寄附を頂いているところでもあります。本町のこのふるさと納税の在り方につきましても、返礼品の内容、ロット、これをしっかりと確保しながら、どういうものが本当に喜ばれるのか、引き合いがあるのかというのを調査しながら、またこれについても力を入れていきたいと思っています。

今現在、地域おこし協力隊で東京のほうから来ていただいておりますけれども、その方々にも協力、知恵も頂きながら、どういうものが本当に町の返礼品、どういうものが皆さんが求めているのかというのをしっかりと分析しながら、少しずつでもこのふるさと納税の寄附額が増えるように努力はしていきたいと思っています。

○上久保澄雄議員

ぜひ、そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

6月の4日ですかね、企業版のふるさと納税に町長から感謝状というのがございました。まあ、この企業版のほうも非常にメリットが大きいので、こちらのほうも併せて推進をしていただければというふうに思うところです。

先ほどの、町長のほうから手を抜いているわけではないと申されました。私は、そういう意味で申し上げたつもりはございません。黙っちゃったって来ませんよと、待ちの姿勢じゃだめですよと、攻めて出りやにやいかんですよと、決して本町が待ちやって手を抜いちゃうということではございませんので、そこは誤解のないようにひとつお願いをいたしたいと思います。

この件については終わります。

それでは、最後に上水道の関係であります。

公営企業法に基づく、受益者負担という基本原則はどうしても崩すことができないわけでありまして、上水道事業会計につきましては、この公営企業法に基づいた事業ということになります。したがって、必要な経費については使用料によって賄うと、これが大原則であります。

ということでありますが、先般のある新聞記事に最大規模の地震に耐えられる割合が掲載されておりました。

耐震適合率で2021年度末で全国は41.2%となっておるのに対して、鹿児島県は29.2%、全国で言えば40位と、一番下のほうですね。いうふうに取り上げられておりました。

地震が来ればすぐ水が漏れて、漏水、漏水と、こういう状況ですね。現実問題としては災害がまず発生すれば、何といても、これは、水はもう命の水です。まず水からです。ですから、この会計が独立しているのは分かりますけれども、先ほど町長のほうもございましたが、町内で修理をせにやいかん必要な、老朽管ですかね、耐用年数を超えた、これ40年ですか、管が総延長で10万5,000メートルあると、これを概算経費で修理をするとなると、先ほどありました48億ぐらいかかるんだということであります。

これ全て改善しようとしたら、全て水道料金に跳ね返ってくるわけですね。とてもじゃないですけれども、高額な負担を強いられるということになりかねません。

そこで、まあ、無理かとは思いますが、これ、少なくともこういった分野について、町のほうで何らかのその支援策というのはできないものか、いかがでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

水道事業につきましては、議員御指摘のとおり、独立採算性が原則でございます。そういう中にありまして、今年度の予算についても赤字予算という形にはなっておるところであります、このように毎年のように大きな大規模災害等が発生し、特にこの地震等による管路の被害というのは、当然ながら予想されるところであります。

こういう場合については、この地方公営事業等の繰り出しの基準等がございまして、この災害等で被害を受けた場合については、この繰出金もできるような制度にもなっているようであります。

そういう、予想ができないようなこの災害時における、この管路の補修等については、その状況等を見ながら繰り出しもしていく必要があると考えているところであります。

○上久保澄雄議員

了解はできませんね。ぜひですね、その改修関係でも何らか町として手だてをしていただくように、これはまだ検討すれば、その方法もあろうかというふうに思いますので、ぜひそういった方向で進めていただければというふうに思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上久保澄雄議員の質問を終わります。

次は、11番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

改めまして、おはようございます。お疲れさまでございます。

先月、5月の8日に新型コロナウイルスも5類になり、町の活性というか、動き出しというのが多々見えてくるようになりまして、約もう1か月が経つようになってきております。

やっぱり、まばらですが、町内の飲食店、その他もろもろの方々でも動きが見えてきている、観光客のほうも増加している現状というのが見えつつありますので、それに関連した質問のほうを今回はさせていただきたいと思います。

それでは、通告書のとおり、基づいて質問のほうを行いますので、よろしくお願いします。

まず1番、現在の観音滝公園の在り方についてでございます。

観音滝の現状は、一体どうなっているのか、また現在も観音滝の施設全体は閉鎖中であるが、当初予算で観音滝の関連予算が可決されている、このことを町として、これからどのようにしていくのか、お聞かせください。

続きまして、行政改革についてでございます。

先ほども申しましたが、先月の5月に新型コロナウイルス感染症も5類になり、経済活動などが本格的に始動し始めております。民間事業者の多くは、この機会を逃さないために準備をしてくている状態でした。

その現状を考えたときに、本町の役場機能として縦割り感があり、横断的な判断ができていないように見えているのが現状でございます。そのことを町長自身はどう感じているのかをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

古田昌也議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の観音滝公園に関する御質問でございます。

観音滝公園につきましては、御承知のとおり令和元年の12月に株式会社やさしいまちと無償譲渡の契約を締結し、譲渡後は観音滝リゾートとして、レストランをはじめログハウス等を中心に運営をされてきたところでございます。

現状としましては、昨年の12月23日から営業を休止された状態でございます。私も、町長就任前から、やさしいまちの代表と、譲渡後に発生した課題や要望等に対しまして協議を重ねてきたところでございます。

しかしながら、3月にやさしいまちの代表とまた面談をいたしました際に、代表からは、今の状態では、投資をしても集客が見込めず、観音滝の返還も考えていると話されたところでございます。

町としましては、観光振興基本計画におきまして観音滝公園を本町の観光振興の拠点施設として位置づけたところでございます。町として観光振興のできる部分の提案と、それから公園周辺の整備の考え等を改めて代表のほうに提案し、再度、代表のお考えを文書でお伺いしたいといたしているところでございます。

また、町として、これからどのようにしていくかを検討しているのかというような御質問でございますけれども、現在、町の考え方を代表のほうに提案をしております。

引き続き、株式会社やさしいまちに運営をしていただき、観音滝公園を新たなにぎわいの場として進めていきたいと考えているところでございます。

次に、2番目の組織の横断的な対応に関する御質問でございます。

各部署における情報共有や横断的な判断の促進につきましては、日頃から取り組んでいるところでございます。

課長連絡会等をはじめ、政策的案件につきましては、毎月政策推進会議を開催しながら町政の方向づけや対応策を検討しているところであります。

また、必要に応じて横断的な町政につきましては、関係課協議を随時開催して調整を図り、より専門的、集中的な取組に関しましては、プロジェクトチームを設置しながら特定の課題に取り組むために、異なる部署の職員が協力して解決策を検討し、効果的な意思決定を行うことができる環境を整えているところであります。

これらの取組により、役場内の縦割り感を解消し、横断的な判断をより効果的に行えるよう努めているところでございますけれども、一方では、急激な時代の変化に伴いまして役場の組織そのものを見直す余地がありますことを認識しているところであります。

人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルスやデジタル化など新たな行政課題の発生に加えまして、複雑化、多様化、高度化する行政ニーズなど刻々と変化する環境に対応するため、既に今年度の町の行政改革推進本部におきまして、令和6年度以降の新たな組織機構の再編に向けた検討を始めているところであります。

今後におきましても、議員御指摘のとおり、組織の横断的な取組への対応をはじめ、町民の方々の目線に立った判りやすい機能的な組織体制の整備が図られるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○古田 昌也議員

回答のほうを頂きました。

ちょっと確認なんですけど、そもそも無償譲渡したのは、先ほどの回答があった通りに、やさしいまちさんに無償譲渡、セブリスグループとは関係ないやさしいまちに無償譲渡ということによ

ろしいですか。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

譲渡の相手方は、株式会社やさしいまちでございます。

○古田 昌也議員

理解いたしました。それでしたら、ちょっと再度、簡単にこれまでの経緯というものを再度ちょっと説明していただけないでしょうか。お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

これまでの経緯について御説明いたします。

令和元年12月9日、株式会社やさしいまちと仮基本協定及び無償譲渡仮契約を締結いたしまして、翌、12月10日、議会のほうへ譲渡議案を上程し、原案可決を頂いたところでございます。

令和2年2月の14日株式会社やさしいまち2名、セルビス本社セルビスサービス鹿児島観光事業部の計4名の方と町が3名で、事務引継ぎを行い、同年9月30日に土地建物の所有権移転が完了しております。

やさしいまちのほうでは、引継ぎ後レストランの改修やログハウス、それからピザ釜の整備などを民間ならではの力で再整備をされています。温泉施設につきましては、清流館の位置で計画を進めようと思いましたが、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンがありまして、そのままでは建設ができないことから計画がストップしているところでございます。

この3年余り、ガラス工芸館の移転を含む新しい場所の模索、それから観音滝の周辺整備の案等を提案するなど協議を進めてきたところですが、企業の判断で営業を休止されたところでございます。

以上です。

○古田 昌也議員

理解をいたしました。ということはですね、現在は営業中止されているっていう形なんです、現在の現場、観音滝はどのような状況になっているのか、把握をしているのかお聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

現在の状況でございますが、正面につきましてはU字型側溝を置いておりまして、公園内の侵入ができないように封鎖をしております。それからまた、ガラス工芸館側につきましては、橋の中央部側とレストラン側に侵入防止柵を設置をしまして、人が入れないような状況にしているところでございます。

○古田 昌也議員

ということは、進入禁止ということは、現在、公園の利用者は公園に入ると不法侵入になるのではないかと懸念されるんですが、その点についてはどういう感じになっているんでしょうか、お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

所有者でありますやさしいまちが閉門をしまして、立入禁止をしておりますので、正当な理由がなく侵入するとなりますと、法に触れる可能性があるかと考えております。

○古田 昌也議員

ということは、完全に軽犯罪法であつたりとか、不法侵入、建造物侵入罪に当たるという考え方になるっていうことで理解をしてもよろしいですか。お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

正当な理由なく侵入されますと、そういう法に触れる可能性があるということで理解しており

ます。

○古田 昌也議員

でしたら現在、もう公園の管理だったり整備などというのはしていない状況なのか、で、荒れ放題になっているのかっていうのは把握をしているのか、ちょっとお聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

公園の管理、整備の件でございますけれども、観音滝周辺とレストランの前の部分につきましては、河川沿いについては河川区域になりますので、町のほうで除草作業等の管理を行っております。その他につきましては、やさしいまちの管理される部分となっております。

○古田 昌也議員

はい。ということは、今現在は、安全に遊べるのかどうかという形になると、遊べるのかどうか、どういう形の見解を持っているのか、お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

現在休園の状態でございますので、遊ぶことはできないと考えております。

○古田 昌也議員

ということは、もう完全に遊べないという形の理解でいいという形でちょっと理解をいたします。

ちょっと話変わるかもしれませんが、そもそも現在、やさしいまちとちゃんと連携は取れているのかどうかをお聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

現在、やさしいまちの代表と連絡を取って協議を行っているところでございます。

○古田 昌也議員

協議は行っているということはいろんな話が進んでいるということで理解をしますが、予算に関しては、当初予算のほうで道路整備であったり、監視員の人件費などがついております。今現在、遊べないということになりますと、そのことについてやさしいまちとはちゃんと協議はできているのかどうか、お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

3月の24日でございます。町長と代表のほうが面談をされました際に内容については説明をさせていただいたところです。それから、4月に入りまして副町長と直接文書を持参いたしまして、町の取組について内容としてお渡しをしたところでございます。

○古田 昌也議員

ということは、その文書の回答を今現在待っているという形の認識でよろしいですか、お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

町から提案させていただいたところに対して、代表の回答を待っている状態でございます。

○古田 昌也議員

ということになりますと、今の話を聞きながら現状を見ていますと、再度やさしいまちさんと協議をして、公園機能などの返還、もしくは譲渡したものの全ての返還を求めたほうがいいと考えるんですが、その点についてはどう考えているんでしょうか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

3月の24日に代表と面談しまして、町の考え方、それから企業側の考え方というのをお示ししていただきたいということで、文書での回答を待っているところであります。

その回答を受けまして、また次の対応を考えていきたいと考えておりますけれども、冒頭、答

弁で申し上げましたように観光基本計画の中でも、この観光施設の拠点施設としての位置づけもしておりますことから、この観音滝公園につきましては、何とか、復活といいますか、また運営していただきたいという願いをいたしているところでございます。

代表からのまたその回答を受けまして、その対応を含めまして、また議会等にもしっかりと御報告をさせていただきたいと思っているところであります。

○古田 昌也議員

ということで、対応していくという形ですね。

でも、原因の追求というのは必ず必要だと思うんです。閉鎖した理由であつたりとか、こういった現状になっている理由というものの原因追及は必要だと思ってるんですが、その点についてはどう考えておるんですか、お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

今町長が申し上げましたけれども、再開していただけるように今町の考えを御提案している状況でございます。

○古田 昌也議員

それでしたら、回答を待ったという形で、ちょっと変わります。

一番重要なのは、地元住民の方々、観音滝地域に住まわれる方々だと思うんですけど、その地元町民の方々に説明などは、町長と語る会以外でそういうことを実施したのかどうか、お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

昨年11月の22日に実施の永野区での町長と語る会のみでございます。

○古田 昌也議員

ということは、やっぱり町長と語る会以外ではしていないという形でよろしいですか。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

はい、そのような形です。

○古田 昌也議員

してないなら、やりませんか。多分、一番気になっているのは、その周辺に住まれる方々であつたりとか、そこを活用しようとしている方々が一番気になっているところだと思います。

そのときに説明をするときに、ぜひ要請としてですが、現在までの経緯と、これからの対応などを必ず、きっちりちょっと時間をかけて説明していただきたいと思うんですが、その点についてはどう考えているのか、お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

代表の回答を受けてからにはなりますけれども、議会のほうへの説明させていただいて、早い段階で地元のほうへ説明させていただきたいと思っております。

○古田 昌也議員

議会のほうにも、報告というか、連絡のほうをお待ちしてますし、必ずですね、徹底的に地元の方々が理解をしていただけるように、きっちりとした説明というのは本町の責任だと考えておりますので、必ずその点については強く要請をしていきたいと思ひます。

その中で、説明会をすると、必ずですね、町民の中からの要望の中で観音滝の温泉施設の取扱いっていう形で多くなると思ひますが、なぜできないのかとか、そのことを詳しく説明する義務があると思ひておりますので、その点についても説明をしていただけるように強く要請いたします。

一番気になるのは、観音滝公園施設の中にある現在のびーどろ工芸さんに影響が出ているのか、

出ていないのかというのがすごく心配になってきてるんですが、びーどろ工芸さんのほうには何の影響が出てないのかどうかというのは把握しているんでしょうか、お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

先日、薩摩びーどろ工芸の工場長とお話をさせていただいたところですが、コロナの影響等はあったところなんですが、休園に対する影響というのはわずかということで聞いております。

○古田 昌也議員

なら、よかったと思うんですが、やはりその周辺施設であったりとか、影響というのはかなり大きく考えますので、必ずそういった形でも気配りということでお願いしたいと、強く要請したいと思います。

今、回答受けてて思っているのですが、やはりですね、こういった広域的な関係の中でも、次の質問にも関連はするんですけど、やはり所管してるのが、担当しているのが、やっぱり商工観光PR課と町長だけの様な気がするんですけど、そこら辺の連携というものは、ちゃんと庁舎内で取れているのかどうか、お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

令和4年度から商工観光PR課が中心になりまして、庁内関係課と連絡を取って対応させていただいているところでございます。

○古田 昌也議員

所管というか中心になってということで、次の質問に関連しますので、次にそこら辺を強く聞いていきたいと思います。

観音滝公園施設は本町にとって、とっても重要な観光資源だと僕は考えております。地元の町民の憩いの場でもある観音滝は、やはり安全で安心して遊べる環境の維持管理するのが本町の責任であると僕自身も考えております。

確かに観音滝全体を希望されての無償譲渡だったと認識しておりますが、やさしいまちのほうには無償譲渡とはいえ、不動産取得税や固定資産税など莫大な費用が実際のところはおかかっております。それは企業にとって大きな投資になっているとなっておりますので、企業として採算が取れないのであれば、やはり撤退も考えるし、こういった形で営業の停止っていう形も考えられると思います。

それをさせない方策は、本町でやはり無償譲渡した責任として、やっぱり考えるべきだと思いますし、行政は民間事業者に対して事業内容など踏み込むことが難しいと言いますが、その踏み込みができる関係こそが官民一体で、これからの行政の在り方ではないかと僕は考えております。

そのような考え方で連携を取るように、責任の在り方がどこなのかとか、押しつけ合いなどをしないような関係を構築するような形を、協議をしていただくように強く要請して、次の質問に移らせていただきます。

さっきの質問でもしておりましたが、なぜ、広域の問題に担当課、中心担当課が一つなのか、その現状をどう考えているのかをお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

組織の在り方についてでございます。

町長の権限に属する事務を分掌化、手分けして受持ちを持つということですが、それをするために必要な内部組織、担当する部署を設けたものでございます。行政事務に関する主管、中心となって進める課を自治法及び条例に基づき位置づけをしているところでもございます。

これまでも御指摘を頂きましたように、近年の行政ニーズの高度化、専門化の高まりとともに

多様化、非常に範囲も拡大してきております。これら課題解決のためには物事を大局的に捉え、高い企画力、調整力、実践力が必要でございます。

現状におきましても担当課において、主となって事務を担当する主管部署として部下職員とともに関係課と連携を図りながら課題解決に向かっていると承知をしているところでございます。

○古田 昌也議員

ということなのですが、各担当課で関連事業が多く存在していると思います。その全体の連携も含めて、そういった形で現状で確実に把握をしている担当の方っていうのはおられるのかどうか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

主管となる管理職が現状の把握に努めまして、各課におけるそれぞれの関連する情報等を踏まえ関係課協議を実施し、政策推進会議や庁議等での協議段階を経たのちに最終的な全体的判断は、副町長を経て町長決裁というシステムになっているところでございます。

○古田 昌也議員

ということでありましたら、例えばですよ、農政課であったり、耕地林業課、担い手育成支援室など同業種一括管理者というのは、いないということによろしいですか。

○総務課長（角 茂樹君）

政策を推進するための意思決定につきましては、今申し上げたとおりでございます。議員御指摘の部分というのは政策の調整が思うように進んでない、さらなるスピード感をとか、あるいは同種の分野をトータルコーディネートする担当者をという意図も含まれているというふうに存じます。

その点も含めまして、今回組織の見直しの中におきまして、政策推進を図る上でもエンジンとなる部署の新設、こういったのも含めて再編の方針に沿えて、現在、行政の行革部会において検討を進めている段階でございます。

○古田 昌也議員

ということは、検討を進めているということでしたら、もし、あれでしたら、関連する担当課は多くあると考えていますので、担当部署、担当部をつくったりとか、そういった組織改編は考えてないでしょうか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

行政改革大綱等に基づきまして行財政改革の推進とともに、人口減少に伴う職員数の定数の在り方、こういったところについての検討も加えながら、効率的で効果のある組織体制の整備を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

御提案にある担当部の設置につきましては、人口規模別自治体の状況、あるいはこの本町の職員定数の規模等を踏まえ、効果的課の再編により対応を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○古田 昌也議員

といいますのも、やっぱり一つの事業に関して、関連する課が一つの課に、言葉は、表現は悪いかもしいんですが、なんか押しつけているように見えて、連携がうまく取れてないように感じてるんです。その点に関しては、やっぱり押しつけという感覚ではないという形での理解でよろしいですか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

組織の在り方につきましては、先ほども申し上げましたように、担当する部署を設けたものでございまして、行政事務に関する中心となって進める課として位置づけをしているというふうに

御理解を頂きたいと思います。

そうした中で、今御指摘のとおり、連携が取れてないというところの御指摘につきましては、これはまた真摯に受け止めなければならないというふうに思うところでございます。

御指摘の事項も含めまして、それぞれの主管、幹事課におきまして調整力を発揮して取組を進めていくことは、それぞれ主管課からのマネジメントでもあろうというふうに思っているところでございます。

主管課を束ねる管理職等においては、その認識を改めて意識していかなければならないというふうに改めて思う次第でもございます。

○古田 昌也議員

という形で意識していただきたい。なぜそういうことをいいますと、例えば例を出しますと、施政方針のほうでも、薩摩のさつまを全庁的にしているという形で町長自身がおっしゃっておられるんですが、全ての課長たちが本当に理解しているのか、また現在、鹿児島経済研究所、鹿児島銀行などが行っているローカルブランディングに関して、特産品販売場などと関連しているが、農政課、商工観光PR課などは、どういった形で連携をとって把握をしているのか、という形でやっぱり疑問に残る形になっているんです。

そういった形での連携という形は取れているのかどうかという今の現在の現状というのはどういった形になっているのかだけをお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

ローカルブランディングに関する御質問がございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

薩摩のさつまということでしたけども、ここに関わらず全庁的に取組が求められる事項につきましては、その都度月2回実施されております全管理職が出席する課長連絡会を通じ、共通理解を図るよう努めているところでございますけれども、事業の詳細につきましては、それぞれ主管課において実施をされているところでございます。

なお、ローカルブランディング事業に関しましては、昨年度から取組をスタートしておりますけども、必要に応じて担当課の係長、担当者間で共通理解を図るための打ち合わせを行っているところでして、また本年度の取組のスタートに当たりましては、5月11日に農政課長、商工観光PR課長、当然私もでしたけども、関係係長、担当者も出席し、昨年度の振り返りを行った上で、本年度の取組方針であったり、具体的な取組内容等について意見交換を行って、情報共有と共通理解を図ったところでございます。

○古田 昌也議員

はい、よく理解をさせていただきました。それでも、やはり新型コロナウイルス感染症が明けて、本当に新時代、新しい時代に入ってきたと思います。どうしても、失礼なんですけど、そういった時代に入っているんですが、やはり時間がかかる縦割り行政という形で、すごく感じてしまうところがあります。

やっぱり縦割り行政はやめるべきだと考えているんですけど、先ほど回答いただきまして、やるとは言っているんですが、その縦割り行政の現状というのは、今どういった形で感じているのか、それとも感じていないのかだけお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

今議員御指摘の縦割り行政につきましては、行政組織の機能としての役割と、それぞれの部署の役割というもので位置づけをしながら進めておりますので、町民の皆様のほうから見ると、なかなか縦割りになっているというふうな感じは否めない部分があるかというふうに思います。

そういったところも御指摘になる事項とも踏まえた機能的な組織設計ということについては、これはとどまることなく進めていかなければならないという認識ではいるところでございます。

○古田 昌也議員

そういった認識を持っていただいているということでしたら、提案というか、要望なんですけど、まずそういった統一感を出すために、職員の名刺のデザインを統一化しないですか。やっぱり過去のおの職員の方々、名刺をもらおうと、例えば町章が載ってなかったり、さつまるちゃんが載ってたりとか、形がばらばらで、やはり役場職員の統一感というものが出てないんですね。

企業としてはやはり第一印象の名刺というのは企業の顔であり、そういった形なので、どっかがやっぱり受け持って、その名刺一つからにとっても統一感を出す一歩だと思いますので、そういった形で名刺の統一化というのは図る考えとかいうのはないかどうかだけお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

すばらしい御提案を頂きました。検討させていただきたいと思いますが、やはりそれぞれの部門においては、それぞれの主管課が営業的部門、いわば行政面でいう営業的部門というところもなきにしもあらずの部分もございますので、そこいらについても含めながら十分に検討させていただきたいと思います。

○古田 昌也議員

ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

改革するということなんですが、そのときは横断的な判断ができる形を取っていただきたいと思います。それは担当職員も含めた形で、現在各担当課、課長たちの協力の下、横断的な対応をしていただいている認識ですが、それでもやっぱりワンテンポずれが生じて、ちょっとやっぱりワンテンポ遅いかなという実感がしております。結果、担当職員の方の異動であつたりとか、引継ぎなどが曖昧になっている現状というのも見受けられると思っております。

事業全体が中途半端なことがしばしば見受けられたりとかですね、その結果、担当課のみの対応となつたりとか、負担が大きくなつたりとかしているように、すごく見えております。

それでは物事の進み方が遅くなり、対応するときに事業も修正が難しいところまで行ってしまうって、結局、時間の無駄であつたりとか税金の無駄であつたりとか、そういった形になると本当に考えております。

厳しいことを言いましたが、何も生まれない時間の無駄になるっていう形は、新時代になり官民一体に必ず必要なところ。行政が得意なところ、民間が得意なところとやっぱり振り分け、各課が横断的判断、また横断的協力をしていかなければ、本町自体が取り残される可能性があると感じております。

組織の改革ほど難しいことはないと思っております。改革をしていかないと職員数は減少し、仕事量は増加する現状がもう目の前まで来ていると思っております。だからこそ行政改革っていう形で、それが必要であると僕自身は考えております。

確かに人口の減少などの理由で職員の定数は減らすのが通常になってきておりますが、この今の時代、多種多様な時代だからこそ、仕事量はかなり増加していると思っておりますので、そのことがもう分かる、目の前にあるんですからこそ、その前にやる必要があるだろうという認識で、新しく斬新的な改革をしていただいて、縦割りの行政を排除できるような改革をしていただきたいと思います。ということを強く要請して質問のほうを終わりたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね11時5分とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、2番、平山俊郎議員に発言を許します。

〔平山 俊郎議員登壇〕

○平山 俊郎議員

お疲れさまです。古田議員のあとで大いに物足りなさを感じられるかもしれませんが、よろしくお願いします。

私の質問は通告書のとおり、次の2項目についてであります。

まず、1項目めは、自衛隊誘致、いわゆる防衛施設誘致についてであります。

防衛施設誘致についての質問は、2年前の6月議会、昨年の12月議会、そして今回で3回目になりますが、これまでの町長の発言について、次の2点について問います。

1点目は、施政方針演説で、町長は選択と集中を行うと発言されました。再度確認しますが、積極的に誘致策を選択し、集中的に実行していくのか。

2点目は、誘致策を実行するには議会との連携も必要になってくると思いますが、現在の状況や誘致策の概要などを共通認識として報告や連絡をする考えはないか、お聞かせください。

2項目めは、少子化対策についてであります。

今、少子化対策として子育て支援や働き方改革などが焦点となっています。私も、それは非常に大事なことだと思います。また、それと同様に、子供を産む人々を増えるようにすること、いわゆる未婚化をなくすることも少子化対策としては大事なことはないかと思えます。昔はどこにでも世話焼きさんがいて、年頃の男女を紹介して縁を結ばせていくというありがたい存在でありました。この世話焼きさんが結婚サポート対策事業の婚活サポーターさんに当たるのかと私的には思うのですが、どうでしょうか。現在、本町には婚活サポーターさんが3名おられて、令和3年度の活動結果は相談件数9件、お見合い件数13件、カップル成立件数3件、成婚件数2件であったということでもあります。

そこで、次のことについて問います。外国にあっては婚外子が50%の国もあるとのことですが、日本はまだ婚姻から出産が基本です。先ほど述べましたとおり、婚活サポーターさんの活動結果が高いことから、サポーターさんの人数を今の10倍とまではいかないでも、大幅に増やすなどの思い切った策を講じることで成婚件数を増やす考えはないかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

〔平山 俊郎議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、平山俊郎議員からの質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の自衛隊施設の誘致に関しての御質問でございます。

防衛施設の誘致事務につきましては、御承知のとおり、平成30年5月に町の商工会から提出されました請願書を受け、議会におかれましても同年6月に全会一致でこの請願を採択されたところでございまして、その後、誘致運動の推進についての申入れ書が当時の町長へ提出されたところ

ころであります。

これを受けまして町としましては、誘致に伴い発生する経済面をはじめ防災など、幅広い地域活性化への効果が期待されますことから、議会からの申入れを、関係機関等の御意見、アドバイスを頂きながら、これまで要望してきたところでございます。

また、商工会におかれましては、いち早く町内の各種団体に呼びかけられ、防衛施設誘致推進協議会を設立され、誘致に関する独自の取組の推進や、時には行政と一体となった活動も展開されてきているところでございます。

私自身、これまで防衛省へ5回、九州防衛局に6回訪問いたしているところであります。行政報告でも申し上げましたが、先月も防衛施設誘致推進協議会と共に防衛省を訪問し、請願書及び薩摩郡医師会、薩摩郡歯科医師会、薩摩郡薬剤師会の3師会と商工会による誘致において協力できる旨の提言書を提出するなど、来年度の概算要求にも盛り込まれるよう関係部署へ表敬をするとともに、強く要望も行ってきたところであります。

国におきましては、防衛に関する礎となります防衛3文書が見直されたことから、防衛力の抜本的強化が図られる中、今後も南西方面を中心とした整備関係について、優先かつ大胆に行われるのではないかと考えているところでございます。このようなことから、この防衛施設の誘致につきましては、これまでと同様、しっかりとこれも進めていきたいと考えているところでございます。

2番目の、議会との連携も必要だがということで、議会に対する報告についての考えでございます。

町民を代表いたしておられますさつま町議会への報告につきましては、町政報告の際に、防衛省訪問について、これまで御報告をいたしているところでございますけれども、まだ明確な概要や具体的な見通しが立たない状況の中でございます。このような見通し等が立った場合におきましては、状況等につきましてしっかりと御報告をさせていただきたいと考えているところであります。情報の公開という重要な段階におきましては、町の窓口と防衛省の担当部局や鹿児島県などの関係団体と連携を密にいたしまして、確認を取りながら適切に対応していきたいと考えているところでございます。

次に、婚活サポーターを大幅に増やすなど思い切った施策について、成婚件数を増やす考えはないかということでございます。

町では平成27年の4月に町婚活サポーター事業結婚仲人設置要綱を制定しまして、婚活サポーターとして出会いの機会創出につながる活動や、そのほか結婚支援などを行っていただき、令和4年度の実績を申し上げますと、相談件数が17件、お見合い件数が13件、お見合いなどからカップル成立に行った件数は1件あったところでございます。残念ながら成婚までは至っておりませんが、平成27年度の制度創設以降、7組が成婚されており、少ないサポーターながら、出会いから成婚までを一貫してサポートしていただける貴重な人材であると考えているところであります。

婚活サポーターにつきましては、制度開始当初、4名のサポーターの方に活動していただいておりますけれども、昨年度末で1名の方が辞められるなど、現在は2名体制となっているところでございます。毎年度、区公民館長や公民会長、また広報誌等を通じてサポーターの募集を行っているところでございますけれども、結果、増員にはつながっていないところであります。

背景の1つとしましては、現代におきましては年齢を問わずスマートフォンやインターネットを使うことが一般的になってきており、コロナ禍によりオンライン化が一気に加速したことで、婚活アプリなどのネット系サービスの利用割合が平成30年の12%から令和4年には

20.2%に増加するなど、大きく変化してきているところでございます。第三者の仲介を必要としない婚活スタイルが主流になりつつある中で、出会いや結婚のサポートをしていただく仲人さんのニーズも減少しているものと考えているところでございます。

独身者を対象としました国が行ったアンケート結果を見てみますと、男女とも、「適当な相手に巡り会わない」「独身の自由さや気軽さを失いたくない」、また、「まだ必要を感じない」といった割合が非常に高い状況等であるようでございます。「いずれ結婚するつもり」と答えた割合も減少傾向となっており、近年では「結婚できない」よりも、「結婚しない」、この割合が高まっている状況となっているようであります。

こうした婚活スタイルの変化や結婚に対する価値観の変化といった時代の流れはありますものの、出会いの機会を求めて結婚相談所等を利用される方も一定数程度いらっしゃることから、婚活サポーター事業につきましては身軽に信頼できる方に直接相談等ができる貴重な事業と考えておりますので、今後も婚活サポーターの増員確保に努めながら、結婚支援につなげる取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○平山 俊郎議員

ありがとうございました。確かに防衛施設誘致については、国防に関することですので確約的な回答ができないのも理解できます。また、相手方との信頼関係を築く上で、情報を管理しなければならぬこともあろうかと思えます。

しかしながら、民間との連携は良好に進んでいるのもよく判りました。議会も誘致を期待しているところです。議員有志と民間の事業者間での防衛施設誘致に関する勉強会なども実施しているところです。その勉強会の中では、執行部と議会との連携を強く要望されています。

改めになりますが、議会は誘致に賛同していますので、ぜひとも議会でできることなどがあれば相談していただきたいと思います。そのためにも、報告、連絡、相談を強化し連携して、官民一体となって、引き続き積極的に誘致活動を推進されますことを要請しまして、1項目めの防衛施設誘致についての質問は終わります。

次に、少子化対策についてであります。

回答にもありましたが、結婚に対する価値観の変化が大きいと私自身も考えていました。日本自体が裕福になり、生活スタイルの変化で個人の時間を大切にするなど選択肢が増え、幸福の感じ方が大きく変化したことは事実だと思えます。

ただ、本当に結婚したい人、子供が欲しい方々、また、不妊治療を受けている方々を応援するための支援強化は必須で、もっとしていくべきだと考えています。確かに子供支援も大切だと考えていますが、現代の流れを見ていると、その前段階での支援の充実が必要であるのではないかと考えています。今回の当初予算で、農業青年クラブに対して婚活事業に大きな予算をつけて実施しているように、婚活サポーター事業にも、また婚活デジタル化にも大きな予算をつけ実施していただきたいと思います。少子化対策は約30年前から実施している事業です。この支援を継続しながら、現代に合わせた事業に変える決断をされることを強く要請しまして、質問を終わります。

これで、私の質問を全部終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、平山俊郎議員の質問を終わります。

次は、8番、新改秀作議員に発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

農業政策について。本町の農業政策について、次の点を問います。

1 点目、ウクライナ侵攻やコロナ後の世界情勢の中で、本町の農業政策はどのような影響を受けたか。2 点目、耕作放棄地をなくす方策はどのように考えているのか。3 点目、担い手政策はどうか。その効果は出ているか伺います。

2 点目の商業政策について。本町の商業政策について、次の点を問う。

1 点目、世界情勢の中で急速な物価高となり、消費者も商店街も大変な状況であると思われるが、それに対応した商業政策を行っているか。2 点目、飲食業等において、コロナにより、それまでの政策に影響があったか。3 点目、今後の商店街と町民の救済を含めて、どのような商業政策で臨むか。

3 番目、学校の安心・安全についてでございます。本町にある学校について、次の点を問う。

1 点目、安全な施設であるように、年に1回は総合的なチェックを行っていると思われる。特に正門等の防犯対策は国も明記しているが、本町はどうか。2 点目、統廃合における校舎の管理はどうか。3 点目、登下校は、物理的・精神的にも安心・安全か。

1 回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、新改秀作議員からの御質問に、まず私のほうからお答えさせていただきます。

1 点目の本町の農業政策への影響についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大により、インバウンドの減少や外食控えによる消費の減退が進み、農産物の在庫過多などの要因により農産物価格が低迷している中で、ロシアのウクライナ侵攻による世界情勢の悪化により、燃油及び配合飼料並びに肥料などの物価高騰が発生し、肥料価格の上昇率が1.4倍になるなど、生産コストが上昇したことで、農業経営に非常に大きな影響を受けたところでございます。

このような状況下におきまして、町としましては国県の政策に加え、昨年の6月議会へ燃油高騰に対する施設園芸等燃油高騰対策交付金、配合飼料価格等に対する配合飼料価格高騰対策交付金、米価下落等に対する稲作農家支援交付金の3つの対策を上程しまして農家支援に努めたところであります。

国におきましては4月の農業物価指数を発表いたしましたけれども、依然として、燃油、飼料、肥料などの生産資材の高止まりが続いているため、本年も、今回の6月議会定例会に燃油高騰対策事業と畜産農家物価高騰対策事業を提案し、引き続き農業者の経営安定支援に努めていきたいと考えているところであります。

2 点目の耕作放棄地に関する御質問でございます。

近年、農業者の減少、高齢化や後継者不足による耕作放棄地面積の急増が懸念されているところであります。町内に93地区ある中山間集落協定におきましては第5期の対策の4年目であり、作物の作付や耕うんするなど、適切に管理することで、遊休農地化や耕作放棄地化の防止に努めているところであります。

また、農業委員会におきましては農地の有効利用の促進を図るため、毎年、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員が農地パトロールを実施しており、農地の利用状況の把握及び利用意向を踏まえて、農地中間管理事業の活用、農地のあっせんなど、農地の有効活用と利用調整を推進し、耕作放棄地をなくすのではなく、まずは遊休農地化を発生させない、耕作放棄地化をしない

よう、発生防止に努めているところであります。

3点目の担い手対策についての御質問でございます。

担い手育成支援室を中心に農政課、県北薩地域振興局さつま町駐在、北さつま農協、農業委員会、県の農業共済組合などの関係機関で編成するさつま町担い手育成総合支援協議会において、担い手や新規就農者の確保、育成に取り組んでいるところであります。

認定農業者につきましては、効率的かつ安定的な農業経営の発展が見込まれる農業者に対する制度周知や誘導のほか、認定計画終了予定者に対する再認定へ向けた支援も行っているところであります。

認定農業者数は、平成30年度末223経営体が令和4年度末では220経営体と3経営体減少となりますが、農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積やスマート農業機器の導入支援など、稼ぐ力を支援するための各種施策を活用していただきながら維持を続けているところであります。

新規就農希望者につきましては確実に就農に結びつくよう、各関係機関一体となって就農相談会を開催し支援していくほか、各種施策の情報提供と活用、就農後の定着を図るためのサポート体制の構築や巡回訪問を兼ねた指導・助言を行いながら、地域の中心的な農業経営者となるよう支援を行ってまいります。

認定新規就農者数は、平成30年度末22経営体から令和4年度末19経営体と3経営体減少しておりますが、確実に認定農業者へステップアップできるよう、引き続きサポート体制の充実を図りながら担い手の確保に努めてまいります。

また、機械導入に関する支援として、国庫事業である中心経営体等施設整備事業の活用のほか、町単独事業の認定農業者等支援事業についても採択基準の見直しや限度額の拡充、新規就農者のスマート農業に対する優先枠など、随時見直しを行いながら、引き続き支援を行ってまいります。

次に、本町の商業政策についての質問についてであります。

本町では、これまでコロナ禍における緊急対策として、国や県が直接窓口となった対策に加え、現金給付などによる生活困窮者等の支援をはじめ、農林業者、商工業者、介護・医療・福祉施設など、多岐にわたる支援を行ってきているところであります。

中でも、支援が全ての町民の皆様に行き渡るよう、町民1人当たり1万円を支給するさつま応援商品券事業を3回実施し、さらに、昨年度、キャッシュレス決済による還元事業を実施し、町民の皆様への生活支援と商工業の事業者支援を行ったところでございます。

コロナ禍における飲食店等の影響でございますけれども、飲み会や宴会等が自粛されるなど大きな影響を受けたところであり、これまで事業継続月次緊急支援金をはじめ、さつま応援商品券による支援、県ではぐりぶクーポン券の発行など、一体となって飲食業等を支える努力をしてきたところであります。

物価高騰におきましても、議員御指摘のとおり、ロシアのウクライナ侵攻や気候変動の影響により、世界的なエネルギーや物価の高騰が続いている状況でございます。総務省の消費者物価指数におきましても、令和5年4月には前年同月と比較しまして3.5%上昇しており、町民生活にも大きな影響を与えていると感じているところであります。

このため、町におきましては、商工業対策として昨年度に実施いたしましたキャッシュレス決済ポイント還元事業のほか、商工会と相談しながらプレミアム付き商品券の発行を予定しており、切れ目のない取組で消費を喚起しながら、地域経済の活性化を図りたいと考えているところであります。

しかしながら、消費者を引き止め、地域経済を活性化するためには、商工会、地元商店街の協

力は欠かせないところでございますし、さらには商店街の魅力アップがファンづくりにつながり、地元への消費が生まれることとなりますので、これにつきましても一緒になって取り組んでいきたいと考えているところであります。

今後も、国、県の動向や周辺自治体の取組も踏まえ、本町の実情に合わせた対応を検討していきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

○教育長（中山 春年君）

新改秀作議員から、学校の安心・安全について3つの御質問を頂きましたので、お答えいたします。

初めに、1点目の正門等の防犯対策であります。

学校の安全については、学校保健安全法により、設置者及び学校の責務として規定されております。本町では毎月1日を安全点検の日とし、安全点検を実施し、点検結果とその対応について教育委員会に報告を頂いております。

学校におきましては毎月の安全点検をはじめ、毎年、校内での事故等に備えた危機管理マニュアルに沿って不審者等の対応訓練や火災等の避難訓練なども実施しております。また、訓練の反省点や新たな危機管理の視点を加えながら、各学校において実態に即したマニュアルの見直しが随時行われているところであります。

本町における正門等の防犯対策についてですが、本町のほとんどの学校が、地方の学校の特徴であります正門も含め、いろいろな場所から学校の敷地に入れる状況にあります。正門等に扉や鎖がある場合は必ず閉めるように指導しておりますが、ほかの場所からの侵入者を防ぐことは大変難しい状況にあります。

そこで、学校における一番の不審者対策として効果があると言われております職員による来訪者への挨拶と声かけを徹底するよう指導しております。併せて、各学校では来訪者名簿表の設置と記入の徹底、来訪者カードの着用などの対応を行っております。

今後も危機管理マニュアルに基づく対策を徹底するとともに、町教育委員会においても各学校のマニュアルの作成状況を把握し、必要な指導助言を行いながら、各学校の実態に応じた様々な危機に対応できるよう指導してまいります。

続きまして、2点目の統廃合における校舎の管理についてであります。

教育委員会所管の旧鶴田小、流水小学校及び薩摩中学校につきましては、定期的に職員による見回り点検をはじめ、外回りの樹木の伐採や草払いについては職員やシルバー人材センターへの委託により実施しております。

また、旧泊野、平川、柊野、紫尾の4小学校及び旧山崎中学校につきましては、普通財産として町長部局で管理されております。4小につきましては、月に1回、職員による水道及び電気メーターの検針のほか、窓の施錠や室内に雨漏りなどの異状がないかの点検とともに、落ち葉などにより水はけが悪くなった屋根や排水口、側溝の清掃なども行っているところであります。

さらに、定期的に外回りの樹木の伐採や草払いについては地元の方やシルバー人材センターに委託するとともに、何か異状があれば役場へ連絡いただくよう、緊急時の対応や体制が取られております。

廃校となった校舎の管理をはじめ公共施設における安全の確保は町や教育委員会として重要な責務であり、万が一の事故を未然に防ぐことや、住民の皆様に施設を安全安心して利用していただけるよう、今後も町長部局と連携を取りながら、安全性を最優先し、適切な施設管理に努めて

まいります。

最後に、3点目の登下校は、物理的・精神的にも安心・安全かについてであります。

町内の全ての小中学校においては、各学校区内の危険箇所マップが作成されております。危険箇所マップについては、毎年PTAが校区内の安全点検を行ったり、各種会合等で地域の方から情報を頂いたり、学校職員が実際に現地を確認しながら、まず1学期中をめどとして、その後、随時、危険箇所マップの見直しを図っており、その見直しにつきましても児童生徒や保護者に周知しております。

教育委員会としまして、通学路における物理的な危険箇所マップの作成や見直しとともに、子供を対象とした犯罪等が発生する可能性はないかとの防犯の観点や全国で発生した学校での事故、事件など、新たな危機の視点に加え、子供たちの視点、行動予測など、通学路における物理的・精神的な負担を取り除くための各対策をマップに取り込むよう指導してまいります。

また、通学時における児童生徒の交通事故等を防止するため、平成26年から教育委員会と警察、道路管理者、保護者等の関係機関が協力して、さつま町通学路安全推進会議を組織し、さつま町通学路交通安全プログラムを策定、毎年、通学路における交通安全対策を実施してきております。

今後におきましても登下校における子供たちの安心安全を守るため、警察、学校、保護者、そしてスクールガードや防犯ボランティア、自主防犯パトロールをはじめとする地域の方々と連携しながら、組織的に子供たちの登下校における安心安全対策に努めてまいりたいと考えております。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

○新改 秀作議員

2点目に移ります。

農業問題でございますけれども、農業政策に対しましては3月議会でも同僚議員が農業の振興の具体的な道筋ということで質問されて、そのときも大体判ったわけでございますけれども、私としては補足質問ということで、今回質問に至ったわけでございます。

私も、こう見えても、もう何十年と前から農業をやってまして、私が始めた頃には農業後継者育成資金を利用しまして半促成トマト、畜産あるいは米というようなふうで三本柱で、時吉全体がそういう先輩方からの教えで働いていた経緯がございます。今は、もう米作りばかりでございますけれども。

今回、米、園芸、畜産のいろんな方々と話し合う機会が少しありましたので、いろんな情報を仕入れたりしながら質問に至ったわけでございます。

まずは、時吉は園芸トマトというようなことが昔から何十年と続いた地区でございまして、昔は三十何軒あったんですけども、今では7軒になっておる次第でございます。また、米農家も米、畜産農家も今回は価格の低迷、あるいは資材の高騰、あるいは肥料の高騰がありまして非常に深刻な状態ではございます。先日、私も油かすを買いに行ったら、10俵買って、お金が足りなくて5俵しか買ってこなかったんですけども、50%の値上がりでした。びっくりしました。そういう状況で農業を続けているわけでございます。

いろんな職種の方で、今回、新規就農者にも聞き取りもいたしました。おかげさまで時吉も二、三人育てておりまして、いろんな話を聞くことができました。トマトを1つの例にいたしますと、園芸だけでは飯は食えないということで、新しく米作りも、あるいはタマネギを作っている方もいらっしゃるようでございます。作柄が、昔と比べて倍、量は取れるんだけど、価格がいまいちで変わらないということで、差引き、いろいろな補助をもらって頑張っているというこ

とでございます。一人一人、袋に詰めて物産館に持って行ったり、一人で無人販売をつくって、そこで小売をされたり、みんないろんな努力をされているようでございます。感心やなと思っ
ているところでございます。今回の町のいろんな補助事業、非常に、畜産の方も併せてですけども、感謝をされておりました。ありがたいと言っているらしいです。そういう事情でございます。

そういうことで2点目に移るわけでございますけども、国が、農林水産大臣もしょっちゅう言われるんですけども、稼ぐ農業になっていない状況であるとか、あるいは国が掲げている稼ぐ農業とは、どのように町長は捉えていらっしゃるものか。稼ぐ稼ぐといいますと、そう簡単に稼げる、そういうあれはないもんですから、みんな、いろいろこの言葉に、稼ぐち、どういうことか、企業が稼ぐとは、またちょっとやり方も違いますので、町長はこの稼ぐという言葉にどのように捉えていらっしゃるものか、お気持ちを伺いいたします。

○町長（上野 俊市君）

稼ぐ農業ということで、いろいろな場面で今使われております。もう皆さん御承知のとおり、農業というのは非常に難しいといえますが、本当に投資が必要なものであります。一からこれを始めるとなると、本当に多額の資金も必要となるところであります。しかしながら、日本の食を守っているという観点から、農業に対しましては様々な支援策が講じられてきているところであります。

そういう中にありまして、いかにして農業者の方々がもうけられるか、農業で本当に稼げるかということになりますと、なかなかこれは一長一短には難しいところであります。米におきましては、やはり農地の集積を図り、規模を拡大していくと。規模を拡大していくとなりますと、そこに大型農機を入れないといけない。また、大型農機をする人間も確保できないと、人は確保できないというようなことから、そういう無人の耕作機械を入れないとなかなか難しいというようなことで、非常に幅の広いといえますが、投資を必要とする職業でもあろうかと思っているところであります。

そういう中で、いかにして稼いでいくかとなりますと、先ほど言いましたように、いかにして生産費を抑えていくか、また、その生産したものをいかに高く売っていくか等々、そんないろんなものが総合的に絡み合っていないと、なかなか一長一短に、これがもうけるというところへはつながっていかないと思っているところであります。

そういう中でありますので、先ほど答弁でも申し上げましたけども、行政だけではなく、JA、それから共済組合、いろんなところと連携を図りながら、これを支えてサポートしていきながら稼ぐ力をつけていっていただきたいということで、様々な施策も取ってきているところであります。農業に従事される若い方々も増えてきている状況の中で、農業で飯が食えと、そういう状況にいかにして持っていくかというのが今必要な対策だと思っているところであります。そのようなことから、町としましてもできることはどんどん下支えをしていながら、次につながる対策を講じていきたいと思っているところでございます。

議員のおっしゃる稼ぐ力についての答弁になっているかどうか判りませんが、そのような形で、私はしっかりとそういう農業者を支えていきたいと思っているところでございます。

○新改 秀作議員

町長の考えている稼ぐ力、よく判りました。私も少し考えてきたんですけども、それはまたあとで、一番最後で読み上げたいと思います。

2点目の、農業を取り巻く状況はだんだんと変化してきておる次第でございます。本来ならば元気にしたいさつま町ではありますが、特に近年の課題である担い手の減少や高齢化の問題、あるいは中山間地における条件の悪い農地の問題、耕作放棄地等々、多くの課題が山積みしてきて

いる次第でございます。今現在の耕作放棄地はどれぐらいで、非農地はどのぐらいで、管理の状況はどうであるのか。担当課でもいいですので、お示し願いたいと思います。

○農業委員会事務局長（松山 明浩君）

ただいま新改議員から耕作放棄地の現状についてということで御質問がございました。

先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、農業委員会では毎年、農地パトロールを行っているところでございますが、その結果、長期間耕作されず、山林原野化しているなど、再生利用が困難と見込まれる農地を非農地と判断しているところでございます。この非農地判断という活動につきましては平成28年度から実施しているわけですが、28年度から昨年度まで7年間におきまして、トータル約530ヘクタールを非農地と判断しているところでございます。

以上です。

○新改 秀作議員

結局、非農地となった場合、これを山林化すると言われましたけれども、木を植えるように指導をしていらっしゃるんですか、その辺をお聞きします。

○農業委員会事務局長（松山 明浩君）

先ほど申しましたとおり、耕作されずに山林原野化、もう既にしているというところございまして、そういったところにつきましては、そういった地目に変えていただくように、今は田んぼ、畑という登記地目になっているところなんですけれども、それを山林、原野と、その状況に合った地目に変えていただくという手続をいただいているところでございます。

以上です。

○新改 秀作議員

私がちょっと全国を調べた、そういう遊休農地を含めて、そういうところを津々浦々、いろいろな事業を使って高収益、あるいは付加価値のあるもの、あるいは知っているところではブドウを栽培したりしながら、今の関係の土改連のそっちのほうの事業なんですけれども、そういうところをするのを何か所と見るわけでございますけれども、そういう方向に、言えば非農地となった遊休農地であれ、そっちの方向に向けられるというか、そういう事業を持ってこようというお考えはないものか。そして、言えば植林をしても、もうそのままですよね。そっちのほうにするようなお考えは、町長は、全国津々浦々、見てみれば、そっちのほうに替えているところが相当高収益を上げて、企業と一緒にするようなどころもよく見るわけですが、そういうところは考えられないか伺いたします。

○町長（上野 俊市君）

非農地、それから遊休農地を含めまして、これの有効活用という点からも、そういう作物等が栽培等でできれば、それがまた、しっかりとそれで効果が出れば非常にありがたいと思っていますし、そういうことは進めないといけないと思っているところであります。

本町におきましても、過去にも、私が農政課時代も含めまして2件ほど、遊休農地を活用して取り組まれたところもありますけど、それが最終的なところまでしっかりと収益を上げれて成り立っているというところまではいかなかったような記憶があるところでございますけれども、そのような形で、国、県とも補助事業等もあるようには聞いておりますので、そういうのも含め、また、民間の力を借りて、そういう作物等栽培できれば非常にいいかと思っておりますので、ここあたりは情報をしっかりと取りながら、そういうことにも取り組んでいければと思っているところであります。

○新改 秀作議員

場所次第ですけども、排水から何からすれば莫大なあれも入っているかなと思ったりもするわ

けですけども。他県を見ると何十町歩という、をしながら観光農園に持っていったりする事業があるので、こういう事業もあるんだなと思って雑誌を見ることでしたので、そういう機会もあったら、ただ木を植えて何とかというの、ちょっと今から先はどうかと思いますので、活用についてもお考えいただければと思うところでございます。

山里の田畑の耕作においては作物を鳥獣から守るために電気柵を設置するなど、並々ならぬ努力を行っております。耕作放棄地が非農地になり、人が行き来しないことが原因の1つに挙げられております。高齢化し、さらに担い手不足となり、条件の悪い土地は取り残されていくわけでございます。先祖伝来の土地を守っていくというような農業保全型の考えが今までであったものですから、やっぱりそういう考えがあるんだなと思っているところでございます。

次に、私も認定農家なんですけども、総会に行けなかったものですから、係のほうでも結構ですので、私の地域でも二、三の離農する方がいらっしゃいました。今の方は、少しぐらいの田んぼは長子でも、土地まで、家つき、どうにかならんかという時代なんですよ。もう子供たちも向こうで、そんなのがあったらあれだから、もう要らんから処分してくれとか、そういうようなことを言ってきたといって相談に来られた方もいらっしゃいました。こういう時代でございます。

労働力に関するアンケートの結果を見る機会がございまして、今後の労働力の見込みについて、5年後は労働力の確保は厳しいという方々が過半数を超えているわけでございます。認定農家の方ですよ。労働力不足の解決には人材バンクや人材派遣会社等を利用して解決すると考える農家が多いわけでございますけども、現状はどういう状態なのか、対策はどのようにお考えなのか、室長で構いませんけど、お願いします。

○担い手育成支援室長（山口 良浩君）

ただいまの御質問でございます担い手不足、そしてまた農業の労働力不足という質問でございました。

県と一緒にしながら、昨年度、調査をいたしました。その結果を新改議員のほうがお示しになったということで理解しております。

その結果、私たちが取り組むべきことについて、1日農業バイト、それはスマートフォンで、1日にこの日は何件欲しいということで認定農家のほうがお示されて、そしてまたアプリでマッチングして、そういうこともされる事業もでございます。梅の農家のほうで今回試しにやってみたところ、3件申込みがありまして、その中の2件マッチングして、6月の20日、梅の収穫のときに取り組みをするということで、早速事業の展開が図られているところでございます。

そしてまた外国人雇用、そういう雇用のところも業者のほう、認定農家ですね、そういう方々もあっせん事業を取り入れて活動されているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

新改議員に申し上げますが、残りの時間については午後からにしたいと思いますので、御了承をお願いします。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○新改 秀作議員

農業問題については最後といたします、私の思いを一つだけ。

ここ10年間で日本の新規就農者は3倍になっております。新規就農者の増加により、日本の農業に明るい未来が見えてきそうですが、そこにはまだまだ大きな問題があります。稼げる農業、利益を生む農業、いろんなことが叫ばれていますが、農業はきつい割に収益が上がらず、また、農業用機械の支払いなど重くのしかかってきており、さらに天候に左右されたりして収穫量に支障を来しております。

そういった状況の中、別な角度から農業が見直されてきていることは確かであります。ITやAIの急速な進歩は従来の農業のやり方を変えていき、新しい農業のスタイルを確立し、稼げる農業を可能にするのではないかと思います。生産、集荷、収益をデータ化し、気候も考慮し、これまでと異なった新しい感性の下でITやAIを活用し、JAや企業さんと連携していくことが、新たな農業の未来が見えるのではないかと思います。こういうことで農業問題は一応終わりにします。

続きまして、商業の政策でございます。

私が一番に言いたいのは地元消費動向について、このコロナ禍の中で人が外出を制限し、それにより購買力も低下してきた約3年の間に社会情勢や個人消費力、さらに消費する対象にも変化が出てきたと思われるわけでございます。

今、私が持っているこの書類の中に地域の所得循環構造というのがございます。議員の方にもあとで配られるそうですけれども。この中に、環境省が調べた中で、さつま町では買物や観光等で消費が43億円流出しており、その規模はGRPの4.8%を占めているというように書いてあるわけでございますけれども、町長として、この資料をどのように分析されるものかお伺いいたします。

○町長（上野 俊市君）

ただいまの議員からの御質問ですけれども、町外へ流出していると、43億円ということでお示しを頂きました。私も一昨日拝見したところでございますけれども、相当な額が町外へ流出しているなということは認識したところでございます。

これまでコロナ禍の中にありまして、冒頭、御回答させていただきましたけれども、これまで1人1万円の応援商品券を3回出し、それからプレミアム商品券、キャッシュレス、様々な取組をしながら町内での消費ということでお願いしてきたところでございまして、応援商品券の効果につきましては90%を超える方々が本町で、当然ながら消費していただいております。町内への還元はできているわけですが、それ以外の日常的な部分等について、やはり地元外での購入、またインターネットでの購入も増えてきている状況等もございまして、なかなか地元でそれが還元されていないというのは確かなことかと思っているところであります。

地元で買っていただく、地元に対するそれぞれの商店の方々も魅力ある商店づくりをしていただく、これは非常に重要なことだと思っております。金額的なものでいえば、当然、町外の大型店舗なんかについては相当安い価格で出していますのでそうなんですけれども、やはり地元で購買していただくには地元の店の魅力、これがやっぱり大事かと思っているところであります。

これまでも、まちゼミということで、それぞれの商店の方々が自分の店の特徴、それから持つ魅力というのをお互いに知りながら、これをまた町民の方々にも知っていただくという取組でまちゼミも取り組んできていて、この効果というのも出てきているところでありますけれども、まだまだそこまで、全てを町内で購入するということまでは至っていないところであります。

これをいかにして、また地元の購買につなげることが大事かということは、私もしっかりとそ

こは認識をいたしながら、どういう取組ができるのか、また、ここについては町だけではできませんので、商工会なり、それぞれの商店の方々の御協力、そういう取組も今後促していく必要があると思っていますところであります。

○新改 秀作議員

この結果を見てみますと、流出があれば、もちろん流入も少しはあると思いますけども、資料が何年か前ではあるけども、今はもうちょっとあるんじゃないかなと。私個人といたしましても、何回か、おかげさまで国道が何本か通っている中で、30分から40分となると4市町あるわけでございますから、出てくることはあるなということでもあります。

ということで、この問題は、私も10年ぐらい前に大型のショッピングセンターからどうしても提供してくださいというような感じで、いろいろ相談を受けたことがあって、家まで来られて、地域の田んぼなんですけども、農振地域へ入っていてどうにもならなかったもんですから。そういうことで、何でここを選択するのかなと思ったら、お互い大きな商圈が近くにあると、国道が3本通っていると、一番いい条件のところだったんだと今になってから思うんですけども、そこに、人は減っていても交流人口が増えてくれば、それだけ人は寄るわけですからね。人間は少ないけど、そういうのをしたところが今の有名な海外資本の店なんです。それが栃木県、私が調べたところ南アルプス市とか、こうして小さなまちにできて、そこに集中するわけですよ。その店のショッピングセンターができていて有名なものですけど、それが全国に散らばっているというふうな状況なんです。

物すごく、さつま町というのはいい場所にあるそうです。私は今気づいたんで、そのときは、何でさつま町、さつま町としてくるのかなと思えば、そういうことです。今じゃ農振地域は外してありますけども、面積は足りないと思いますけども。

町長にお伺いしますが、そういう話を町長にやれとは言いません。そういう話をいろんなところから聞くことはございせんか。町民とか、そういうのを誘致してくれとか、いろいろそういう話はございせんか、ちょっとお伺いいたします。

○町長（上野 俊市君）

さつま町が地理的条件に非常に場所がいいというのは、国道も3本交差しているところございまして、周りの市からも30分、40分でここに来れると、逆に外にも行けるということですから。

今、議員が言われましたように、私のところにも町民の方々やいろんな話を聞いております。具体的に言えば、コストコを本町へ誘致せんかという話も、数名の方々からもそういう話も聞いております。この大型の外資のショッピングセンターですけれども、県外からも来ると、会員制の店でありまして、道路が大渋滞を起こしているような映像等もテレビ等で見たこともありますけれども、そのように多くの方々が買いに来るというようなものでもございまして、そういうのを、ぜひ町長も誘致してほしいという言葉も聞いております。場所の問題やら交通の問題やらいろいろありますけれども、このコストコに限らず、今後につきましてもやはり交流人口を増やす、ここに買物の客を引き込む、それをまた観光につなげていくという一つの流れをつくっていく中でも、非常に大事な部分かと思っていますところでもあります。

もう10年前、20年前と大分変わってきていますので、ここあたりについては、また商工会等の意見交換等もございまして、そういうところでも、そういう話をしながら可能性を見出していきたいと思っていますところでもあります。

○新改 秀作議員

この話がどういうふうに進むかは判りませんが、私も今頃気がついて、ああ、そうかと思

うわけでございます。自衛隊の誘致の話もいろいろ出たりしておりますので、いろいろとまた問題になったり、議員の方々にも話もあったりすることもあるだろうと。そういう私も町内の方々から、「何で、せんの」とかそういうことを言われるもんですから、ああと思って、今回の質問に持ってきたところでございます。

ウクライナ侵攻などによる世界情勢は物価高を呼び込み、軒並み、物が高騰しました。コロナ禍とウクライナ侵攻で、これまでの情勢は一変したように思われます。物が上がれば消費は落ちるわけでございます。よりよい安い物を求めて、人々は購買を求めて遠出をします。地元の消費は落ちる、悪循環にもなります。商店街の活性化、そして物価高騰、苦しむ町民の救済を図る、地元消費も促す抜本的な政策を求めるものであります。

以上で商業問題を終わります。

学校の安心安全の問題でございます。先ほど教育長のほうから防犯対策、今のところ1か所だったですか、というようなことでございます。

町内の学校は例年、1か月に一遍の安心安全の日を設けて、危機管理マニュアルに従って、いつも点検をしていらっしゃるということはよく判るわけでございます。その辺で、校内の安全も今のところは守られているというふうに思うわけでございますが、教育長も言われたとおり、門が4つも5つもあるわけですね。やっぱりそういうのでどんなもんかなと思って、正面の門だけでいいもんだろうか、それとも先生たちの声かけとかいろいろ言われたんですけども、正面だけでして、あとはどういう対策で、あつからかんに開けてそういう感じなのか、その辺を含めて、もう一回、検討があればお答え願います。

○教育総務課長（大平 誠君）

防犯対策についてでございますけれども、本町におきましては、現在、盈進小学校と宮之城中学校の大規模校におきましては、夜間でありますけれども機械警備のほうを導入いたしまして防犯対策を実施しているところでございます。

それから、3月に埼玉県の中学校におきまして、不審者の侵入により教職員に危害を加えるという事件が発生をしたところでございまして、これに対しまして国のほうが、不審者の学校侵入対策防止を強化するというような文書が届いております。内容につきましては、危機管理マニュアルの総点検を強化するとともに、学校施設環境改善交付金において、防犯カメラあるいはオートロックシステム、非常通報装置等の整備について、本年から令和7年度まで集中的に支援をするということで文書が来ております。

これを受けまして本町におきましても、学校のほう、正門、幾つかの入り口があるわけですが、ここの入り口のところに防犯カメラが設置できないかということで、もう既に検討を進めております。業者から見積書も頂まして検討を進めているわけでございますが、もう既に学校にそういった防犯カメラを入れられているところ、それから、人が通って、そういう人を感知するようなシステムがないかということで、さらに研究検討を進めまして学校の防犯対策に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○新改 秀作議員

よく判りました。防犯対策に努めていただきたいと思います。

2番目の統廃合における校舎の管理。統廃合したあとは財政課の管理に置かれるわけですが、私は今の中津川小学校に統廃合する前に、そういう跡地の利活用の問題まで、委員会で少しぐらい案というか意見聴取とか、それぐらいはやってもいいのかな。統廃合が済んだあとには、もう財政のほうでするわけですから、その前にこういう意見交換をしとけば、あとの跡

地の関係もスムーズにいくのじゃないか。そのまま置いとつても、多分いい案は浮かばないから、今のうちに委員会でもそういう話を出しとってくださいということです、一応どうですか。

○教育総務課長（大平 誠君）

現在進められている薩摩地区の小学校再編におきましては、昨年から情報交換会を実施しておりますけれども、そういった中で地域の方々から学校施設の跡地活用についても、再編協議と一緒に進めていってほしいという要望も頂いております。

具体的には、今後、各区に学校の閉校記念の事業実行委員会というものが設立されまして、閉校に向けての話合いがスタートするわけでございますけれども、各区にそういった組織ができるということでございます。そういった中で跡地利用につきましても様々な御意見とか御提案とかアイデアを頂いて、同時並行でそういった意見を伺って、早くその跡地活用について活用が図れるように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○新改 秀作議員

了解いたしました。

続きまして、3番目の登下校の問題でございますけれども、私が心配したのは集団登校、下校なんかのときに、子供たちは同じ道だと近回りを覚えたり、それがまた楽しいわけですよ、学校帰りに。何年か前にも、学校帰りにかばんを持ってこなかったりで、田んぼ道を走ってきたようになってもうて、そういう事件もございました、持ってこなくて。そういうのを大体近道とか、そういうところが行きたいわけですよ、私たちもそうでしたけど、寄り道をしたいし。そういうことがないように、登下校の安全、集団下校とか、そういうのも含めて対策を要請しておきます。

最後になりましたけど、少子化に伴い学校の統廃合が増えているが、学校は児童生徒にとって安心で安全なところでもございます。登下校を含めた危機管理マニュアルに基づいて安全点検の充実に努めていただき、未来ある子供たちの成長を図っていただきたいと要請して終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

次は、14番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

昼から熱風が来て30度を超えるちゅう予想が出ておりましたけど、皆さん、今はどうですか。午前中の議員の方々の熱意がエアコンまで示されて止まりました。もう少しですので、よろしくお付き合いください。

私は、さきに通告しました教育行政の推進策について、教育長のほうに質問いたします。

教育の方向性、それからさつまの教育行政について私はお伺いしたいと思いますが、これまで多くの現場を経験され、また教育にかける意気込みや新たな思いを心に、さつま行政に、児童生徒の成長に尽力されることを私は願望するところでございます。

教育行政に今まで以上に努力されたこととは思いますが、上野町長の所信表明の中にも——これは当初のときです——学校、家庭教育の充実と地域振興を上げられ、教育振興には「さつま町の挑戦、未来を拓く人づくり」の実現を目指されています。その方向から、児童生徒の成長は地域を挙げて取り組むことではないでしょうか。学校現場からの教育指導が、大きく子供たちの成長につながると考えます。少子高齢化がいろいろ議論されておりますが、今後も続くと思いますけど、地域や家庭を思いやる家庭教育、地域教育の指導は学校の生活の中から生まれることではないかと考えます。

4月に新年度学校だよりがありまして、新しい校長先生等がありました。この中にも、「これからの人生を困難に負けず、心も体も元気に」、もう一つには「主体性・創造性に富み、心身共に健康で人間性豊かなたくましい子供の育成」、そして学校の大きな目標に、「自尊尊重の気持ちを持ち、自ら学び、自ら考える、たくましく自立する子供の育成を」と掲げられている学校自体の現場が大きく出ておりました。

先ほども申し上げましたが、学校教育、家庭教育、地域社会教育等、子供等に与える影響は非常に大事なことを考えております。教育長に、次の3項目について、考えと取り組む姿勢について伺いいたします。

1 問目、これまでの経験を基に、自分の姿勢・目標を、いかにさつまの教育に発揮される考えなのか伺いいたします。

2 問目、学校再編も終わりに近い状況、学校づくりをどのように捉えられているのか、また、職員と一体となった児童生徒指導をどのように考えられているのか。

3 問目、GIGAスクールの推進は、タブレットの活用などを通して確実に進められていると感じているが、さらなる伸びは児童生徒には大きな成長につながるし、自身の将来の方向にも大きな力となると感じております。さつま町の伸びにも大事な力です。教育の在り方が大事だが、現在をいかに捉え、これから先にどういうふうな取組を行う考えなのか、考え方を伺いいたします。

1 問目といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

○教育長（中山 春年君）

川口憲男議員から、私の姿勢・目標、学校再編、GIGAスクールの推進の3つについて御質問を頂きましたのでお答えいたします。

最初に、教育長としての姿勢と目標を、いかに本町の教育に発揮しようと考えているかについてであります。

私は教育に関わる経験や職を重ねるにつれ、教育には大きく2つの目的があることを認識しました。一つは、児童生徒一人一人の成長を図り、児童生徒の自己実現のために行う教育です。もう一つは、よき国民、よき町民として社会を形成する一員に成長させること、つまり、社会的役割を担っていくんだという意識と力をつけさせるために行う教育です。どちらも、さつま町教育大綱の基本理念、「さつまの挑戦、未来を拓く人づくり」に通じるものであります。

しかし、学校では学力向上の問題やいじめ、不登校、規範意識の低下等をはじめとする心の問題、また、教職員に目を向けますと教師の指導力不足、教員自体の数的不足、働き方改革、部活動の地域移行等々喫緊の課題に対して根本的な解決を見出せない状況にございます。

そういう中で国は急ピッチで教育改革を進めてきましたが、本当の教育改革は制度変更後の質の高い教育の提供そのものです。質の高い教育を提供するためには、児童生徒を直接指導する学校、教職員と、それらを統括する教育委員会の意識や施策、対応そのものが変容していかなければ改革は進まないと考えております。

教育界では以前から、教育改革は教室の入り口で立ち止まると言われてきましたが、目まぐるしく変容する今のこの社会での改革は待ったなしだと思っております。学び続ける児童生徒を育てる教職員には、求められる学力への変化、求められる教育への改革に対応できるよう学び続ける存在であってほしいと考えております。

ただし、そのためには教職員があつと気づき、なるほどとうなずき、よしとやる気を起こす、

教職員の心に火をつけるような研修の在り方、施策を、私たち教育委員会が進めていかなければなりません。着任早々であります、学校教育課では指導主事ごとに各担当校を決め、積極的に学校を訪問させ、学校の課題や悩みを酌み取り、その解決に向けた支援や指導を進めてまいるよう指示しております。

また、本町の課題である学力向上について、その解決方法と言われます主体的、対話的で深い学びに関しては、私自身が考えるキーワードは「わくわく」です。児童生徒はわくわくした表情で、活用力が身につく問題にクラスメイトや先生たちと意見を出し合いながら答えを導き出したり、考えをまとめたりしていくような学び合いであると捉えております。その実現に向け、本町の研修の在り方や学校の研修体制の支援の在り方について、構想を私自身わくわくしながら考え、その考えを日々、現在、職員と共有しているところであります。

児童生徒のいじめや不登校、規範意識の低下等をはじめとする心の問題についてですが、孔子の論語に出てくる言葉で「恕」という言葉があります。孔子は一番弟子から、生涯大事にしなければならない志は何ですかとの質問に「恕」と答えたそうです。その意味は、相手の身になって思い、語り、行動すること、許すです。児童生徒には、自分がされたくないことは決して人にやってはならない、相手をしっかりと思いやって、安心や喜び、うれしさにつながる言葉かけや行動を行おうと継続して指導することとし、教職員にはこの精神を理解、意識して児童生徒に対応してもらいたいと考えております。

具体的に申しますと、児童生徒の行動、姿を叱責するのではなく、なぜこんなことをしたのか、なぜそうなったのか、その背景をしっかりと受け止め、指導するところはきちっと指導する、児童生徒自身が繰り返さないぞという思いを立てたあとは本人を許し、そして寄り添う姿勢をお願いしていきたいと考えております。そして、その指導の在り方に保護者の理解も増え、児童生徒の心の問題解決の一役を担うと考えております。「恕」という精神は、私自身はもちろんのこと、大人でも持ち続けることはなかなか難しいものでありますが、粘り強く、意識を高く持って、学校において指導するよう進めてまいります。

また、教育は学校だけでできるものではなく、今まで以上に保護者や地域の皆様方との強い協働体制の中でないといけないものであります。本町の地域の子供や学校を大切に思う風土はまさに宝であり、優れた教育環境でございます。

しかし、学校が閉ざされていては宝の持ち腐れであり、地域の方々の御協力を頂き、そのよさを取り込むと同時に、子供や職員が積極的に地域に赴き一体となって相互活動する協働体制が、いわゆるコミュニティ・スクールの実現です。一朝一夕ではできませんが、学校のいろいろな課題を解決し、地域の思いを酌んだ教育を進める確かなコミュニティ・スクールの確立を目指していく所存です。

さらに、郷土を愛し、将来郷土に残ったり、思いをはせたりする児童生徒を育むためにさつま学を継承し、さつまカルタ、さつま検定等の継続と、学校における史跡巡りや伝統芸能継承をはじめとする活動、教育委員会主催のふるさと体験塾等々の開催、各種文化団体との連携支援を進めてまいります。

最後になりますが、冒頭申し上げました2つの教育の目的に向けて、本町の宝である児童生徒たち、そして彼ら彼女らの未来に軸足を添え、様々な教育課題に臆することなく挑戦することで、私たち大人が経験してこなかった未曾有の厳しい世界に飛び込んでいく児童生徒を心豊かに、強く、たくましく、そしてしなやかに生き抜くよう育てるのだという決意を持って、この職責を務めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の学校再編に伴う学校づくり、また、職員と一体となった児童生徒指導に

ついてであります。

初めに、学校再編に伴う学校づくりについてですが、本町の学校再編の状況は平成26年6月に学校規模適正化の基本計画を策定しました。この計画に基づき、第1次再編として平成28年4月に盈進小学校と柏原小学校が、平成31年4月に宮之城中学校が、令和4年4月に鶴田小学校が再編、開校されたところであります。現在進められております薩摩地区の小学校再編につきましては、第2次学校規模適正化計画に基づく最後の学校再編であり、これが完了すれば、さつま町合併時14小学校あったものが6小学校へ、4中学校が1中学校へ再編されることとなります。

今回の薩摩地区小学校の学校再編により、現在3校にある複式学級が解消し、全て単式学級となります。このことから、児童生徒が学ぶことに興味関心を持ち、対話を通して学び合い、考えを形成するというような学び、いわゆる主体的、対話的で深い学びが実現できる授業づくりを進め、今後の先行き不透明で予測困難な時代を生きていくための思考力、判断力、表現力等を育成し、学びを人生や社会に生かそうとする人間性の育成に努めてまいりたいと考えております。

また、具体的に児童数が増えることで、体育の授業において集団競技の実施が可能になったり、音楽の授業において合唱や合奏が可能となったりします。このような活動を踏まえて、豊かな人間関係の構築や児童間の切磋琢磨につながるのではないかと考えております。

次に、職員と一体となった児童生徒指導についてです。

児童が戸惑うことなく安心して過ごせるように、現在、各校の管理職、各教科担当、各係において定期的に話し合いを重ね、年間を通じたカリキュラムの作成や校時表、学校生活におけるルールの調整などを行っております。

加えて、児童たちの不安を解消するために、本年度は再編前年度ということでリモートで3校をつないだ活動や、それこそ昨日と今日なんですけれども、集団宿泊学習等を合同で開催していくなど児童の交流を図っております。あわせて、開校後はスクールソーシャルワーカーや教育相談員の派遣を状況に応じて、これまで以上に積極的に行ってまいります。

また、旧薩摩町3小学校においては、それぞれの地域に根差した特色ある教育活動が行われております。現在、進めております各校での話し合いや、地域の代表も参加されておられる学校再編準備委員会での話し合いを見守っていききたいと思います。今後も再編に向けた3校間の調整を進める中で様々な検討事項が出てくるのではないかと考えておりますが、それら一つ一つを確実に、町教委も関わりながら対応してまいります。

最後に、再編後の学校づくりに関しては、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を学校と地域が共有し、一体となって児童の成長を支えていくコミュニティ・スクールを推進していきたいと思っております。

最後ですが、3点目のGIGAスクールの推進についてであります。

川口議員がおっしゃるように、GIGAスクールの推進は児童生徒の大きな成長となり、自己実現に向けて将来の可能性を広げるとともに、さつま町の発展につながるものと考えております。

現在のタブレット端末の活用について分析しますと、アナログの道具でできたことをデジタルに置き換える第1段階を経て、デジタルの特性を生かして活用するという第2段階に入っております。具体的には、児童生徒全員の考えを一瞬で教師の端末に集約し、大型テレビに映して、よりよい考えをみんなで吟味するという活用や、1つのファイルをグループで共有して共同編集するという活用などです。今後は、これらの活動を日常的に充実することに加えて、児童生徒は自らの学びの必要に応じてタブレット端末を使いこなすという第3段階に移行できるように指導していきたいと考えます。

令和3年に出された中央教育審議会答申では、個別最適な学びを充実させることが求められております。つまり、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する必要があるということです。この個別最適な学びを支えるために、タブレット端末は必要不可欠です。例えば、問題を解決したあとに類似問題に取り組んで習熟を図りたい児童生徒だけでなく、発展的な問題に取り組みたい児童生徒もおります。児童生徒は、自分の興味関心や特性、理解の状況に応じて、どのように学習を進めるかを自分で調整しながら決定していきます。今後は、そのような学習の取組を支えるために、タブレット端末が有効に活用されていくものと願っております。

本町におけるタブレット端末の活用頻度は、学年の発達の段階や教科の特性によって差がありますが、現在では、ほぼ毎日、端末を活用できるようになっております。ただ、ICTを活用した指導力には学校間、教師間の差があることも事実です。教職員のICTを活用した指導力の差の解消を目指すとともに、タブレット端末の効果的な活用を促していくために、町の管理職研修会や情報教育担当者部会を充実させていくつもりです。

また、昨年度の佐志小学校の研究公開のような、目指すべき活用、活動を具現化した提案授業を参観し研修を進めることで、学校によりよい実践の広がりを促していきます。児童生徒は、タブレット端末の効果的な活用を繰り返し経験することで、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考えて、問題をよりよく解決する力を高めていきます。

さらに、確かな力にするために、タブレット端末を家庭でも活用できるように促します。例えば英語の学習では、動画を見ながら発音の練習を繰り返すことができます。また、部活動などスポーツにおいては、動きのフォームを録画して自分でチェックすることに活用できます。このような取組の充実によって、将来さつま町に在住しながら、端末を活用して、さつま町の魅力を世界に発信する人材の育成にもつながっていくと考えております。

以上で終わります。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

○川口 憲男議員

種々お答えいただきました。

私は、1問目の教育長の自分の姿勢、目標を、いかにさつま町へ発揮できるかという中で、2項目の目標に向かって進めていくということをおっしゃいました。

先ほど、私の質問の中にも言いましたけれども、町長の当初の話の中にもありますように、「さつま町の挑戦、未来を拓く人づくり」を目指しているということがありました。その中で町の教育振興基本計画の中でも教育大綱の中に挙げられているのですが、「さつま町の挑戦、未来を拓く人づくり」という大きな題材も掲げられております。そういうところに一致するんじゃないかと思えますけれども、その1点、まずさつま学というものがどこまで浸透しているのか。私もさつま学と言われて、どこからどこにというのをお答えできないんですが、このさつま学に対する挑戦はどのような考え方をお持ちなのか伺いたします。

○教育長（中山 春年君）

本町で、今、議員がおっしゃいましたさつま学の推進を図っていることは承知しております。そして、総合的な学習の時間を活用しながら、各学校それぞれに特徴ある取組を行っているのも承知しております。

例えば、先日も新聞に載りましたが、さつまガイドの方々に現地で直接指導を仰ぐ、いろんな史跡等説明をしていただきながら、子供たちがその後、新聞作りをしたり、また、プレゼンをしながらお互いで発表し合うということも取り組んでおります。また、地域の伝統文化の伝承に取り組んでいる学校、そして農作物や工芸品を作ったりしている学校もあります。

こういう体験的な取組をしている一方、さつまカルタを使いながら、さつまの先輩方、そして取組、産物、いろいろなものについて学びながら、それを今度はさつま検定という形で子供たちに再度確認をさせている取組というのを存じ上げております。

あわせて、これは1つのプロジェクトという言葉で言っていいいんでしょうか、考えておりますのが、さつま町のよさに関することを子供目線で拾い上げ、そして考え、それを日本語と英語を使い国内外に発信できるようにできないだろうかということを考えております。発信する内容は、例えばですが、小学校高学年、中学生、そして薩摩中央高校の高校生たちに協力をもらいながら、さつま町の自慢したい伝統、文化、芸能、お薦めの癒やしスポット、パワースポット、誇りに思う先人、またお薦めの店のメニュー、お薦めのお菓子、果物、これらを項目ごとに、こちらが準備して選ばせるのではなく、全て子供たちに考えて記入させる。そして、それをICTを使いまして集約しまして、上位のところを今度は動画で子供たちに紹介してもらおう。それは、先ほど申しました日本語であったり、外国語だったりを使って作成して、そうすることで座学で学んだこと、現地で学んだことを子供たちがどれだけ自分のものに落とし入れ、そしてそれが自分に残り、そしてそれを子供たち目線で集約した結果をお互いで確認し合うことが、今度は子供たちが、今年提唱しましたさつまの日、家族で行ってみようや、あそこに行ってみよう、あそこのお店に行ってみよう、親戚が来たらお土産はこれいいよ、いろいろ紹介したり、そういったことで、このさつまというところを見直しを図れるんじゃないかなろうかというふうに考えました。

それで、今いろいろな部署の方々に相談をしながら、すぐに実現できるかどうか判りませんが、そういった形で違った角度で、視点で、子供たち目線で、このさつまというのを考えていけるような取組も進めてみたいなと考えております。つまり、今まで進めてこられたこのさつま学の継承と新しい取組等考えて進めたいと思っております。

以上です。

○川口 憲男議員

種々お答えいただきました。

全問にわたるお答えもあるんじゃないかなと思っておりますけど、まさに子供たちがそういう方向性に向かう、例えばGIGAスクールの中でもそういう編集をしたりとかいろんなところがあると思うんですが、私が一番思うのは、今現況で、教育長のほうにお願いということじゃないですけど、ぜひ取り組んでいただきたい。今おっしゃったように、教育委員会は一生懸命そういうふうに頑張っているけれども、果たしてそれが地域に伝わっているのか、ややもすれば、親の方々にもそれが伝わっているのか、そこは微妙なところがあるんじゃないかと思います。

それでもう一問には、これ2問目と重なるんですけど、学校教育ちゅうよりは学校の現場で、先生方と対子供たちということで指導がなされていきます。しかし、子供の教育ということはそれだけでなく、家庭教育も物すごく大事だと思います。ややもすれば、教育委員会の中でも社会教育のいろんな講習やら何かされていますけど、世間のいろんなところを見えますと、その家庭教育学級は不足しているんじゃないかと、そこあたりまで乗り込んで、教育委員会が取り組んでいかれるところじゃないかと思います。

そういった意味で、一番最初に学校の先生方の新聞に載せられている投稿といいますか、要綱を話したのも、それも一つはあります。盈進小学校の校長先生のがありましたんですが、これを紹介しますと、挨拶はなぜ必要なのかということを書いていらっしゃいました。一つ私も疑問に思って、挨拶はなぜ必要かということ、挨拶はできていないのかとか、あるいは、なぜほかの人たちにそういうふうに訴えられるのかとか、これは、さきに申し上げましたように家庭教育も非常に大切なんです。朝起きて「おはよう」とか、行くときに「行ってきます」とか、そう

いうのができているのかどうか。私たちも交通安全週間とか、いろんなところで立哨していますが、そういうところでは子供たちも気軽に「おはようございます」とかいろいろな声をかけてくれますけど、日常、知らない人に挨拶をするとかいう風潮もあるんですけども、そこは接触が少ないのもあるのかと思うんですけど、まず私は学校教育も非常に大事です。しかし、それプラス家庭教育学級、これも社会教育課の中でもあります、そこあたりの充実感も大事だと思います。

今、教育長先生のほうで種々いただきました。自分の目標とされること、それから先ほど私が申し上げました町長が目標とすること、こういうのも、さつまの子供たちをいかに育てていくかということがここに網羅されていると思います。

もう一つ、その中で、教育長はどういうふうに考えられるかお聞きします。この2問目の項目にも入っているんですけど、家庭教育学級の中に合併当初から「早寝早起き朝ごはん」の奨励をさつま町はやっておりました。今はどうなったのかな。私なんかも栄養士さん等に見聞きしますので、どういう形になっているかなと。学校の生活の中では、朝飯を食っていかなかったら、10時だったかな、11時だったかな、その意気込みが消えてしまうんだというようなことも聞いた思いがあるんですけど、こういう取組も非常に大事なことであり、さつま町に生かされた教育の一環だと思います。そこあたりのところを踏まえて、挨拶と併せて家庭教育の在り方ちゅうのを教育長はどういうふうにお考えですか。

○教育長（中山 春年君）

今、議員からおっしゃいました家庭教育、これにつきましては、本当に今一番求められているところであるということは認識しております。今、学校教育か家庭教育かということで、融合しながらやっていかなきゃならないものじゃないかなと。今までは学校教育が、どうしても1馬力で走っていた時代でありました。全てが学校教育に求められる。今、議員からお話いただいたように、家庭教育、これを一緒にしながら、車輪を2つにして進めていくことだと思います。

これについては個人的な意見かもしれませんが、私は幼児教育、これが一番必要だと思っております。いろいろ長くなりますので、そこは避けますけれども、この幼児教育を我々が関わることができる中で、私たちと一緒に保護者の方といろいろ考えていきたいと思います。

あわせて、挨拶に関しましては、もう一つ考えるのは家庭か学校かというところもありますし、もう一つは地域です。地域でも声かけしていただいて。ただ、どうしても今、不審者との問題で、かけにくいという現実。ですから、いかに日頃から顔を合わせるような状況ができる場所で、できる人が、できる場所で、そういう中でみんな子供たちを支えていただけるような環境ができればいいなというふうに思います。

それを実現できるのが、冒頭申し上げましたコミュニティ・スクール。これは一朝一夕でできませんが、これを1年かけて、このコミュニティ・スクールとはどんなものなんだということを周知を、学校現場にも地域の方々にも判っていただいて、そしてそこで子供たちを支えていくということが、今おっしゃっていただきました課題等にもつながっていくんじゃないかなと思います。

学校と家庭だけじゃなくて、ここに地域も一緒に入った、先ほど申し上げました、こちらには宝があります、思いというのがあります、それを生かさせていただければと思います。

答えにならなかったかもしれませんが、以上で終わります。

○川口 憲男議員

そのとおりで、やっぱり家庭教育の中でも地域の方々との触れ合い、そういうことも非常に大事だと私も思っております。そして、おっしゃるように私の年代と今の小学生としたら、もう孫

以上に下ですけれども、やっぱり知ること、あるいは声かけすることが、それにつながっていくんじゃないかと思います。そういうところで、さつま町のさつま学に通じる教育に努めていたきたいと思います。

話はぐるっと変わりますけれども、この中でさつま町のいじめとか不登校をどう把握されているのか、もう件数は述べなくていいですから。なぜ、その中で私が家庭教育を言ったかという、先般、鹿児島県内の虐待の記事が新聞に出ていましたね。2,823件、去年かな。これの中で、父母による虐待というのが88%あると。これはまさに、私は家庭教育の衰退だと思います。家庭の中でそういうことが、朝の声かけがないのか、それから帰ったあとがないのか。ややもすれば、今、子供たちのために一生懸命、行政としてはいろいろな補助をしてくださいます。言うけれども、こういう数値を見ますと、おやっと感じるのが、私たちの年代はこれだと思います。その中で身体的な虐待と心理的虐待と、これが一番飛躍的に上がっているんですよ。だから、そういうことを考えると、教育長のおっしゃった地域の協力、あるいは家庭教育が大事ということ、私は強く述べているわけなんです。

それでは、次の3問目でも言いますけれども、タブレットとかGIGAスクールの中でも、やっぱりそういうところが学べるような方向性を持っていかないといけないと。先ほど、ちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、教育改革は入り口で止まってしまうというようなことをおっしゃいました。教員に火をつけるということをおっしゃいました。今いろんなところで、先生方の指導力というたら語弊がありますが、先生方に別な圧力が来るのが多いんですけれども、こういうところに自信を持ってということじゃないですけど、教育長としてももう少し頑張ってもらって、くれよとかいうようなことで、ここあたりから、また児童生徒への教育を強められる考えがあるのか、この数値を見られて。

実際、さつま町が父母による虐待が88%あるとは申しません、これは県内ですから。そういう数値を見たときに、さて、さつま町はどうなるかと考えられたときに、教育長の考えはどうか。

○教育長（中山 春年君）

今、いじめ、不登校から虐待につきましたの話だったと捉えております。

まず、いじめ、不登校の中にも虐待というのが、どこか隠されているんじゃないかろうかという、御指摘じゃないかろうかと思うんですが、それはいいことはないかと思います。いろんな子供たちと接する中で、どうしても子供が抱えるストレス、それを他人に発していくということはあるかと思います。

虐待につきましたは、確実にあります。ただ、さつま町の実態については、まだ私が十分勉強しておりませんが、いろんなケースを見てまいりました。一つ一つ、この場では出せませんが、子供たちが自分の意思とは違うところで学校に行けない。それから、いろいろな制限を受ける中で活動がどうしてもできない。また、具体例等おっしゃいました食事の件、それから衣服の件、それから家族の看護をしなきゃいけない、介護をしなきゃいけない、これを子供に任されている。そういった件等が、実質、今の子供たちには起きているということは確かです。

これも民生委員さんやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いろいろな他方面の方々の力も借りながらですし、もう一つは近所の人たちの情報、これも子供たちを助ける意味では大きいです。繰り返しになるかもしれませんが、先ほど申し上げたようなコミュニティ・スクールの本当の確立ができることで、住民の人たち、校区の人たちが、自分たちみんなで子供を支えようという形が、今以上にはできるんじゃないかろうかというふうに信じて進めていきたいと考えております。

以上です。

○川口 憲男議員

教育長、そういう流れの中で、次のGIGAスクール、この事業のタブレット活用策というのが、いろんなところの情報を見ますと、タブレットを活用することで、先ほどおっしゃった不登校なり、いじめなり、そんなのが目に見えないところが、これによって改善されたというのも聞いております。だから、このタブレットを活用することで、対面的に話せなかった人が画面を通じて話せることができ、それが活用したと。だから、こういうGIGAスクールの推進というのは、非常に大事なことじゃないかと私は思っています。

そしてまた、小中学生ですから物覚えが早いです。ずっと、担任の先生がおっしゃれば、それにすんなり入っていきける、これも子供たちの成長のあれだと思います。

そして、今いろんなところでも、先ほど答えられる中で、さつまのよさをスマホとかいろんなので発信するとか、いろんな画面を作ったりすると。これは小中学生ちょっと無理かもしれませんが、高校に行ったときには高校の一環の中で、そういうのを発信できるというのは今どこもしていますね、高校の中で。そこの特徴を発信すると。そういうところが取り組めるのが、児童生徒の間にそういう基礎をつくっていければ、高校に行ったときにもそれができるんじゃないかと思うし、また、社会人として出ていったときにもすんなり、その職場がどういうことをしているかというのは、もうほとんどパソコンを見てどうこうする仕事が多いですから、それができくと思います。

私のことで大変申し訳ないんですけども、携帯、タブレットを使っておりますけど、なかなかそれに踏み込んでいってスマホ発信もできないとか、それも孫に聞いて、どういうことをするかちゅうて覚えてするんですけども、なかなか自分のものにできないと。子供たちは、それをすっとしていきますから、それがいいほうに使えるようなGIGAスクール構想に持っていけたら、先ほど教育長の話にありましたように、さつま町のよさを発信するのもそれだと思います。

昼からの1番に新改議員のほうでもありましたように、3本国道が入っちゃって、何のよかもんがあって何がよかがち、私たちはあれもあつたこれもあつたちゅうような言葉でしかできないけど、それをそういうようなスマホとか、あるいはSNSで発信できるちゅうのは、若い力がその人にできていくんじゃないかと思っています。

そういった意味で、せっかくさつま町としても、どこよりも早く小学生、中学生、あるいは担任の先生までタブレットを使えるようにしたわけですから、それが、より充実されるような仕組みづくりちゅうのは教育委員会がせなきゃならないと思っておりますが、そこあたりのところを再度確認したいと思います。

○教育長（中山 春年君）

今、議員がおっしゃるとおりだと思います。子供たちはこういう情報機器につきましては素早く、そして堪能で身につけていくものでございます。私たち大人よりも早いというのは感じます。

今、学校教育で行っているこの情報教育の技能というのは、情報モラルと情報技能を取り組むわけですが、今、基礎の段階であるということは間違いありません。小学校、中学生では基礎をきちんと学ばせながら、先ほど申し上げました1段階、2段階、3段階へと進む。

1つの例で申し上げますと、先ほども私が申し上げましたプロジェクトの話の中で、項目を選ぶならば、これは子供たちもできると思います、集約につきまして。ただし、それでなくて、自由書きさせるのを集約する、今のところなかなか難しゅうございます。ですから、これにつきましては、私たち大人のほうでしながらシステムをつくり上げて、そしてそれを今後、子供たちに

生かしていく。

ただ、この技能を、例えば県内では鹿児島情報高校さんとか鹿児島高専の学生さんとか、これは堪能でできるようになっております。そういうところで自分で技能を高めていこうとする子供たちが、今、中学生のレベルでここまでは身につけておかなきゃならないというところを、きちっと学校教育の中で私たちはやっていかなきゃならないというふうに考えているところであります。

○川口 憲男議員

今の使い方の効能性は先生のおっしゃるとおりだと思います。そういうふうにして段階を踏んでいってされると思います。

先ほどの答えの中に、例えばテレビ画面を見ちよって、英字幕かな、英語で出てきているのを、そういうタブレットで何かしたらすぐ覚えて、英語力にも利用できると、あるいは韓国語に対してもそれができると。

これも、私に、あんたは無理だよち言われても、それは当然ですけども、児童生徒に関すりゃあ、そこあたりを駆使したら十分できていく。だから、このタブレット事業に関しても、GIGAスクールになりますけど、子供たちちゅうのは、そういうことに対して非常に卓越しているところがあると思います。そこあたりを、いかに学校現場で児童生徒と先生たちが向き合っていく、遊びの間でもそれができてくると思うんですよね。昼休みに開いたときに、こういうのはこうするんだよというのができてくると思うんです。そういうところを教育委員会としてどういうふうに広めていくか。あるいは、大変申し訳ないけど先生たちの能力も相当上げないと子供たちに追いつけないというところがあると思います。

そういった意味で、せっかく教育長として5月に就任されましたので、学校現場を見られる時期が今は多いということをおっしゃいましたので、教育委員会全体でそういうところを見て、こういうところはこういうふうにすればいいかとかいうのを発掘ちゅうか見つけていただいて、さつま町の児童生徒のために尽力されるように私は願望します。

それで最後になりますけれども、先ほども一番最初申し上げましたけども、児童生徒を、子供たちを育てるのは、今までいろいろ出てきますけど親だけじゃないなと、いろんな家庭、じいちゃん、ばあちゃん、あるいは地域の力だと先ほどもおっしゃいましたけれども、そういうところをもう少し教育の現場で発信されるところが必要だと思いますので、ぜひそこあたりを努めていただきますよう要請をしておきます。

終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時12分

令和5年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

令和5年6月8日

令和５年第２回定例会一般質問
令和５年６月８日（第３日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	(４) 橋 之 口 富 雄	1 学校給食の考え方について (1) 学校給食での地元食材自給率は何%なのか。また、今年度には新たに自給率を上げるための予算が計上されているがその効果は出ているのか。 (2) 全国的に学校給食の無料化が進んでいるが、本町では今後無料化する考えはないか。 (3) 現在、給食センターの１センター化に取り組んでいるが、民営化についてはどのように考えているか。 2 文化財の保全について 町内に多くの文化財や神社、仏閣などがあるが、人口減少、高齢化が進み、保全や整備が行き届かないところが出てきている。町としてこのような事態をどのように感じているか。 また、虎居城跡で新たに庭園の遺構が発掘され注目を集めていることから、文化財の保全・整備が重要だと思うが、町長はどのように考えているか。
7	(６) 上 別 府 ユ キ	1 林業振興について 本町の森林面積は約21,000haで、町の総面積の70.7%を占めているが、林業を取り巻く環境は厳しい。木材価格の長期にわたる低迷や担い手の高齢化などで放置され手入れの行き届かない森林が多くみられ、森林の持つ国土保全や二酸化炭素吸収などの公益的機能が危ぶまれる状況であるが、本町の林業振興について、以下のことを問う。 (1) 森林環境税の賦課徴収が令和６年度から始まるが、その目的や制度・仕組みについて、町民に十分な周知をする計画があるか。 (2) 森林環境譲与税については、令和元年度より国から交付されているが、執行の状況とその成果はどのようなものか。また、

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		令和6年度以降の森林振興計画はどのように進めていくのか。 (3) 花粉症の発生源となっている杉を花粉の少ない品種に植え替える施策について、国は推進していくようだが、我が町の現状と今後の方向性は。
8	(5) 中 村 慎 一	1 これまでの一般質問項目にかかる取組について (1) 昨年12月議会に引き続き、道路の維持管理について、景観行政団体として、町道や通学路の安全管理の面からも、道路行政から景観・美観をいかしたまちづくりを進める考えはないか。 (2) 先の3月議会に引き続き、高齢化する農業者の実態に対して、実態解明の取組と、農林業いきいきプランにある集落営農とやる気のある担い手育成など、これらは具体的に進んでいるのか。また、推進策はあるか。 (3) 本町の水田地帯での稲作を中心とする農業を新たに展開していくための取組を現場の農業者から学ぶべきと考える。集落営農や担い手問題、入り作による大規模化や機械化、耕種の複合化、有害鳥獣・ジャンボタニシ、汎用化の問題など、多岐にわたる課題をどのようにとらえ、方向付けようとしているのか。 2 うそ電話詐欺対策にかかる取組について 消費者対策としての取組の中で、うそ電話詐欺の被害の実態は把握されているのか。また、これにかかる対策を講じる考えはないか。
9	(10) 有 川 美 子	1 耕作放棄地等の整備及び有効活用について 本町では、年々遊休農地や耕作放棄地が目立ち、町民からは「里山の風景が壊されていくのに心が痛む」、「町は環境美化に対する意識が低いのでは」等の声が寄せられている。整備されていない農地では、セイタカアワダチソウ等の雑草が繁殖し、景観を損ねている。 (1) 本町では、遊休農地や耕作放棄地の整備について、助成制度

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		を創設する考えはないか。 (2) 遊休農地や耕作放棄地等を花畑として有効活用し、地域の活性化の一つにする考えはないか。 2 ごみ出しルールの町内統一化について 地域のごみステーションは、各公民会が維持管理している。資源ごみの日には、当番制で住民がごみの分別をしているが、公民会に未加入の世帯も増える中で、様々な課題が寄せられている。そこで、地域の困りごとの解消を図るために問う。 (1) 町全体での公民会未加入世帯の数と未加入世帯へのごみ出しにおける周知内容は。また、未加入世帯からの苦情や相談等はあるのか。 (2) 公民会未加入世帯のごみ出しについては、別途料金を徴収しているところと、徴収していないところがあり、対応が違う。全公民会の対応状況を把握しているのか。 3 学校跡地の利活用について 本町の学校跡地は、その多くが有効利用されていないのが現状である。学校跡地の今後について、町長の考えを問う。 (1) 本町の学校跡地における利活用の状況及び各学校跡地についての今後の計画は。

令和5年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和5年6月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 西 圀 豪 紀 君	町民環境課長 松 山 和 久 君
農 政 課 長 山 口 泰 徳 君	担い手育成支援室長 山 口 良 浩 君
耕地林業課長 上谷川 征 和 君	商工観光PR課長 中 村 英 美 君
建 設 課 長 原 田 健 二 君	農業委員会事務局長 松 山 明 浩 君
教育総務課長 大 平 誠 君	学校給食センター所長 満 園 誠 君
社会教育課長 永 江 寿 好 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、4番、橋之口富雄議員に発言を許します。

〔橋之口富雄議員登壇〕

○橋之口富雄議員

改めまして、おはようございます。一般質問2日目、初めての一番手になります。議員に当選して丸々2年が経ち、いろいろ思うことはありますが、できることから一つ一つ解決したいと考えております。

今回の質問は、その中の一つでありますので、解決に向けた質問ができればと考えています。

では、通告に基づき質問いたします。

1点目に、学校給食の考え方について。

学校給食での地元食材自給率は何%なのか。また、今年度には新たに自給率を上げるための予算が計上されているが、その効果は出ているのか。

2点目といたしまして、全国的に学校給食の無料化が進んでいるが、本町では今後無料化する考えはないか。

3点目、現在給食センターの1センター化に取り組んでいるが、民営化についてはどのように考えているかということを聞きたいと思います。

2番目にいたしまして、文化財の保全について。

政教分離で神社仏閣をどうのこうの言うのは、ちょっと問題があるとは思いますが、それと意外に町内に多くの文化財や神社仏閣などがあるが、人口減少、高齢化が進み保全や整備が行き届かないところが出ている。町としてこのような事態をどのように感じているか。また、虎居城跡で新たに庭園の遺構が発掘されて注目を集めていることから、文化財の保全、整備が重要だと思うが、町長はどのように考えているか、そこら辺を聞きたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

〔橋之口富雄議員降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

○教育長（中山 春年君）

橋之口富雄議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、学校給食の考え方についてでございます。

1点目の学校給食における地元食材自給率についてでございますが、お答えする数値は産地確認ができている宮之城学校給食センター分となっております。

米飯給食に係る米については、町内産ヒノヒカリを100%使用し、野菜等につきましては、令和4年度の給食に使用した野菜32品目中、20品目を地元産で賄いました。

購入した町内産の食材の量は、全体の21.9%となっております。その主な食材は、購入量

の多い順からニンジン、大根、里芋となっており、根菜類が占めております。また、各食材における町内産の使用割合は、里芋100%、白菜64.6%、大根51.2%、ゴボウ50.3%となっております。

果物類は、町内産購入量の割合は23.9%となっており、イチゴ、キンカンは100%となっております。

なお、購入金額の割合で申しますと、米、野菜、果物類の地元産購入率は54.7%となっております。

今年度予算計上しております地産地消推進費は、昨年度までの1人当たり年間1,800円から5,000円に引き上げ、町内産食材のさらなる購入に充てることとしております。併せて、物価高騰によります給食費の抑制に努めているところであります。

今後も、青果市場等関係機関等と十分に連携し、地元食材の消費拡大に努めてまいります。

続きまして、2点目の学校給食の無料化についてお答えいたします。

日本農業新聞が2022年度に給食費を無償化した自治体を調査したところ、全国約1,600市町村の3割近い451市町村で、複数月や通年で無償化したとの記事が掲載されておりました。

県内では、令和4年度までに11の自治体で無償化が実施されており、令和5年度からは新たに南九州市と西之表市が給食費の無償化を実施するようであります。

さつま町同様に、一部を助成している自治体は14自治体となっており、6割近い自治体で何らかの助成を行っております。

現在、本町の給食費の総額は年間小学生で5万1,200円、中学生で6万円となっており、これを給食費助成で年間2万2,000円、地産地消推進費で5,000円、合わせて2万7,000円の助成を行うことで、保護者から徴収する給食費を小学生で2万4,200円、中学生を3万3,000円として給食費の削減を図っているところであり、当分の間はこの助成制度を継続してまいります。

しかしながら、昨日も国においても給食費について議論がなされておりましたが、この推移を見守りつつ、世界情勢が混沌とする現在でさらに物価が高騰する場合には、保護者の経済的な負担の軽減を図る上でも、助成の在り方について検討してまいります。

3点目の学校給食センターの民営化についてお答えいたします。

民営化につきましては、全国的にも約半数のセンターが民営化を進めており、県内でも約47%に当たる32のセンターで民間委託に移行し、民間活力の導入が図られている状況となっております。

本町における給食センターの民間委託については、これまでも行財政改革推進会議等で協議してまいりましたが、議会からの御意見等も踏まえ、まずは来年4月より宮之城給食センターでの1センター化の準備を進めているところであります。

1センター化することで施設の維持費をはじめ、人件費の削減や併せて薩摩地区の小学校の統合による配送の軽減も図られることとなります。

今後、民間委託につきましては、安心、安全な給食の提供や給食センターの運営の在り方、行財政改革、費用対効果等の幅広い観点から総合的に検討していきたいと考えております。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、2番目の町内文化財保全につきまして、私のほうから回答させていただきます。

史跡などの有形指定文化財の管理につきましては、国、県指定及び町指定のうち、町所有地部分につきましては町が、個人や団体等が所有しているものにつきましては、管理費相当を町で予算化し、管理をお願いいたしているところであります。

現在、本町内の指定文化財につきましては、国指定が1つ、県指定が9つ、町指定が67か所となっているところでございますけれども、このうち史跡などの有形指定文化財は、合わせて51か所となっているところであります。

また、指定文化財以外でも町内各地に多くの貴重な文化的価値があるものが存在していることは、確認いたしているところであり、その管理につきましても、高齢化や人口減少で難しくなっていることは十分に承知しているところでございます。

町が直接的また財政的な支援を行うことは、なかなか難しい状況下にあるところでございます。今回、議員の御質問の神社仏閣につきましても、町内には貴重な場所が数か所あることは認識しており、基本的にその保全管理は所有者や氏子の皆様で行われているものと理解しているところでございます。

そのほか、一部にあっては民間サイドで資金を調達され、保存活動に努められているものもあるところでございます。

なお、神社関係につきましては、町文化財保護審議会と町郷土史研究会が連携し、本年度中に町内約100か所をまとめた神社史を発行される予定であるところでございます。

このことにつきましては、町の文化的、歴史的財産として後世に語り継いでいくことが目的であることから、町でも支援をいたしているところであります。

次に、虎居城跡につきましては、先月のマスコミの報道で戦闘の場であるこの山城で、文化的な施設の庭園が見つかるのは全国でも少ない、鹿児島の子の新たな側面を知る貴重な成果というような記事も掲載されているところでありまして、現在行われております県立埋蔵文化センターの発掘調査において、全体像も明らかになっていくものと思っているところであります。

町としましても、歴史的価値はもちろんのこと、観光的な要素もありますことから、魅力のある場所であると認識いたしているところであります。

昨年度策定いたしました町観光振興基本計画でも、歴史資源の活用を主要施策の一つと掲げ、虎居城跡や隣接する宮之城島津家墓所、それから北薩広域公園等を含め、本町の観光資源として位置づけ、今後は虎居城跡については、発掘調査を行っている県と連携を進めるとともに、国指定文化財に指定された宮之城島津家墓所については、保存活用計画の策定に取りかかりながら、周辺整備の取組についても、関係機関などと協議を進めていきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○橋之口富雄議員

まず最初の、学校給食の考え方についてでございますが、この自給率が米に対しては100%なのですが、果物類が23.9%と少ないんですが、そこら辺の数字的にはどのように考えていらっしゃるでしょうか。町長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（中山 春年君）

今御指摘のありましたとおり、米については町内産100%ということでありまして。そして、野菜類については22%ということでありましたけれども、これについてはいろいろと我々も努力をしながら、少しでもこの数字を上げていきたいということは考えております。

おっしゃるように、少ないという思いで議員のほういらっしゃると思いますけれども、我々のほうもそういうふう承知しております。少しでも拡大に努めて関係機関、これを広げていき

いと思います。

○橋之口富雄議員

今回回答を頂きましたが、本町の基幹産業は農業であります。米、牛肉に関しましては非常に盛んに売上げも上がって、基幹産業で大分頑張っていると思いますが、昨日も新改議員が一般質問でありましたが、稼げる農業ということで、ぜひ地元の地産地消をうたっているわけですから、地消のほうは消費していると思うんですが、地産の方で何とか農政課とか農協とか、年に1回農政課、学校教育センター、栄養教諭、宮之城青果株式会社、北さつま農協など一緒に併せて会議をされているようでございますが、そこら辺でぜひこの野菜類もそういう意見が出ないもんか、そこら辺はいかなうのでしょうか。

○農政課長（山口 泰徳君）

農政課では、今議員のほうからありましたそういうメンバーで、学校給食における地産地消推進会議を夏休みの期間を利用して開催しておりまして、地元農産物の地産地消運動に取り組んでいるところでございます。

一番使う野菜というのが、ニンジンとかタマネギとかジャガイモというようなことでございまして、特に給食センターで使用する野菜については、調理の時間が制約されておりますので、サイズの大きい2Lとか3Lサイズを中心に納品をしているところでございまして、農協のほうでもニンジン等においては、紅奏という比較的大柄なニンジン等を地元の農家のほうへ作っていただきまして、提供しているというようなこともあります。

また、ジャガイモについては、鶴田の上場のほうが産地というようなことで、そういうものも納品しているような状況でございます。

○橋之口富雄議員

そこら辺で、もうちょっと農家の皆さんを育てるという意味で、地元産をなるべくそういう農家を育てていただいて、できれば毎日消費するわけですから、町と契約栽培でできるぐらいの補助金を出して、そういう農家の人材を育てる気持ちはないものか、そこら辺はどうでしょうか。

○農政課長（山口 泰徳君）

いろいろさつま町の気候に合った作付体系というのがあって、年間を通じて提供できるというのは、なかなかその品目によっては難しいと。

例えば、タマネギなんかも非常にこちらのほうは乾燥の技術がちょっと難しかったりして、年間を通じて提供というのができないような状況でございまして、その期間については、宮之城青果株式会社等を利用して、県外から取り寄せて提供しているというような状況でございます。

今後については、農協とも連携しながら地元産の野菜をできるだけ長く給食センターのほうへ提供できるように、農協のほうでも少量多品目部会というのがございますので、そういう部会の方を中心に、作付をしていただくようにまた働きかけていきたいというふうに考えております。

○橋之口富雄議員

その会議は、年間に1回じゃなくて、今からも農村人口が減ることが予想されますので、農地の受皿となる経営者を育成・確保する意味でも、露地栽培と一緒にできるというのは判りますが、年間を通じてなるべくこの自給率を、せめて35、40%ぐらいに上げてもらえば、農家のほうも稼げる農業ということで若者も育っていくんじゃないかと思うんです。そこら辺をぜひお願いして、要請しておきたいと思います。

また、子供たちにも地元産ということで、地元の農家の方が一生懸命育てたのを食べて、大きくなっているんだよということも、また道德教育にもなるんじゃないかと思うんですよね、地元で地元産を使うということで。

そこら辺も考えて、この自給率を米、牛肉とかドレッシングとか、そこら辺は100%ということは聞いております。そのほかのやつもなるべく自給率を上げていただきますよう要請して、1問目の質問を終わりたいと思います。

それと、2番目の全国で学校給食の無料化が進んでいるが、本町では今後無料化する考えはないかということで、先ほど答弁がありましたが、なかなか今は経済的負担が重くて、物価高、高騰もありまして、そこら辺も何もかも補助でやるというものもどうかと思うんですが、そこら辺も前向きにぜひ考えていただきたいと思います。

それと、3番目の給食センターの1センター化に取り組んでいるが、民営化についてはどのように考えているかということで、公共施設の見直しという点とか、先ほど教育長がおっしゃいましたように、再度いろいろ調査した上で、1民営化に対してやっていただけますように要請しておきたいと思います。

それでは、1問目の質問を終わしまして、2番目の文化財保全についてでございますが、5月21日の南日本新聞で取り上げました町郷土史文化研究会で調査を行っている新聞に掲載されました。

私もこれ前からずっと思っていたんですが、今町内には私はこの100か所あるというのは、ちょっとびっくりしたんですが、国県町の指定文化財を入れて100か所かどうかはちょっと判りませんが、今集落単位で我々の柏原地区でも、地区を言いますと集落で神社を持っているんですが、若者のこういう神社に関しての関心がないというか、今我々の年代だったら、年に2回ほど祭りがあるんですが、縄を編んでいろいろするんですが、これが少子高齢化によりまして過疎化が進んで、だんだん維持管理ができなくなっている現状でございます。

神社も、ところによってはもう社殿が壊れて崩れているところもありますし、階段とかその周りの除草とか、草払いとか、なかなか大変な状況になっている状態であります。

それで、今度このさつま神社史の制作に当たりまして、町郷土史研究会でつくられる方の、これは非常に素晴らしいことで、今までは神社で奉納される踊りとかなんかもあったんですが、それも踊り手が少なくなり、だんだん廃れていきます。

何についても、踊りも廃れていきますし、踊り手も少ないということで、そこら辺はこうしてDVDにまとめて、写真を撮ったりして町のほうで保存していけたらと前から思っていたんですが、ちょうどこの新聞に載ったものですから、今回の一般質問に至ったわけですが、ぜひそこら辺をお願いしてもらえたらと思います。

本当縄の一つにしても、左縄でございまして、我々の若い連中はなかなかできない部分が多いんです。お年寄りの方は、それなりに昔から編んでされているんですが、縄一つにしてもなかなか編めない、また若者といいますか関心が、昔の神社とかそこら辺は関心がないということで、参加者も少ないということで、もちろん奉納する神社の踊りもだんだんもうなくなっております。

そこら辺は後世ために残すためにも、町でも支援をしているということでございましたが、後世に語り継いでいくということでも、ぜひそこら辺を支援をお願いしたいと思います。

民間によっては、町のクラウドファンディングで寄附をもらって、看板とかいろいろ悪いところを修理したり、草払いをしたりしているところも見受けられるとお聞きしております。

それもぜひ少子高齢化、過疎の人口が減っているということで、こういう問題が神社仏閣まで及んでいるということは、非常に残念なことだと思っております。そこら辺までDVDとか写真とか、そこら辺を撮って残していただきたいと思います。

次に、虎居城で新たに庭園の遺構が発掘されて、全国的に注目を集めるということで、文化財

の保全整備が重要だと思いますが、先ほど町長が言われましたように、周辺整備の取組について関係機関などと協議を進めていきたいということでございますので、ぜひ島津家の墓とか、永野の金山の跡とか、そこら辺を後世に残していくためにも、整備は民間サイドの神社みたいなことにならないように、ぜひそこら辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

それと、県立公園のこれは今度虎居城のほうに橋が架かる予定が計画されていますが、そこら辺はもし分かっている状態であれば、ちょっと教えていただけませんか。今どういう進行状態であるのか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

県のほうのその橋については、都市計画課が実施するというところで聞いておりますけれども、具体的に本町のほうには、いつ、どの時点でというような計画の期間とか、そういうのはちょっと聞いておりません。

○橋之口富雄議員

そこら辺もきれいに整備して、交流人口を増やして、また観光のほうでも生かして頑張ってもらえればと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、橋之口富雄議員の質問を終わります。

次は、6番、上別府ユキ議員に発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

○上別府ユキ議員

おはようございます。本日の2番バッターです。ホームラン、三塁打は無理でも、バントで確実に決めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

林業振興について質問させていただきたいと思います。

本町の森林面積は約2万1,000ヘクタールです。町の総面積の70.7%を占めていますが、林業を取り巻く環境は厳しいです。木材価格の長期にわたる低迷や担い手の高齢化などで放置され、手入れの行き届かない森林が多く見られ、森林の持つ国土保全や二酸化炭素吸収などの公益的機能が危ぶまれる状況です。

本町の林業振興について以下のことを町長にお伺いしたいと思います。

1、森林環境税の賦課徴収が令和6年度から始まりますが、その目的、制度、仕組みについて町民に十分な周知をする計画がありますか。

2番目、森林環境譲与税については、令和元年度より国より交付されていますが、執行の状況とその成果はどのようなものですか。また、令和6年度以降の森林振興計画はどのように進めていかれるのでしょうか。

3番目、花粉症の発生源となっている杉を、花粉の少ない品種に植え替える施策について、国は推進していくようですが、我が町の現状と今後の方向性をお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、上別府ユキ議員からの林業振興についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の森林環境税のこの賦課徴収が始まることに関連するお尋ねでございますけれども、森林環境税につきましては、日本における温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等

を図るため、森林整備等に必要な地方財政を安定的に確保する観点から創設されたものでございます。

御承知のとおり、森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課せられる国税でありまして、令和6年度から年額1人1,000円を個人住民税均等割と合わせて賦課徴収することとされており、関係条例の一部改正につきましては、今定例会に御提案しているところでございます。

また、その税収は全額を森林環境譲与税として、国から都道府県及び市町村に譲与される仕組みとなっているところでございます。

これまでにおきましても、町民の皆様へ直接関わりのある税制改正等があった場合には、十分な周知を図ってきているところではございますけれども、今回お尋ね頂きましたことをしっかりと受け止めさせていただきながら、町民の皆様への周知につきましては、まず町のホームページへの掲載を先行し、適切な時期に町の広報紙またはお知らせ版への掲載を行うとともに、納税通知書に同封いたします書面への記載など、改めて判りやすく丁寧な説明と十分な周知に努めてまいります。

次に、2点目の森林環境譲与税の執行の状況とその成果、また令和6年度以降の森林振興計画についてでございます。

森林環境譲与税の執行状況につきましては、令和元年度から当譲与税が譲与され、本町における令和4年度までの譲与総額は1億693万5,000円で、この譲与税を活用した執行額は5,413万5,000円であります。

森林環境譲与税基金の令和4年度末の残高は、利息を含め5,280万円余りとなっているところであります。

主な取組内容としましては、地域林政アドバイザーの声を、森林経営管理法に基づく森林経営管理意向調査、森林所有者の同意の下作成する収積計画の作成、GNSのS受信用端末を導入しての森林現地調査、森林整備再造林によるCO₂吸収減対策等に活用しているところでございます。

また、この森林環境譲与税の使途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等に基づき、毎年町のホームページで公表もいたしているところであります。

令和5年度におきましては、基金から2,500万円を取り崩し、森林経営管理意向調査等をはじめ、森林整備や木材利用の促進、木育等に取り組んでいるところであります。

これまでの成果としましては、森林経営管理意向調査を計画的に進め、調査を終えた区域につきましては、森林所有者の同意を得て収積計画を作成し、町のホームページで公表いたしているところであります。

また、収積計画区域の一部につきましては、森林整備を実施し、森林の持つ公益的機能の発揮に努めているところであります。

今後につきましても、法に基づく森林所有者への意向調査等の計画的な実施、森林整備による適正な森林づくりに努め、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図ってまいりたいと思っているところでございます。

次に、3点目の花粉症の発生減対策についての本町の現状と今後の方向性についてでございます。

花粉症は、全国の3割から4割が罹患しているとされるなど、社会的に大きな問題であると認識しているところであります。

政府におきましても、花粉の発生量をおよそ30年後に半減させることを目指すなど、対策の全体像を取りまとめた報道を5月30日でしたけれども、報道がなされたところであります。

その大きな原因の一つであります杉花粉でございます。杉は、植えてから早くて25年、通常は30年ぐらいから花粉を大量に生産するようになるため、主な花粉発生源は6齢級、25年から30年程度以上と言われておりますけれども、本町の民有林における花粉発生源の対象となる6齢級以上の杉林の総面積は約3,028ヘクタールで、杉林の約98.4%に当たります。

また、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化、森林経営意欲の低下などから、利用期を迎えた杉が資源として利用されず、森林に残されていることも花粉が大量に発生する要因の一つと考えられているところであります。

花粉症の主な原因であります杉花粉でございますが、持続的な森林資源の循環利用のためには、今後も杉が重要な造林樹種であることは変わらないところでありまして、花粉発生源となる杉の人工林について、切って使って、そして少花粉杉などに植え替えて育てるといった森林資源の循環利用の推進や、採算性の悪い森林の紅葉樹林への転換も含め、花粉の少ない健全な森林へ転換していくことも目指しているところであります。

加えまして、杉花粉はおよそ600メートルほどの高さまで、距離は十数キロから100キロ以上飛散するとも言われておりまして、他市町の取組など情報収集にも努めながら、国や県など関係機関の指導、助言を頂きながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○上別府ユキ議員

はい、判りました。それでは、森林環境税の賦課徴収について2点ほど質問させていただきたいと思います。

国税として1人年額1,000円を徴収するということですが、現在の我が町の住民税納税者は約9,000人ぐらいということを伺っているのですが、そのところ間違いないでしょうか。

○税務課長（西園 豪紀君）

本町における納税義務者数のうち、森林環境税の課税対象となる方々の数についての御確認ということでお答えさせていただきます。

御承知のとおり、森林環境税につきましては、個人住民税均等割の賦課徴収と合わせて行うこととされております。

この対象者につきましては、9,000人程度と見込んでいるところでございます。

○上別府ユキ議員

それでは、年間さつま町が森林環境税として徴収する金額は1,000円掛ける9,000人の900万円ぐらいということですね。はい、判りました。

それでは、この住民税均等割の徴収方法というのを、もうちょっと具体的に御説明頂けないでしょうか。

○税務課長（西園 豪紀君）

森林環境税は、基本的に個人住民税均等割と同様の徴収区分で徴収されることになります。少し具体的に申し上げさせていただきますと、住民税は均等割と所得割から構成されております。

このうち、均等割につきましては、定額で5,500円が課税されているところであります。この中には、東日本大震災に伴います防災対策の財源を確保するため、平成26年度から1,000円が加えられておりますが、これが令和5年度をもって終了となり、令和6年度から同額が森林環境税として課税されることになります。

納税の方法についてのお尋ねであります。均等割と所得割が課税される方は、それぞれの納期で納めていただくことになります。納付書払いの方、いわゆる普通徴収になりますが、これは

年4回に分けて納めていただきます。あと給与所得者につきましては、6月から翌年5月までの毎月の給料から特別徴収されます。

また、65歳以上の公的年金受給者で個人住民税を納められている方につきましては、公的年金から特別徴収されます。

なお、給料からの特別徴収や納付書払いの方で、税額が均等割のみの方の場合は、一括徴収となるところでございます。

○上別府ユキ議員

はい、判りました。私の自宅にも本年度の町県民税の緑の封筒が届いたところでした。内容を確認しましたがけれども、均等割額と記されているだけで、現在のところは、ああ、これではちょっと内容が判らないなと私としては思ったところでした。

申告納税や消費税とか酒税とかと違って、住民が平等に負担する均等割は、自分たち一人一人が自覚して分かっていないと、何を収めているのかが判らないところがある税金だと思います。

だからこそ、この森林環境税は町民一人一人が森林保全、維持管理、林業振興のため、ひいては地球温暖化対策のためのCO₂削減に大きく寄与し、カーボンニュートラル社会実現に役立っているんですよ、役立てていくんですよということを、声を大にして伝えなければ伝わらないのではないかと私は思っております。

SDGs目標は、13番目に「気候変動に具体的な対策を」と言っています。気候変動やその影響を止めるために、この税金を収めることで国民一人一人が行動を起こしているということになると、町民の方々に十分伝えていただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思います。

森林環境譲与税についてです。

先ほど町長から丁寧な説明がありましたが、意向調査と集積計画作成をもうちょっと具体的に御説明頂きたいと思います。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

意向調査と集積計画についてですが、平成31年4月に森林経営管理法が施行されまして、手入れの行き届いていない森林について市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は、市町村が公的に管理する新たな森林経営管理制度がスタートしたところでございます。

意向調査や集積計画につきましては、この森林経営管理制度の一連の事務になります。

意向調査についてですが、この調査は民有林の杉、ヒノキの人工林のうち、長期間除間伐など森林整備が行われていないと思われる森林を抽出いたしまして、森林所有者から管理状況や今後の経営管理の方針等についてアンケート形式で調査するもので、この森林経営管理制度を進める上では、大変重要な調査となっているところでございます。

集積計画についてですが、意向調査の結果を基に、町に管理を委託したいと回答のあった森林の現地調査を行いまして、町が間伐など必要な経営管理を行うべきと判断した森林について、森林の所在や状況、経営管理の方針、またその期間等について定めるもので、森林所有者など関係権利者の同意を得て公表するものであります。

この計画を作成、公表することによりまして、森林の経営管理をする権利、森林経営管理権を町が取得するものであります。

以上です。

○上別府ユキ議員

それでは、意向調査では所有者と見られる方からどれぐらいの割合で回答があり、どれぐらい

の割合で集積は進んでいますか。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

お答えいたします。

町では、おおむね大字を一区域といたしまして、毎年度計画的に意向調査を実施しているところでございます。

これまで、白男川、泊野、神子、求名の4区域において意向調査を実施してきたところでございます。

この4区域で、671名の所有者の方々に意向調査を実施しまして、このうち468名の方から回答があったところです。回答率は約70%となっております。

また、このうち町に管理を委託したいと回答のあったものが、216名の約46%で、その森林面積は117.04ヘクタールとなっているところでございます。

集積計画についてですが、現在、白男川、泊野、神子の3区域で集積計画の作成・公表を行っております。町に管理を委託したいと回答のあった77名の方の森林48.58ヘクタールの森林の現地調査を行いまして、町が間伐など必要な森林整備を行うべきと判断した森林が、55名の方の森林40.83ヘクタールでございました。

この森林所有者55名の方に集積計画案を送付しまして、同意を得られたものが45名で、面積が34.59ヘクタールであったところでございます。この34.59ヘクタールの森林の集積計画の公表を行いまして、町が森林経営管理権を取得したところでございます。

以上です。

○上別府ユキ議員

細かいところまでの説明ありがとうございました。判りました。

それでは、集積計画では、町内外の意欲と能力のある大規模林業事業者が、主に委託を受けると聞いていますが、町内の中小林業者の育成などは考えられていないのですか。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

お答えいたします。

意欲と能力のある林業経営体につきましては、都道府県が公募しまして応募のあったものを、森林経営管理法で定める要件に適合すると判断され、都道府県が公表した民間事業者になります。

この民間事業者につきましては、森林組合・会社・個人経営などの組織形態を問わず、自己または他人の保有する森林において林業生産活動を行っている、県内に事業所を有する民間の事業者となっております。

要件を満たせば、林業事業者の規模に関係なく、意欲と能力のある林業経営体になることができるところでございます。

林業事業者や林業従事者の育成・確保につきましては、林業の振興・発展を図る上では重要なことであると考えているところでございます。零細な林業事業者につきましては、事業が煩雑な国・県の補助事業などの事業主体になることが難しいため、人工林の抜採後は天然更新としているケースがほとんどであるといった現状もあるところでございます。

こうした現状を踏まえまして、町では今年度より事業者の育成対策も含め、国や県の補助事業の活用が困難な零細な林業事業者が、再造林などに取り組むことができるよう、森林環境譲与税を活用いたしまして、未来の豊かな森づくり事業を創設し、取り組んでいるところでございます。

また、今後においても、担い手の育成・確保につきましては、県などの関係機関と連携しまして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○上別府ユキ議員

それでは、先ほど町長のほうからも、森林環境譲与税については、事業として実行しているところ、それから基金として積み立ててあるところという説明がありました。

森林環境譲与税は、その緊急性があることから、パリ協定の枠の中で急いでしなければならぬということ、前倒しして5年前から始まったわけですが、にもかかわらず、譲与税積立てという形を取っているところが、少し解せないところでもあるんですが、そういう部分も必要ではあると思うのですが、この制度は、以前の東日本大震災の税と違って、いつまでという期限がない制度だと思いますので、人材確保や、昨年購入した高精度のGNSSというそういう機器などをフル活用して、迅速に各事業を進めて、林業事業振興に一段と拍車がかかることに力を注ぐべきではないかと思います。

どんどん活用した自治体ほど、より多くの譲与税配分がされている方向であるということを漏れ聞きました。この数年間が林業振興の正念場ではないかと思います。

「森林の適正な管理、林業の成長産業化に力を注ぐ」と先ほど町長もおっしゃいましたが、それに町内の中小林業者の育成も含めて、より林業振興に力を入れていただきたいと要請して、今の質問を終わりたいと思います。

3番目の、花粉症の発生源になっている杉についての質問ですが、町内の杉苗生産業者の話を聞いてみました。「四、五年前に少花粉杉のあることを知り、栽培を始めました。20万本の杉苗生産をしており、1割は少花粉杉をつくっていますが、今年どれぐらい山に植えたいのかが全く伝わってこないの、目検討で育てています。植える1年前に必要な数が判れば、それに応じて幾らでも生産できる体制はできています。

今、杉山が伐採されても、80%ぐらいは植林がされていないと聞きます。このままでは、いずれ木材不足がやってきます。食料と一緒に、輸入に頼らざるを得なくなるときがきます。有害鳥獣対策もあるので、今の杉山全部に杉、ヒノキを植えろとは言わないけれど、計画的な植栽をしないと、森林の足りない時代がやってきます。さつま町の山は、さつま町産の花粉の少ない杉で植える、そういう計画はできないものでしょうか」と話されました。

もう一つは、少花粉杉苗の件ですが、杉苗は1本155円で九州管内統一されているそうです。少花粉杉も普通の杉も同じ価格だそうです。その中で、少花粉杉の品種は始良20号という品種名なのが主流だそうです。これは鹿児島県内で開発された品種であるので、この名前がついているそうです。

それで、始良市のほうに始良林業を関わっている課のほうに質問してみたところ、譲与税対策の事業は進めているけれども、この杉花粉についての対策っていうのは、まだ手を出し切っていないということでした。

伊佐にも聞いてみました。同じように今抱えている業務が多いので、その花粉症対策までは行かないということでした。霧島市も同じような回答が出てきました。

そういうことも踏まえた上で、森林環境譲与税では、使途やその使途公表などが決められていますが、再造林のための苗木の品種までは指定されていない、決められていないと思います。持続可能な森林づくり交付金で、少花粉杉の杉の苗を奨励助成していく考えはないでしょうか。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

お答えいたします。

町では、持続可能な森づくり交付金など、地球温暖化防止対策や災害防止、森林資源の循環利用などに資するために、再造林の促進に努めているところでございます。

議員からもございましたとおり、この再造林に対して苗木の品種を指定しているものではござ

いませんが、再生林に伴う苗木の品種につきましては、造林者の意向が大きく反映されているところでございます。

花粉発生源の将来を見据え、少花粉の品種の植林を検討・実行していただくように、造林者の皆様への働きかけに努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、町長からもございましたが、国においても30年後には花粉の発生量の半減を目指すという方針も示されておりますので、国の施策も踏まえながら、花粉発生源対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○上別府ユキ議員

再生林を進めていく上で、切って、使って、植える。それには、今おっしゃったように、森林所有者の意向が大きく反映するということでしたが、そのためにも、啓発活動というか、出前講座というか、そういうようなものを使って、今言った部分の啓発と山林伐採、杉の伐採の手順の説明まで含めたような啓発活動を、ぜひ行ってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

森林の適正な管理や森林資源の循環利用を推進するに当たっては、森林所有者の森林経営に対する意識の醸成を図ることは、大変重要なことであると考えております。

また、カーボンニュートラルの実現のためにも、再生林や間伐などの森林整備が重要な対策であります。

今後、森林の現状や経営管理、また伐採におけるプロセスなどについて御理解いただくべく、議員からもございました出前講座のメニューに加えるなど、いろいろな機会の創出に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○上別府ユキ議員

少花粉杉にすることで、環境面からは生産から植林まですることで、さつま町の森林を守ります。社会的には、花粉症で苦しんでいることを助けることになり、医療費の削減につながります。経済的には、少花粉杉の生産から植林まで多くの労働力が必要となり、さつま町の雇用を守ります。

林業の人材確保については、今日の新聞にもありましたが、県は林業研修生の募集を始めました。さつま町のほうでも研修から始め、就業、定住という道筋をつくってもらいたいものです。

現在の外国人技能実習生には、林業は技能実習の範囲に入っていないそうです。ですが、これも近いうちに改正されていくという見通しです。いろんな意味で、今林業には波が来ようとしています。

地球規模では、パリ協定、SDGs、国内では森林環境税、そしてその譲与税、杉ももう植えて50年から60年後で伐採の時期です。杉花粉の問題も、今がタイミングです。将来に禍根を残さないために、先を見据えて計画的な林業振興を推し進めていってはどうでしょうか。

最後に、改めてこの流れを見据え、この波に先乗りするのか、様子を見るのか、町長の御見解をもう一度お聞かせ願います。

○町長（上野 俊市君）

先ほど基金も含めまして御質問等もございましたけれども、私もこの森林環境税の関係等につきましては、基金を造成するためのものではないということは申し上げているところであります。これを有効的に迅速に使っていくということが、全てにつながっていくものと思っているところでございまして、考えられるものを、令和5年度の予算にも、当初予算でも計上いたしたと

ころでございます。

今後におきましても、様々な課題はございますけれども、この林業体の育成等を含め、またこの定住を含めました林業者への、林業業界へのこの就職等も含めまして、あらゆる手立てを講じながら、この森林の経営をしていきたいと思っているところであります。

これも町だけでできるものではございませんし、そういう森林関係の団体等もしっかりと連携を図りながら、今何が必要なのかというのをしっかりと再確認しながら、的確にこれも進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、5番、中村慎一議員に発言を許します。

〔中村 慎一議員登壇〕

○中村 慎一議員

それでは、本日の3番バッターでございますが、よろしくお願いをいたします。

前のバッターがバントヒットを狙っておったようでございますけど、2塁打ぐらいになったのかなというふうに思いました。

これまでの一般質問項目に係る取組についてでございますが、本年度どういう取組につながっているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

昨年12月議会で道路の維持管理について質問をいたしました。本町は景観行政団体としての一応認定をもらっておりますが、こういう取組について国、県、町道を問わず通学路につきましても、併せて質問をいたしました。今年どういう取組につながっているのかを、お聞きをしたいというふうに思います。

町長は、先の答弁では、地域活動による協働した維持管理に努めたい。国県、町道を問わずごみのポイ捨ても多いので、身近なところから景観・美観に努める必要がある。作業班の体制整備を図り、SDGsの取組に加えて、町民挙げて取組を進めたいというふうな答弁をされております。

この道路の安全管理、維持管理の面からは、地域の協力というのは重要だというふうに思いますが、今年施政方針では触れておられません。今年は国体で入り込み客も多いだろうというふうに思いますが、まず最初に迎え入れるのはこの道路です。

特に、この国道504号の求名インターの上り下りのところですが、投げ捨てられたごみが長い間散乱して、見る影もありませんでした。今年になって掃除をされたんでしょう、片付けてありました。通る人は、国道も県道も町道も区別なく見るわけです。

再度町長の考え方をお聞きしますが、この道路行政から景観・美観を生かしてまちづくりを進める考えはないか、お答えを頂きたい。

次に、先の3月議会で質問した農業問題ですが、答弁の中でもはっきりと答弁のなかったこの

農家の高齢化の問題についてです。どのように考えておられるのか、高齢化する農業者の実態に対して実態解明の取り組みと、また農林業いきいきプランにある集落営農とか、やる気のある担い手育成という文言で表現をされておりますが、これらは具体的に進んでいるのか。また、推進策はあるのか、お答えを頂きたいというふうに思います。

また、3月議会でも申し上げましたが、本町の水田地帯のこの稲作中心の農業を、どのように展開していくか、大変重要な課題だというふうに思いますが、この苦勞しながら営農されていらっしゃる現場の農業者から、取組や展開策、こういったものを学ぶべきだというふうに考えますが、これについてはどうでしょうか。

プランにあるこの集落営農や担い手の問題、対策もなんですけれども、関係機関のこの職員の皆さんで練りに練った計画に基づいて推進をしていくという説明でありましたが、この稲作中心のさつま町の農業を、どのように展開をしていくお考えか、お聞きをしているわけです。

農業の現場で起きていることに対する視点から考えますと、入り作による大規模化とか機械化、それから耕種の複合化、有害鳥獣の問題、ジャンボタニシの問題、農地のこの汎用化の問題など、多岐にわたる課題があるわけです。これをどのように捉えて方向づけをされようとしているのか、お答えを頂きたいというふうに思います。

次に、うそ電話詐欺対策に係る取組についてです。

本町のこの消費生活相談につきましては、ここ10年来取組を進めていらっしゃるしまして、相当数の案件に対処されて、事前に救済された金額が町内だけでも5,800万円を超えるというような金額になっているようであります。

資料をそれぞれお配りしてありますので、見ていただきたいと思いますのですが、この被害額そのものについて、被害の実態というのが把握されているのか。

また、相談体制は早くから取り組まれています、それ以外の対策が進められているのか。

また、これらに係る対策を講じる考えがあるのか、町長に答弁をお願い申し上げたいと思います。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、中村慎一議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の道路行政の関係等についてでございます。

道路の景観を良好な状態で維持していくためには、行政の取組だけでは限界があり、維持管理における協力体制を構築する必要があるということは、これまでも申し上げてきているところでございます。

町では、総合振興計画の基本施策に地域をつなぐ交通環境の整備と、機能的なまちづくりや自然と調和した暮らしと環境を守るまちづくりを掲げまして、地域の暮らしを支える生活道路をはじめ、地域固有の自然、景観等の保全、維持管理につきましては、地域や事業所等々の協働による取組を推進することといたしているところであります。

道路の維持管理、先ほどありましたように、この維持管理につきましては、情報収集把握、道路の清掃、除草、剪定、舗装、補修、構造物の点検などに関しまして、地域全体でこの道路の清掃・除草の取組をお願いしながら、道路の維持景観の保全に努めてきているところでございます。

また、効果的な取組となりますよう、直営による道路維持活動の中心となる道路整備員、現在2班の9名体制で行っておりますけれども、この体制を強化するため、人員増を含めた処遇改善の検討や、それから除草作業の効率化を図るための油圧草刈機を令和5年度の予算で計上してお

りまして、今購入の手続を進めておりますけれども、その導入を進めているところであります。

併せまして、地域、町民の取組を積極的に支援していくために、令和5年度から道路及び河川愛護作業補助の対象経費につきまして、作業に必要な建設機械や原材料費を追加し、1回当たりの補助上限額を約7万円から20万円にも広げて、各種の機会を捉えてこの制度活用の案内もいたしているところでございます。

国県道につきましては、地域が定期的に行う清掃、草刈り、植栽等の花植えなどの美化活動を対象に、県のふるさとの道サポート推進事業制度がありますけれども、地域からの道路の維持管理に関する問合せの内容に応じて、これにつきましても情報提供を行っているところであります。

また、地域におかれましては、愛護作業の担い手不足をはじめ、様々な課題がある中ではございますけれども、地域元気再生事業を活用いただきながら、地域づくり活性化計画に基づく環境美化、それから豊かな景観形成に尽力されておりますことから、行政としましても、今後におきましてもしっかりとサポートをしながら、可能な限りこれらの地域の取組を継続していただくことが、地域の景観づくりにもつながっていくものと思っているところでございます。

さらには、これが町全体の景観・美観にもつながっていくものと考えているところであります。

次に、2点目の集落営農とやる気のある担い手育成の質問についてでございます。

本町の農林業の現状や課題、また具体的な推進策を記載した計画書としまして、議員も御案内のとおり、さつま町農林業いきいきプランを作成しまして、5年に1回は見直しを行いながら、この農林業の振興に取り組んでいるところでございます。

さつま町農林業いきいきプランの内容につきましては、農林業センサスにおける農家数などの推移のデータや、農林業産出額の現状を念頭に入れながら、町の農林業技術協会各部会による事務事業の検証、それから今後の目標及び推進策等について掲載しているものであります。

また、例年3月に開催しております農林業振興対策協議会におきまして、農林業関係機関の代表者や町内各生産者の代表及び北さつま農協の各作物部会長などの委員に対しまして、さつま町の農林業の現状と課題及びこの対策について、今後の取組などを説明しながら、プランの達成状況についても毎年検証結果を報告いたしているところであります。

議員から以前質問がございましたけれども、この農林業振興対策協議会等の農業関係の協議体の件につきまして、本年度からこの若手農家を委員に参画させるなど、形を変えて行うよう担当課には指示をいたしたところでございます。

このようなことにも継続的に取り組みながら、農林業の振興に努めてまいりたいと考えているところであります。

集落営農の推進とやる気のある担い手育成につきましては、本年度より町の単独事業である認定農業者等支援事業の予算枠及び限度額の引上げを行い、採択基準を見直し、新たにやる気ポイントによる加点を設けるなど、規模拡大や事業発展に向けて経営基盤の整備を期待するところでございます。

そのほか2つの集落営農法人に対しまして、毎月1回の定例会の出席と事業推進のためのアドバイスを県・JA・町が連携して行っているところであります。

今後圃場整備を契機に、集落営農に発展しそうな地区に対しましても、営農専門指導員による作物栽培技術指導や補助事業を活用した機械の導入支援、経営指導などを関係機関により実施いたしているところであります。

また、就農相談に対する支援会の開催につきましても、随時関係機関と連携して新たな担い手の確保に努めているところであります。

次に、3点目の農業をめぐる多岐にわたる課題についてでございます。

本町の農業は、水田農業を主体として畜産や施設園芸などの複合経営が古くから営まれている地域でもございます。最近では、国から人口減少による担い手不足や農業従事者の高齢化などの要因により、農地中間管理事業を活用した農業生産法人などへの農地の集約化や、水田の汎用化による高収益作物である野菜などへの転換も推奨されているところであります。

また、本町の耕作面積の約7割が水田となっておりますことから、おいしい米を作る一方で、排水性のいい圃場では水田の汎用化を図り、野菜の栽培を取り入れていくなど、農林業いきいきプランにおける再重点品目や重点品目を参考に、労力や経営規模に見合った作物を導入し、農家所得の向上に取り組んでいきたいと考えているところであります。

議員が先ほど言われましたけれども、集落営農や担い手の問題、入り作による大規模化や機械化、耕種の複合化、有害鳥獣対策、ジャンボタニシ対策、汎用化の問題など、水田農業をめぐる課題は非常に多岐にわたっているところであります。

例えば、この水田の汎用化の課題につきましては、農業者の意見をお聞きしながら、町が補助事業を活用し、汎用化を図るための機械を導入したところでございまして、農家へ無償で貸出しも行っているところであります。

このように、特に若手の農業者が希望を持って農業に取り組めるよう、また農家が農業で稼いで家族を養っていけるよう、農業生産基盤の確立を図りながら、一つずつ課題を克服して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、うそ電話対策に係る取組についての御質問でございます。

本町では、消費生活相談員1名を商工観光PR課内に配置しまして、事業者に対する消費者からの苦情や相談に応じたり、高齢者や高校生等を対象とした出前講座により、消費者教育や啓発活動を行っているところでございます。

うそ電話詐欺の被害の実態についてでございますけれども、その把握は被害届を受け付けているさつま警察署の取り扱いとなりますので、本町の消費対策におきましては、職務上把握が難しいところでございます。

鹿児島県警の生活安全企画課が公表しているうそ電話詐欺の被害状況によりますと、令和4年度は58件発生し、被害金額で約7,900万円となっているようであります。

これは、令和3年と比較しますと件数・被害金額ともに倍増しておりますので、本町におきましても、さつま警察署と連携して防犯の周知に努めていきたいと考えているところであります。

うそ電話詐欺につきましては、高齢者をターゲットにしたものが多く、詐欺被害に遭わないようにNTT西日本では、70歳以上の契約者等の回線には、ナンバー・ディスプレイの無償化を実施されております。申し込みが必要となりますので、出前講座の際には紹介するなど、これにつきましても啓発に努めていきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○中村 慎一議員

コロナから一転、国内の観光地は国内外からの人手であふれて、リベンジ旅行ということですが、大盛況であったと。鹿児島でも、5月の平日にも関わりませず、鹿児島空港は駐車場が満杯状態で、修学旅行やツアーの団体利用が多かったように思います。

このコロナ以降、旅行の形態がマイクロツーリズムの傾向にあって、この長距離移動ではなくて短距離移動とする旅行。テーマパークとか観光資源とか、日常のこのツーリズム化が今後のトレンドだというふうに言われています。

地域の文化とか歴史、人のありのままの素材をストーリーとして発信をしていく、そして自分たちの地域を再興・再発見につなげると。新たな価値と価値の創出と魅力の発信が今後のツーリ

ズムのテーマになるという話です。

これは、もうちょっとちゃんとしたところのレポートで、そういうのを書いております。報道を見ていてもそういう感じを受けます。観光資源のないさつま町の向かう先を示しているような、そういう気がします。

はっきりと言われませんから、この景観行政団体にもかかわらず、基本的な取組はある程度及び腰、否定的なお考えのようです。

この町内に国道が3本、主要地方道と県道が合わせて16本、それからこの2つの国道、県道を合わせて県の管理道路が152キロメートルだそうです。加えて、町道は1,200本、80万キロメートルぐらいあると。それと、農道・里道までしますと、大変な数と延長になります。

子供さんたちが通うこの通学路、正確にはもう今統廃合をされまして、スクールバスとか通学優先バスの停留所までのそういう通学なんかも含まれますが、そういった清掃を保護者が個人的にされていたといったようなことやら聞きます。

昨日も学校の安全点検の取組について質問がありましたけれども、通学する子供の安全の問題とか、通学路の安全に係る問題ですが、この並行した地域は、自宅からのこのスクールバスとか通学優先バスの停留所まで含めてとなりますけれども、この文科省が事務連絡で「通学路を含めた地域社会の安全を確保する一般的な責務は、管轄する地方公共団体が有するものであるということから」というのを前置きされて、「関係機関が連携して、地域全体で通学路の安全確保を効果的に行うことが重要である」と。「地域一体となった推進体制を確実に構築して、その下に」と云々というような、これは昨日教育長が答弁されていた地域と一体となって安全を確保することになるわけですが、この地方公共団体の責務であるというふうにされるわけですが、こういうことに対しまして、この道路の問題、町長がどういうふうに見解を持っていられるのか、ちょっとお聞きを申し上げたい。

○町長（上野 俊市君）

本町が景観団体の指定を受けてやっておりますけれども、決して景観に対する考え方については、後ろ向きということではございません。そこだけは御理解頂きたいと思います。

先ほど言われましたように、この道路の関係等については、国、県、それから町道等ございまして、それぞれ管理をしているところでございまして、当然ながらその所管するところが責務を負っているものと思っているところでございます。

この通学路における安全対策の責務という観点からも、当然ながらそれぞれ管理が帰属するところ、自治体なりそういうところで、しっかりとやっていくという義務は持っているものと思っているところであります。

そのようなことから、本町におきましても通学路の安全対策については、優先課題として捉えながら、これも進めているところでございまして、国県道につきましても、随時学校と、それから保護者等から出てきた場合については、しっかりとこれをまたそういう県やらお伝えしながら、早期の改善にも努めてきているところでございます。

しかしながら、その部分だけではなかなか実施が難しいということから、教育委員会、学校、保護者、それから地域の方々の力を借りながら、これを安全対策を総合的に進めていくということで、今安全プログラムを開催しながらも、確認をしながら進めているところであります。

そういう観点から、この安全対策については、自治体等の責務であると私も認識いたしているところでございます。

○中村 慎一議員

一番最初の答弁で、この地域づくり活性化計画に基づいた取組というのを、お話をされました。「これが景観とか美観につながっていくんだ」という説明でございました。

ただ、この地域の皆さん方が、皆さんそういう観点の下に取組をされているのかどうか、そこらについてももう少しやっぱりこの行政サイドのほうからの説明、方針の説明なりしないことには、先に進まないというふうに思います。

今朝もちょっとこの議会に出席するのに、ずっと車を運転してきますと、やはりその道路沿線、草が生い茂っております。こういったところなどは、国管理だから地元ではできないなといったような、そういうことになってしまっているような気がするわけです。

この問題は、教育委員会のほうでも、その月一回の安全点検の問題で済まされる問題ではないのではないかなというふうに思うんですね。道路そのものは管理者の責任です。ただ通学路を含めた地域社会のこの安全確保の一般的な責任は、管轄する地方公共団体が有するというふうに国はしております。通学する子供の安全は、保護者の責任であるというようなことのようにです。

これに対しまして、地域がどこまで協力をして関与できるのかと、保護者の負担軽減を図れるのかといったようなことが、やっぱりこのしっかりとした大きな問題に捉えられなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

国、県道を含めて町道、里道までありますけれども、館長会、公民会長会に対しましても、この道路の安全管理、維持管理に係る位置づけを含めて、もう少し整理をして説明していく必要があるように思いますけれども、町長はこれに対しましてどういうお考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

先ほどありましたこの地域元気再生事業につきましても、昨年度も17の公民館におきまして、いろいろとそこの取組も、景観的な取組もしていただいているところであります。

今議員からもございましたように、国県道、町道、里道等を含め、この道路の安全管理の関係等、考え方等について、今議員からおっしゃられたように、この公民館長連絡協議会等でもちょっとお話をしながら、やはり安全対策にも地元としてもまた御協力を頂きながら、町としてもどういう形でできるのか等を含めまして、ここ辺りについてはしっかりとまた説明をして、できる分はお願いしていくと、できない部分については、それぞれの管理をするところに我々はお願ひしながら、進めてまいりますというようなことも含めまして、これについてはしっかりと周知、お願いもしていきたいと考えているところであります。

○中村 慎一議員

しっかりと説明をしていただきたいというふうに思います。

できれば、上り旗を上げていただければいいんじゃないかなというふうには思うわけですが。

次に、農業問題です。

先日、水田耕作者を年代別に色分けした図面が農政課から回ってきております。どういう説明がなされたか判りませんが、赤と黄色の多い地域、ある程度青や緑の残っている地域、耕作者のこの年齢分布の地域性がよく判る図面でした。

この赤と黄色というのは、80代とか70代とか、そういう人たちの多い地域といったようなことであります。

役員会でいろいろと議論がありました。「これどうするんだ」と。「もう高齢で後継者はいない。誰がつくつとよ。」といったような、そういう現実問題として意見がそれぞれから湧きましたけれども、この問題、地域任せでは進まないというのはもう明白です。地域ごとにこの認定農家とか担い手とか、条件が異なりますので、やはりこの地域に入って地域ごとに具体的なこの平

均年齢等と示しながら、話し合いを進めて具体的な方向づけをしていく、そういう必要があるのではないかなというふうに思いますが、これについて町長はどうでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

議員が今おっしゃるとおり、それぞれのやっぱり地域によって形態が異なります。高齢者が本当にもう高齢者しかいらっしやらないところ、それから若者がいて担い手としてそれを支えてくれているところ、それぞれこの20の区がございますけれども、地域に差があります。

今、人・農地プランのこの見直しということで、今作業も進めておりまして、そちらの関係等については、担当室長のほうから説明させますけれども、やはり地域地域に応じた取組を進めていかないと、同じようなやり方がどこでも通用するちゅうことはないと思っていますので、今後この人・農地プランのこの進め方、地域に入って話し合いも進めていきますけれども、やはりここが非常に重要な部分となってくると私も認識いたしているところであります。

詳しくはちょっとまた担当の室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○担い手育成支援室長（山口 良浩君）

町長の話の中で、地域計画についての御説明を申し上げます。

平成26年度から人・農地プランの作成がありました。町内20全公民館ですね、地域と農業を語る会、農業を考える会ですね、そういうのが行いまして、地域のそれぞれのプランをつくっていただきました。

その中には、認定農業者、そして地域の担い手の農家の方々、当然年齢とか職種とか、そういうのも全部入っております。それが今度令和5年の4月より、農業経営基盤強化促進法の改正がございまして、令和5年度、6年度、2か年度で地域計画をつくりなさいよと。今までは、人・農地プランの計画はする必要がある、つくる必要があると、そういうことから、法制化されて地域計画をつくらなければならないと。

令和7年の3月までに、町内全20公民館、私たち担い手育成支援室のほうで出向いて、地域の方々と協力しながら地域計画を作成する計画でございます。

今までは、人、農業者のほうが優先だったんですが、今から先は農地が優先と議員のほうが言われるように、赤・黄色あります。5年後、10年後に1筆ごとの耕作者、作付品目等を示した目標地図を作成しなさいよと。

というのが、国から義務づけがございました。地域計画の中で話し合い活動をしてもらいながら、農地バンク、中間管理事業ですね、そういうのを活用しながら行っていきたいというふうに考えております。

目標地図のベースについては、まず中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の集落協定ですね、活動組織のうちの地域や圃場整備を実施された地区の方をベースに、認定農業者や将来農地を利用するの方々と地域の担い手農家等の話し合いの中で、その地域にあった形での目標地図の作成を考えているところでございます。

○中村 慎一議員

そういう地域に出向いて行くといったようなことでありますから、ぜひいろんな実情を地図の中に落としていただければというふうに思います。

昨日のこの新改選議員の質問の中で、トマト専業で食べられないと。米や野菜まで広げてやっている。稼ぐ農業とは何かという、そういう質問、疑問に対しまして、町長は「行政、JAと連携して稼ぐ力をつけてほしい。次につながる対策で支えていきたい」という、そういう答弁をされました。

この高齢化や耕作放棄地とか担い手の問題とか、その農地の問題もなんですが、さつま町の農

業問題ですね、園芸一本で食べられない。米も野菜も何をどうしたら食べていけるかとか、現金収入になるかとか、販路の問題とか、融資や資金問題とかいろいろあります。これは農家の問題だというふうに思うんです。

今現場の農家の皆さんが、待ち望んでいる問題ではないのかなというふうに思うんですね。この町の農業問題もですが、農家の問題ですね、ここらについてしっかりと入っていくということが必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、これに対しまして町長の見解をお願いいたします。

○町長（上野 俊市君）

これにつきましては、今さつま庁舎のほうに担い手育成支援室を置きまして、県のほうとの連携、それからＪＡの連携を進めながら、あそこで様々な農地を含め作物の関係等を含めまして、いろいろ相談を受けながらよりよい方向性を導き出していくということで、今そういう相談等もやっているところでございます。

今後におきましても、なかなか先ほどありましたように、その農家のそれぞれやっぱ抱えている課題がございます。そこをしっかりと聞きながら、やはりどういう形でできるのか、そこにまだ規模拡大するには、土地、農地が足りない。

また、資材を拡大、拡張したくても、いろんな資金面の問題等々を含めまして、ここが窓口になりながら、今そういうことも進めております。

今後におきましても、その人、その農家それぞれに応じた対策、それぞれの抱えている課題にしっかりと聞く、それを形に変え、形に表していくということを進めていけたらと思っているところであります。

○中村 慎一議員

判りました。しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それから、次はうそ電話詐欺対策についてであります。

資料を議席も、執行部のほうの席にも、町の資料と県警の資料とお配りをしてあると思いますが、先ほど答弁の中でも説明がございました。この町の資料は、救済ができた分、助かった分という説明です。大変喜ばれているんじゃないかなというふうに思います。

鹿児島県警が公表をしている被害金額が、県警のほう、これは被害金額ですね。令和４年度が５８件、７，８７０万円、一番多い年でこれは資料にありませんが、平成２９年ですね、１００件、２億１，７７０万円、１件当たり２１７万７，０００円の被害額です。これは、これ以前は公表されておりましたが、これが一番大きな金額です。

調べてみますと、全国の特種詐欺、令和４年が１万７，５７０件、３７０億８，１００万円、１件当たり２１１万円の被害額です。

ちなみに、金額が一番多いのが平成２６年、１万３，４００件あまり、５６５億５，０００万円、１件当たり４２２万円の被害額です。

検挙件数が、最近は大体４割前後のようです。４割しか検挙できていないという話です。

詐欺の種類は、オレオレ詐欺から最も多い架空請求詐欺、預貯金詐欺、還付金詐欺云々いろいろあります。ギャンブル詐欺、交際斡旋詐欺、キャッシュカード、１０種類ぐらいあるようです。

被害者が７０代、８０代の高齢の女性が一番多いようです。その次が４０代、５０代ですね。最近聞いた高齢者の話からは、「変な電話があつて非常に怖い」と。警察署のほうに問い合わせても、録音機器があつたんだけど、全部貸し出して在庫がないと。詐欺団の逮捕報道もありましたけれども、よその話では済まされない話ですね。

実際にさつま町内の被害額が幾らなのかというのをちょっと聞いてみました。さつま署にお伺

いしましたところ、令和4年が2件、615万1,000円、それだけ教えていただきました。2件ですから、1件300万を超えています。金額が大きいですね。

「ただし、これは被害届の受理分です」と。「届出のない少額の被害が多いです」と。「金額が大きくても数百万円単位のものも出されない人もあります」と。「相談レベルで終わっているケースが多い」と、そういう説明を受けました。要するに、氷山の一角だということですね。

これまでのこの取組結果から、やはりこの通話録音装置で不審電話の回数が減少すると。警告機能がついているもので、悪質な電話が大幅に減少すると。利用者の安心など効果があるようだという、そういう話でありました。非常に有効的だという話なんですね。

ただし、さつま署はもう在庫がないと。今家電製品で売ってはおりますけれども、特にほかの自治体でも、自治体で多くの取組が進んでいるようです。インターネットを見てみますと、たくさんやっています。

町民の中からこの被害者を出さないための取組、この効果が認められているこの録音機器の設置、設置負担の軽減、こういった形で推進を図る被害防止のための取組をすべきだというふうに私は思うんですが、これに對しまして町長はどうでしょう。

○町長（上野 俊市君）

今、このような詐欺が非常に増えてきている、本当にこの世の中がどうなったんだろうかと思うぐらいの、この詐欺のいろんなあの手、この手の詐欺というのが非常に増えてきています。

今おっしゃいますこのうそ電話詐欺の関係等についても、今私どもも先般、この防犯の協議会の会議がございまして、警察署長やら意見交換する場があったんですけども、その場でも今議員がおっしゃるように、ここにある2件というのは、被害といった警察に届出があった、分かっている分がこの2件というようなことで、本当にこの被害に遭ったことを表に出したくない、話せないという方も本当に相当数いるんじゃないかという話も聞いたところであります。

今、このそういううそ電話詐欺の防止対策としまして、今この録音機能のついた機器の貸出しをしているということでございまして、もう警察署のほうも御案内のとおり、もう10台全て貸出しをしているというような状況下であるということは、私も聞いたところでございます。

この新しい電話機器等については、録音機能がついた電話機器等もございまして、ちょっと年数がたつような電話機器についてないのも多数あるかと思っているところであります。

サロン等でも、いろいろと出向きましてこの説明とか、講座も開きながらやっているわけですが、やっぱりなかなかこれにだまされるといいますか、このうそ電話詐欺にかかってしまうというような状況があるようでございます。

補助の在り方とか、いろいろそれもあるかと思っておりますけれども、まずしっかりとこの啓発も行いながら、この対策も講じていかなければいけないと思っております。そうしながら、どのような形でこの防止対策として機器を設置するのがいいのか、また新たな何か対策を講じたほうがいいのかということも含めて、検討していきたいと思っております。

○中村 慎一議員

検討するという話でありますから、いつ進むか判らないような話であります。

高齢者の皆さんが安心して暮らせるようなやっぱり地域づくりというのは、大事だと思いますね。この私が聞いたところだけでなく、ほかのところでもそういう電話が横行しているようでもありますので、この警告機能付の録音機器というのは、非常に効果があるんだということで実証されているようなことから、こういったことは調べられて、やっぱり取り組むべきだというふうに私は思うんですね。

もうちょっと研究をしてからといったような話ではありますが、ちょっと財政的にも財調も

42億円ぐらい、決算積立てなんかが増えまして大きくなっているようですが、こういったものなんかもありますので、どうですかちょっと町長、そこら辺について取組を進めると、町民の中からそういう被害者を出さないという取組を、ちょっと町長の一声でやっぱり変わると思うんですが、どうでしょう。

○町長（上野 俊市君）

全国的には、本当にいろんなところでこの購入時の補助金を出したりとかしているところも確かにあります。先般も、この一般質問で質問を頂いたときにも、語りながら町で補助金を直接出す方法がいいのか、防犯協会等を通じながらそちらを通じてこれを進めていく方法がいいのかというのも、今検討している状況でございますので、ここについてはどういう形がいいのか、本当にここ、やり方ですね、そこはちょっと今いろいろと検討しているところでありますので、御理解頂きたいと思います。

○中村 慎一議員

今もうちょっと考えさせてくれといったようなことでしょうか、しっかりとした対策をやっぱり取っていただきたいというふうに思います。そういう困っていらっしゃる方もあるし、どうしたらいいか判らない方もあるんですね。そこらに対しまして、しっかりと対応していただければというふうに思います。

終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、中村慎一議員の質問を終わります。

次は、10番、有川美子議員に発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

皆様、こんにちは。私は、無所属で6月1日をもってさつま町に移住をして7年目となりました。そして、さつま町が大好きな議員として、フェイスブックやほかのSNSでも発信をしております有川美子でございます。

本日の大雨の中にも、傍聴席には議会モニターになってくださった方や、住民の方のお姿がある、本当にありがたく感謝申し上げます。

それでは、1回目の質問をいたします。

大項目3つの中で、まず1番目、耕作放棄地等の整備及び有効活用について。

本町では、年々遊休農地や耕作放棄地が目立ち、町民からは「里山の風景が壊されていくのに心が痛む。町は、環境美化に対する意識が低いのでは」等の声が寄せられています。整備されていない農地では、セイタカアワダチソウ等の雑草が繁殖し、景観を損ねています。

そこで2つ、（1）遊休農地や耕作放棄地の整備について、新たな助成制度を創設する考えはないでしょうか。

（2）遊休農地や耕作放棄地等を花畑として有効活用をして、地域の活性化の一つにする考えはありませんか。

大項目2、ごみ出しルール of 町内統一化について。

地域のごみステーションは、各公民会が維持管理をしています。資源ごみの日には、当番制で住民がごみの分別をしていますが、公民会に未加入の世帯も増える中で、様々な課題が寄せられています。そこで、地域の困り事の解消を図るために質問いたします。

（1）町全体での公民会未加入世帯の数。そして、未加入世帯へのごみ出しにおける周知内容は。また、公民会への未加入世帯から実際に苦情、そして相談などはあるのでしょうか。

(2) 公民会未加入世帯のごみ出しについては、別途料金を徴収している公民会もあります。そして、徴収していないところもございます。それぞれ対応が違ってきます。町内全ての公民会の対応状況を把握していますか。

最後の大項目 3、学校跡地の利活用について。

本町の学校跡地は、その多くが有効利用されていないのが現状であります。学校跡地の今後について町長の考えを伺います。

本町の学校跡地における利活用の状況及び各学校跡地についての今後の計画はどうなっていますか。

以上、1 回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、有川美子議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1 点目の遊休農地や耕作放棄地整備に対する助成制度についての御質問でございます。

中山間地域等直接支払制度における協定農用地につきましては、各集落協定により耕作や耕うんするなど、適切に管理がされており、農地の荒廃化はないところではございますけれども、協定農用地以外の農地におきましては、高齢化や後継者不足による農業者の減少、農業機械の大型化等により、特にこの農業機械の立ち入れない、入れることができないようなこの山間の迫田につきましては、農地を引き受ける農業者もなかなかいらず、遊休農地や耕作放棄地化が進んでいるという状況下にあると思っているところであります。

町でも、以前このさつま町耕作放棄地対策協議会を立ち上げまして、県の事業を活用しながら農地利用のこの集積円滑化団体を事業主体として、耕作放棄地を畑地へと解消してきたところでございますけれども、この事業につきましても、令和元年度をもってその事業が廃止となっているところであります。

お尋ねの遊休農地や耕作放棄地の整備の助成についてでございますけれども、まずこの農業振興地域における農振農用地や圃場整備地区を優先的に、まず農地が遊休農地化しないよう、またこの遊休農地がこれ以上発生しないように、中山間地域等のこの直接支払制度を活用した圃場の周辺整備、それから環境整備の推進を行っているところでありまして、引き続きこのような形で進めていきたいと考えているところであります。

まず、これ以上この遊休農地を増やさない、出さないということをまず前提にしながら、何とかその維持を図っていくことがまず優先的にするべきであろうと考えているところであります。

次に、2 点目の遊休農地や耕作放棄地を花畑として活用はどうかということでございます。遊休農地、それから耕作放棄地等を有効活用しまして、景観の維持や地域のこの活性化を図るということで、大変いい取組だと思っているところであります。

これまでも中山間地域等直接支払交付金事業を活用、それから多面的機能支払交付金事業を活用しながら、レンゲ、ヒマワリ、チューリップ、ヒガンバナといった景観作物の作付や、それらを利用した地域の祭りなどを開催しながら、地域の活性化にも取り組んでおられる地域もあるところでございます。

景観作物のこの作付につきましても、93 集落協定中、42 の地区で景観作物の作付も行っているようにあります。そのようなことから、こういう取組も非常に大切な部分であろうかと思っております。

これらの制度を活用することはもとより、最近では佐志区におきまして、遊休農地に水蓮を植

えられた結果、この紫尾山を望む新たな景勝地となりまして、写真撮影のため町内外から見学に来られ、第2回の「あなたが選ぶかごしま景観大賞」を受賞されるなど、優良事例も出ているところでございます。

地域住民により様々なアイデアを出していただきながら、取り組んでいただければと思っていますところでもあります。

また、イベントでのこの周知啓発等についても、町としましてもこの啓発の支援についても、支援してまいりたいと思っていますところでもあります。

次に、ごみの関係で公民会未加入世帯のごみ出しの関係でございます。

御質問にありました未加入世帯の関係等につきましては、令和5年5月1日現在の町の世帯数は9,775世帯で、そのうち公民会の未加入世帯は2,570世帯と把握いたしているところであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきましては、一般廃棄物の収集・運搬は市町村の責務とされているところであります。また、各公民会に設置されたごみかごの管理につきましては、各衛生組合、各公民会でございますけれども、そこへお願いいたしているところであります。

公民会の未加入者につきましても、法に基づき一般廃棄物の収集・運搬の責務があるところであり、未加入者だけのごみステーションを設置するということは、非常に難しいところでございます。各衛生組合の運営するごみステーションの利用をお願いいたしているところでございます。

併せまして、この衛生自治団体連合会、衛自連でございますけれども、衛自連総会等において、各衛生組合へはこの未加入者の利用に関する御理解もお願いいたしているところでございます。

町におきましては、自治活動はコミュニティ組織の維持が基本と考えているところでございます。そのため、公民会の加入を推進いたしております。ごみステーションの利用も、指定袋の使用、それから分別の徹底、収集日の遵守など、基本的なルールを守りながら出していただける、そのお願いを再三繰り返しながらお願いをいたしているところでございます。

一方、公民会未加入世帯の方からは、公民会未加入者のごみステーションの利用に関する苦情・相談もいろいろと寄せられているようでございます。未加入世帯へのごみ出しの周知につきましては、転入時に町民環境課窓口において公民会への加入をお願いしますとともに、ごみステーションの管理につきましては、衛自連及び各公民会各衛生自治の組合でございますけれども、であることをしっかりと説明しながら、ごみ出しのルールや収集日カレンダーの配布等の説明を行っているところであります。

併せまして防災無線、それからホームページを活用した広報も適時行っているところでございます。

このように、転入時における説明というのはできるわけでございますけれども、それ以降について未加入、公民会を出られたとか、新たに町内の中の移動によりまして公民会に入ってこれたと、そういう方々については、なかなかその周知徹底というところまでが行き届いていない部分というのもあるかと思っていますところでもあります。

ここににつきましては、先ほど申しましたように、この防災無線、それからホームページ等、また町のLINE等も活用しながら、これについてはお願いをいたしているところであります。

ごみステーションの管理運営につきましては、それぞれの衛生組合の運用基準があらうかと思っております。公民会未加入者が利用する場合も、この衛自連の販売する指定ごみ袋を購入しなければ利用できないことになっておりますので、これらの事情をしっかりと説明しながら、各衛生組合に未加入者の利用に関する御理解を頂くようお願いいたしているところであります。

なお、昨年度開催いたしましたまちづくり座談会におきましても、各公民館よりこのごみ出し

についての様々な御意見も頂いているところであります。今年度から可燃ごみステーションを管理補助として、町から50万円をこの衛生自治団体連合会へ補助を行い、各衛生組合へ交付する予定といたしているところであります。

こういうのを活用しながら、この取組も進めていきたいと思っているところであります。

次に、公民会未加入者からごみステーションの利用に際し、別途料金を徴収している一部の公民会があることも承知いたしているところであります。ごみステーションの管理上、それぞれの公民会がこの利用者に理解を求めている事項と考えておりますけれども、全公民会の対応状況については、現在のところ把握をいたしていないところでございます。

最後に、学校跡地の利活用についてでございます。

国の調査によりますと、平成14年度からの令和2年度までに、全国約8,500校の公立の小学校、中学校、高等学校等が廃校となっているところであります。

学校跡地につきましては、大切な財産でもありますことから、全国的に社会教育施設や福祉施設、体験交流施設など、市町村の計画や地域の実情に合わせた活用がなされているところであります。

本町におきましても、1つの例としまして、旧宮之城高等学校を宮之城中学校に活用し、それから旧鶴田中学校を鶴田小学校に、また旧白男川小学校については、きららの楽校としまして、スポーツ合宿を中心とした施設として位置づけているところであります。

再編がこの早かった北部を中心とした学校跡地につきましては、平川小学校の教室等を民間の会社に貸し付けており、管理棟は町の防災関係物品等の保管の場所として利用しているところであります。

他の学校につきましては、国の専用ホームページや県の企業誘致情報として、譲渡先や活用のアイデアを募集していますほか、役場の内部でも随時検討いたしているところであります。全体的な有効活用には、いまだ至っていないのが現状ではございます。

活用策としましては、これまでの情報提供に加えまして、町の各種の計画進行の観点から、必要に応じて何か具体的な公共施設として利活用するほか、役場の公文書や物品を保管するなど、事務等を執行するため、直接使用する公用での使用も考えているところであります。

一方で、比較的この再編時期が新しい学校、鶴田、流水、求名、永野につきましては、町としましてのこの転用などの活用がない場合に、これから地区の組織として住民の意見等を十分反映させるための学校跡地等利活用検討組織を設置していただきながら、この意見等を取りまとめていただくよう、区の公民館にもお願いしたいと考えているところであります。

また、町としまして、今後全課長をメンバーとして位置づけております町立小学校跡地等利活用検討委員会を開催して、地元からの意見・要望等の情報把握に努めるとともに、情報の共有を図りながら利活用計画の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

有川議員に申し上げますが、残りの質問時間については、午後からにしたいと思います。御了承願います。

それでは、ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○有川 美子議員

大変失礼いたしました。午後は、午前中に1問目の質問をいたしまして、回答を頂きましたので、2問目の質問へと移らせていただきます。

まず、大項目1の2回目の質問の前に、まずこの大項目1、遊休農地、そして耕作放棄地について、私がこの質問をした意図、目標というものの御説明を先にいたします。

やはり遊休農地、耕作放棄地というのを、今行政側はもうこれ以上つくらない、発生しないようにと努力をしているということはお伺いしました。取り組まれていることではありますが、既にもうそのような状態になったものは、これからどのようにしていくのかということなんですが、そこに有効活用を通して町民と地域の活性化、そして景観、それをまた美観というようなものへ発展させて、観光資源というものをまちぐるみでつくりたいというのが目標であるので、これが私がこの1項目めを質問している大きな趣旨であります。

そのために、私は助成金の創設、そして2回目には花を通しての有効活用というのを問いたいと思います。

そこで、まずは昨日も新改秀作議員からも、遊休農地、耕作放棄地の話、質問が出ました。その中でお答え頂いた中に、農業委員会のほうが活動していらっしゃる中で、「非農地化、もう既に山林化しているもの、農地としてはもう復活できないようなものは、この7年間の間で530ヘクタールあるんですよ」という答弁がありましたけれども、そのあと私も農業委員会に確認をいたしました。

そうすると、遊休農地はどれぐらいあるのか問いましたら、今現在は0.5ヘクタールだというヒアリングで聞いております。

そして、鹿児島県は農林水産省のホームページに、令和3年度遊休農地面積、これは遊休農地に関する措置の状況に関する調査の結果といって鹿児島県、全国載っていますが、県も1号遊休農地、そして森林の様相を呈している再生困難な農地という数字が出ているんですが、1号遊休農地というのは、耕作が不能になった土地に対すると、耕作ができない土地は、もう1.75倍と大変多くなっているというのが、このデータで出ております。

そこで、先ほどの町長の回答から、「山間部もなかなか引受手がいない」というお話も出てまいりました。そして、その先ほどの1回目の回答を聞いて私が思うところ、やはりさつま町全体で全てをなくすことは難しいという現状、これに何か策を考えなければいけないと思います。

そこで質問いたします。さつま町遊休農地、非農地、耕作放棄地などと比べて面積非常に少ないというのが出ておりますが、この理由ですね。なぜ遊休農地が0.5ヘクタールという今現状なのか、具体的な事例がありましたらお答えください。

○農業委員会事務局長（松山 明浩君）

有川議員のほうから、遊休農地の現状について御質問でございます。

まず、遊休農地の種類について御説明申し上げます。

遊休農地も、1号遊休農地と2号遊休農地がございます。まず、1号遊休農地と申しますのは、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地ということでございます。

2号遊休農地と申しますのが、農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地ということでございます。

2号遊休農地というのは、捨てづくり、種はまくだけで収穫をしないとか、そういったところを農業委員会では見ているところなんですけれども、あとの2号遊休農地では、なかなか判別が難しいということで、生育が悪かっただけなのに、そこを2号遊休農地と判断することができないことから、判別困難ということで、さつま町農業委員会では、この2号遊休農地は判定をしていないところでございます。

1号遊休農地につきましては、先ほど議員申し上げられましたとおり、令和4年度の調査では、0.5ヘクタールというふうに判定をさせていただいたところでございます。

と申しますのが、先ほど繰り返しになりますが、現に耕作の目的に供されていない。農地はあります。多分たくさん皆さん見られると思うんですが、このかつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる、ここがなかなかこの農業委員会としても判断が難しいところでございまして、その年の調査だけではちょっと事足りませんで、ちょっと時間的な経過を見ながら慎重に判定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○有川 美子議員

判りやすく御説明を頂きました。そうなんですね、なかなか判断が難しいということは私も理解しております。その判別というものに対しても、事例をお伺いしたところ、なかなかということでもありますけれども、このようないろいろな現状というものを、私はこの一般質問の中で町民の皆様にも知っていただくということも、ひとつ大切なことだと考えております。

それでは、次の質問に参りますが、私がこの（1）では、助成金を新たに創設していただけないかというふうに問いかけております。これには、このような経緯がございます。

私のフェイスブックに、ある日メッセージというのがあるんですが、メッセージが参りました。「あなたはさつま町の議員であられるようですが、あなたの住んでいるその我が町さつま町は、そういう耕作ができなくなっていたりとかいう土地で、セイタカアワダチソウが2メートルにもなっているようなところを、自分が刈り取ろうと、人様の土地ではあるんですが、そのような申出を土地改良区のほうにも、さつま町の農政課のほうにもしたんですが、助成というものは全くしておりませんという回答が返ってきた。」

私のところには、町は環境美化に対する意識が低いっていうのは、優しい言い方で書いております。もう少しきつい言い方で書いてまいりましたので、お会いいたしまして、その方が住んでいらっしゃる伊佐市に行きました。そして、小さな土地改良区ですが、そこにも調査に行っております。

そこでは、このような簡単な御説明で書いていきますが、土地改良区のほうの予算で、やはり国からも助成を頂いている以上、ほったらかすことはできないんだと。

なので、やはり景観というものも含め、いろいろなことを考えて、例えば機械がありますね、草刈りの機械を持っている人に1時間に1,000円機械を借りるお金を出し、そして1時間1,000円の日当を出して、その方に写真を撮ってもらって、2時間かかったら2時間分の日当をお支払いする。ちゃんときれいに刈られたというところも写真で報告をして、そのような活動をしていますよ、ということがありました。

そして、先ほども中村議員の質問の中にも、道路を通しての話なんですけど、やはり町民の皆様は、この私たち我がまち、ふるさとを愛しているわけですよね。そして、人口が減少していくんだけど、荒れていく姿を本当に心を痛めて見ていらっしゃる。

ある80代の女性は、「有川さん、あなたが議員になってやっていただくこと1つでいい。これをどうにかしてくれるだけでいい」と、昨年私のもとに必死にお訴えに来たところでもあります。

そこで、私は考えたことが、建設課がしているような道路を整備、草払いをしてくださっているのに、助成金を充てているような、そのような新たな仕組みを検討していただくことができないかということで、この一般質問に上げさせていただいております。

その中身については、ほかの自治体がしていないものであれば、大変事例がないということであれば、難しいことかもしれません。新しく始めないといけないことかもしれないけれど、建設課で行っているようなものを参考に、そういったものを研究、調査検討していただくことはできないでしょうか。

○農政課長（山口 泰徳君）

先ほど町長の答弁の中にもございましたとおり、以前はさつま町耕作放棄地対策協議会という協議会をつくって、そういう耕作放棄地になったものを、また新たに復旧しながら、また農地として活用するというような事業もあったところでございまして、私が農政課のほうに参りましてから、1件中津川のほうで荒廃している梅園を、バックフォー等を使って伐耕して、サツマイモの畑に転換されたという事例もございました。

この事業の中では、そのバックフォーのリース料であったり、そういう経費を県の事業を使って実施をしたところでございます。

このさつま町の耕作放棄地対策協議会が、一応県のほうの基金事業でございましたが、その制度自体がもう終わりました、一応町のほうでは、この協議会のほうはもう廃止というようなことで、この耕作放棄地の関係につきましては、さつま町の農業再生協議会のほうにその事務を引き継ぐというようなことで、今現在移管をしております。

その中で、目標等についてはいろいろ定めてございますけれども、さつま町の農業再生協議会のほうは、またJA北さつまの方が担当しておりますので、そちらのほうともまた協議してまいりたいというふうに考えております。

○有川 美子議員

これまでの経緯をお示し頂きまして、そしてこの後その農業再生協議会というところもあるということなので、すぐすぐ新しいものが創設できないかもしれないけれども、これはやはり本町、我がまちにおける大変大きな課題でありますので、そこを知恵をいろんな方に聞いていただいて、JAももちろんです。土地改良区の皆様も、そして農業をされている皆様、地域の皆様、いろんな知恵を集めていただいて、調査研究をしていただくことを強く要請いたします。

それでは、（2）の次の質問でございまして。2回目になります。

私は、花を使って遊休農地というものを美しくできないかというふうに考えているわけですが、先ほど1回目の答弁の中で、町長が田原、佐志ですね、佐志のあの蓮、スイレンの私も実は今年も見に行きました。旗も立ててくださっていて、そして案内、いろんなことをしていただいています。

あの蓮を育てている方のお気持ちが、優しいんだなというふうに思いながらするところです。そして、それが「あなたが選ぶ景観大賞」に選ばれていると、大変ありがたいことなんですが、今現在我がまちには、いろいろなところで遊休農地、例えば久富木ですね、ヒアリングをいたしました。

自分が持っている、その方は「遊休農地」とおっしゃいました。「そこを道路際だけなんだけれども、少し背の低いコスモスを植えている」と。「それは、利用しているのは多面的機能支払交付金のほうからしていただいて、高齢者クラブであるとか、あと子供たちとか、地域とか、いろんな人に声をかけて、草払いにはちょっと若い人に出てきてもらわんと難しいけれど、そのあとの雑草を抜いたりとかは高齢者でもできるし、そして道路が久富木のところがきれいだという

ことで、いろんな人が見に来てくれるんだ」って、そういう活動があります。

これは田原もあるし、そして先ほど申し上げた田原の水田を、これは分けていただいて黒鳥のほうでもされているということもありますね。

そして、私の地元である鶴田にはイワツツジの山がございます。いろんなところがしているんですが、これ正直申し上げて、来た人が「きれいだね」って評価をしてくれるんです。そして、一生懸命植えてくださるんですが、これをしてくださっている方にヒアリングすると、お伺いすると、「やっぱりまちがきれいであってほしい」と。花も好きだってことはもちろんですが、「観光に役立つんじゃないかなろうか」って、地域があんまり特徴がないところ、その方がおっしゃって、「ないけれども、花をすることによって、ああ、あそこにコスモス咲いてたなど。じゃあ、そのコスモスが久富木だけじゃなくて、じゃあ薩摩地区のほうとか、鶴田地区とか、いろんなところでその時期に咲かせることができれば、さつま町にいろんな方が来られたときに、久富木だけを見るのではなくて、じゃあちょっと薩摩のほうも行ってみようか、じゃあ、こちらの鶴田も行ってみようと。そして、やはり温泉に入ってみようか、物産館に行ってみようじゃないかと観光資源としてつながっていくんじゃないかな」とおっしゃってくださった。

これ何を語っていると思われますか。私は夢と希望を語ってくださっていると思っています。地域活性化難しいですね、地域で頑張らましようでは駄目ですよ。これを今されている皆様を評価するのは、実は我がまちのまずはさつま町が評価をして差し上げるのが、まずは第一だと考えております。

ですので、この皆様の地域活性への思い、ふるさとを愛する気持ちを花プロジェクトのような、これ仮称ですね、花を利用した遊休農地を利用したプロジェクトのような形にして、コンクールのような形にして、毎年年に1回でも構いません、2回かもしれません。

春と秋、表彰をしていただくとか、そこには正直申し上げて賞金をつけていただきたいと私は考えていますが、御苦労に見合うだけのもの、そしてこのようなプロジェクトを立ち上げていただきたいと通告でも申し上げましたが、この私が考えるこのプロジェクトですね、どこか何か前向きに考えていただけることはあるでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

この遊休農地だけに限らず、環境の美化というのは先ほど中村議員のほうからもございましたけれども、非常に大事なことであるというのは、もう十分理解をしておるところであります。

この遊休農地につきましては、この中山間なり多面なり、こういう集落協定のあるところは、そういうのを活用しながら取り組んでいらっしゃるところも多数ございます。また、先ほど申した20の公民館のうち、17の公民館がこの地域再生事業を使って、環境の美化というような取組をされているところでもあります。

また、道路、河川の関係等については、毎年1回この道路愛護に努めていらっしゃる、河川愛護に努めていらっしゃるところについて表彰しながら、副賞も出しながら、こういうのもまた後押しもしているところでもあります。

また、学校においてこの学校の花壇コンクールというようなものは実施もしながら、またそういう美化活動にも努めているところでもあります。

今おっしゃいましたこの花プロジェクトというような取組についても、また一つの御提案ということで私も受け止めて、どういう形ができるのか、また館長会等も私も出席して、意見交換する場もございますので、この環境美化というのはやっぱり全体で、このまち全体で考えていくという一つの大きなものでもございますので、これについてはそういう場を使いながら、また話も進めながら、これが実現できるような形でちょっと考えていきたいと思います。

○有川 美子議員

私がわざわざ申し上げなくても、町長をはじめ行政の皆様は重々分かっていらっしゃると思いますが、ぜひ実現へ向けて私質問、この一般質問で何々をしてほしいというふうにいろんな要請をしてまいりましたが、やはりこれは2年後の3町合併20周年も、私の中には頭に念頭に置いて考えていることであります。今年の国体には間に合いませんでしたが、2年後には3町が合併して20周年という、大変大切な年が参ります。そこにこういったプロジェクトをもって地域活性化を後押ししながら、町が評価をして、その花であふれる、この花いっぱいになるさつま町、そうしたものをつくる、その活力をぜひ事業へ落としていただければと思います。

それでは、1問目を終わりました、大項目2、ごみ出しのルールの方の統一化ということ、私のほうが2回目の質問をいたします。

先ほど答弁をしていただいたんですが、気になるキーワードがあります。公民会に未加入の方の専用のごみステーションは造ることができないので、今公民会が維持をしてくださっているごみステーションを利用するという形で御案内をしている、それ間違っていないと思います。

正しいと思うんですが、では仮に公民会に未加入の住民の方から、例えば資源ごみを捨てる時には、公民会に入っている方が朝当番制で立っています。ありがたい、私も立ちますが、だからこそ出しにくい、出しそびれる。だけど、車が実は運転できないので家にたまっている、こういった話も私のほうには来ております。

いかがですか、こういった状況、車がない、捨てに行くことができない。これは車両を持たない住民だけでなく、高齢の方、障がいをお持ちの方にも当てはまってくると思います。こういった御要望があるときに、担当課、行政のほうはどのようにお答え頂いているのでしょうか、お示してください。

○町民環境課長（松山 和久君）

ただいまの御質問でございますけれども、資源ごみステーションの管理につきましては、それぞれの公民会でいろんなルールを持ちながら、輪番制で立ち会いをしていただいたりしているところだというふうに考えております。

そこにいらっしゃるから持って行きにくいという、確かにそういうお言葉も聞いたことはございますが、公民会、住んでいらっしゃる地域の資源ごみステーションにつきましては、できましたらば御利用していただければというふうに考えているところでございます。

なお、車を運転できないとかいうことで、ステーションまでの運搬が難しい部分につきましては、また高齢者のごみ出しの関係等ともございますので、関係課のほうともまた協議をしながら、この問題につきましては今後検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○有川 美子議員

もう一度再質問いたします。

関係課と検討していただくのはもちろん大事なんですけど、今現在そういう方から問合せが来たときに、どのように案内をしているんですか。判りやすく御説明をお願いします。

○町民環境課長（松山 和久君）

今のところ、高齢者等の車を運転できなくて、ステーションまで持っていけないとかいうような話もございますけれども、近くの住民の方をお願いしたりしながら、共助という形でステーションまでの運搬について御協力を頂いているというふうに考えているところでございます。

○有川 美子議員

今の答弁では、現在はそのような問合せがあっても、近所の方が共助、一緒に助け合うということではいただいているという現状であるということですね。

ただ、私この回答を聞いて思います。我がまちは高齢者の割合が42%を超えて、43%ぐらいでしょうかね。もう40%を超えた大変高齢化が進んだまちでございます。今後このような問合せは増えると私は思います。

なぜならば、町を歩いていて、これは政治活動として歩いていろいろな方の御意見を聞く中で、「もう年金が少なくなったりとか、年を取ったから公民会費払えないんだ」と、「だから本当は今までお世話になったけれども、御相談をして公民会を脱退した」という高齢者の方がいらっしゃいます。

ただ、私の聞いたお一人の方は、その公民会が「誰でも出していいよ、何時でもあなたの都合で出していいよ」って、すごく歩み寄ってくださっているところで、その方は困っていません。

ただ、これからこの高齢化社会でそういった方だけではないですよ。だって、40%を超えているんですよ、私たちのまちは。高齢の方を支える人は、少し若いだけで後期高齢者、75歳以上。そして、高齢者って本当は65歳以上じゃまだまだ若いけど、やっぱりそういう年々と、一年、年々ごとにこういった問題はすごく重要、大変難しいことになっています。

私がどのように回答しているかというふうに聞いたのは、ここに個別収集というやり方があるのではないかと考えているからです。現在、そういった状況があったときに、個別収集というのは考えられるのでしょうか。

○町民環境課長（松山 和久君）

ごみの収集方式に関しましては、集積所の収集方式と個別収集方式と全国的にはあるかと思っ
ているところでございまして、現在さつま町では、当然この収集所収集方式というものを採用し
ながら事業を進めているところでございます。

個別収集方式を導入するとなりますと、現在の収集体制等につきましても大きな変更をやはり
しなければならない部分もございしますので、そこらについては今後検討させていただき、導入可
能かどうかという部分も含めまして、協議を検討させていただきたいと思っております。

○有川 美子議員

はい、もうそのとおり、おっしゃるとおり、全国見ても全部の自治体全体を個別収集に変えた
ところもあります。でも、これは大変財政に余裕がある自治体であります。私も我がまちは、
そこまでの余裕はありません。けれども、高齢化に向けて何かしらの対応ができるというものは
持っていないといけない。困ったから近所の人だけに、いや民生委員さんお願いねって言ったら、
民生委員さんだって近所の方だって年を取るんです。高齢者しか住んでいない集落が増えていく
んです。

ですので、調査研究をして、そういう場合にはどうすればいいか、前もってしっかりと町民の
困り事に答えられるようにしていただきたい。要請をいたします。

そして、次は（２）、今は公民会に未加入の方からの困り事、苦情、いろんなことの話です。

次は逆、公民会に加入をしていて、ごみステーションを管理している公民会の困り事の側面か
ら質問をしてまいります。

今回、回答の中でもありました衛自連のほうに、初めて50万円の助成金というものをなさる
ということであります。今年度からですね。まずこれが単年度で終わると考えているのか、それ
とも複数年度と考えていらっしゃるのかが1点。

そしてもう一つ、この50万円というところ、この金額の積算根拠をお示してください。

○町民環境課長（松山 和久君）

先ほど町長の答弁の中で申し上げましたように、可燃ごみステーションに関しまして、今年度
から町の方から衛自連へ50万円助成をし、その50万円をそれぞれの公民会、衛生組合のほう

へ助成していききたいというふうに考えて予算措置したところでございます。

この金額につきましては、まず積算の根拠というのは、ごみステーション1か所当たり
に1,000円程度ということで今考えておまして、可燃ごみステーションが町内で全部で約
500か所程度あるということから、今回50万円を措置したものでございます。

なお、今後の継続の部分につきましては、可燃ごみステーションのこれまで無人管理だった部
分につきましてはの管理と、それから未加入者を含めました皆様の利用の理解促進という部分も含
めて、当面続けていききたいというふうに考えております。

○有川 美子議員

可燃ごみステーション500か所もあるんですね。そこに1,000円程度ということなんで
すが、答弁の中に公民会に未加入の世帯が2,570世帯あるんだというふうに、約2,500世
帯ですね。外国人の方なども含んでいると思いますが、私単純に50万円で500か所、
1,000円、50万円って聞いたときに、ああ、これは2,500世帯分掛ける200円という
のも想像されたのかなというふうに思いました。

これはなぜならば、公民会に入っていらっしゃる方は、この衛自連への会費として1人
200円を納めていらっしゃいます。

ただ、なのでそこからも理由がつく1,000円、1,000円というよりは50万円という総
額について、そのような積算根拠もあるのではと考えておりましたが、この公民会に入っている
方の200円ですね、一度衛自連に納められますけれども、皆様御存じのとおり、半分はまたそ
の世帯数について100円が、公民会の衛生自治のほう、公民会のほうにフィードバックされて
くる助成金という形でされています。

それにプラス、今度は可燃ごみステーションではなくて、資源ごみステーションの数掛ける
4,000円というのを、衛自連のほうは公民会のほうへ今度は助成金として返す、環境を維持
する、保持するというので、そのような活動をしています。

すぐくもしかすると幼稚な考えかもしれませんが。公民会に入っている人は200円会費払うん
だけども、最終的には公民会費に入ってくると。

しかも、この助成金は公民会の皆様が200円払ったよりも、ほんの数十万ですが、少し大き
くなって公民会へ配られています。そこに、今度は町の税金を使って50万円の助成が来まし
た。この50万円の助成金のこの財源はどこでしょうか。

何でもこんな質問を細かくするかというと、すぐく不公平感を言う方が出てくるんじゃないか
と思うんです。公民会の方はキックバックがあるのに、簡単に言えばですよ。みんなから集めた、
もし町税から出されているのであれば、この50万円はどこから、何か不公平感になるんじや
ないかって、そのような考えです。すみません、お願いします。

○町民環境課長（松山 和久君）

まず、衛自連のほうから、衛自連の会費が200円のうち、100円につきましてはもう一回
衛自連のほうに資源ごみステーションの管理費という形で還元をしているということは、先ほど
今おっしゃったとおりでございますが、この50万円につきましては、一般会計のほうから一般
財源としての持ち出しで衛自連のほうへ助成をするということにしております。

○有川 美子議員

私は仮定の話をしていました。すぐくこのごみ出し問題というのは、生活に密着じゃなくて、
私たちは生きている限りごみは出さなきゃいけないわけですから、この問題に100円、
200円ということとか、ごみ出しの当番をしていることとか、すぐく住民の皆様の感情をい
いほうに行けばいいけれども、少し感情を逆撫でするようなことも聞いておりますので、少し細

かくというか、しつこく質問をいたしました。

最終的に、最後にこの（２）ではなりますけれども、私はやはり個別収集というのを、この高齢化社会、あと障がいをお持ちの方とか、いろんな事情がある方に向けて、やはり調査研究、導入というのをしっかりとさせていただきたいというのが、まず一つの要請と、あと行政の皆様、実はこれごみ出しのことって不満がいろんなところであるのを耳に入っていると思うんです。

私がいる鶴田の山間部とかでは、みんな知っている顔があるので、分別しないで出すなんてあり得ません。公民会に入らないなんてあり得ません。でも、公民会は任意加入でありますから、やはり人口が増えているところには、ごみ出しの分別がされていないと違反シールを貼ってあるけど、そのまま置いてあると誰も本人はまた分別して持って帰って出すなんてことは、なかなかされないの、役員の皆様、公民会の皆様が開けて、自分の家でまた分別して出し直すとか、こういう御苦勞があるわけですね。

「何で人のごみをやらないといけないのよ」、こんな声が座談会でもあったかと思います。それについての５０万円の助成なのかもしれませんが、ここの話ですね、先ほどの質問であったように、ある公民会では入っていない方には、５００円とかの徴収をしています。ある公民会では、さっきお話ししたように、「よかよ」って、高齢になって年金だから払えない、「いいよ、もうあなた使えるんだから使って」って、「これまで公民会に入っていてくれたからいいよ」というところもある。

いろんなところがあるんだけど、これ正直根本的に住民の皆様が困り事として持っているものを解決していくために、どうか公民会の公民館長との連絡協議会とか、衛自連の皆様のお力を借りて、全公民会の状況を把握していただきたいんです。調査をしていただきたいんです。

それに併せて、その個別収集のことも導入を御検討頂きたい、それが私の要請でございます。

次は、３項目めに入ります。

学校跡地の利活用についてであります、結局いろんな理由がありまして、全てを利活用できている市町村自体がないのではないかと考えています。

そして、先ほど町長の答弁の中では、学校再編が比較的早く進んだ北部のほうは、いろんな活用ができています。あと白男川のきららの楽校とか、すばらしいことができていますし、いろんな私の地元の鶴田でも流水小と鶴田小学校が合併して、もともと中学校だったところをまた新しい小学校へ、そういう活用もしていますけれども、やはり合併となれば必ず活用できない学校が出てまいります。

これをすぐさま売れるようにしてくれとか、企業を探してくれとか、どうして誘致ができないんだって私たち議員はよく言われるんですが、やはり段階があると思うんですけれども、ずっとそのまま維持管理するのは難しいじゃないですか。

そこで、例えばホームページとかに情報がなかなか載っていないんです。「グラウンドを借りてみたい、イベントで。ちょっと体育館だけでも少し学生たちの練習場で貸してもらえないか」、総合体育館が今回今年休館になりますから、そんな声も出てくるのじゃないかと思います。

そういった声も出てくると思いますので、こういった貸せますよ、貸せません、貸せるならばどういう手続が必要かというのを、もうちょっと判りやすく情報をホームページに出すということは、お考えいただけないでしょうか。

○財政課長（富満 悦郎君）

町民の方がそういう施設を借りやすいように、情報発信ができないかという御質問だと思います。

今現在、町長部局で管理をしております比較的再編の早かった学校跡地につきましては、例え

ば柊野の地区であるひがん花まつりとか、それからほかの地区であればスポーツ行事とか、地域の方が公民館や公民会などの活動として利用していただいているところであります。

また、学校関係、小中学生が利用されるところがあるところであります。それで、グラウンドについては普通財産として、体育館については社会教育施設でありますから、今現在は利用をされていらっしゃるということでもあります。

施設の管理を考えますと、体育館以外は処分の方で実際動いているということで、最小限の管理をしているところでございます。希望があれば、一時的には利用していただけるということでは考えております。

基本的にこの使用については、地域の方が地域振興のための活動や、さっき言いました学校関係の方が利用されることを想定しておりますので、こういう利用が可能な施設につきましては、まず区公民館連絡協議会等を通じて、地区の皆様にお知らせできるように取り組んでまいりたいと考えております。

○有川 美子議員

その区の連絡協議会を通じて、地区の皆様にはぜひやっていただきたいんですが、それはなぜかというと、あちらこちらでやっぱり質問が出るんですよ。

やはり私たち町を回れば回るほど、いろんなことが質問が来る中で、判りづらいんだということ、あとまた社会教育課の管理であったりとか、財政課の管理とか、そういったことは町民の方は御存じありませんので、もう少しホームページをリニューアルもされまして、大変私は美しいホームページになっていると思います。

ですので、今度はまた町民の方が地域の方であろうと判りやすい、今は皆さんネットで調べますから、ネットで50%の情報じゃ足りないんですよ。60%、70%のある程度の情報が出ていないと、情報を出していない、不足しているというふうになりますから、そこはホームページの中身を変えることはそんなに長くかかることではないと思います。ぜひ早く動いていただいて、情報をしっかりと出していただきたい、そこを要請いたします。

さて、残り5分となりました。今回任期4年の中で、私ども16人3年目ということで、後半に入りました。私は初当選をさせていただいた議員ですので、この2年間大変正直申し上げまして、本当に力不足を感じながら、実感しながらやってきた2年間でございます。

けれども、一番大切なことは、行政の皆様もしっかりと持ち場で頑張っていらっしゃる姿も、町民の方にもお伝えすること、行政の立場もしっかりと伝えられる議員であること、そして、何よりも町民の私は味方として、代表として送り出していただいていますから、その声をしっかりと酌み取ること、これをまたこの最後、最後というと大変駄目ですね、後半の2年間で動いてまいりたいと思います。

そして、行政の皆様にお願ひがあります。町民の皆様は皆様と同じ我がまちの住民、一緒ですよ。私たち何かしらの関係を持って、このさつま町で縁あって暮らしております。働いている人もいらっしゃる、その中でやはり昨日の古田議員からも、「縦割りの感じがあるんじゃないか」って、こんなふうにおっしゃった質問がありましたけど、みんな何十年も感じてきていることだと思うんですね。

そういったことを解消するの、すごく組織を改変するの難しいことではありますが、実は行政の皆様一人一人が自分の地域、もしくは受付に来た、相談に来た皆様の、なぜこの方がこんな困り事を言うんだ、例えば実は苦情もですね、何でこんなことを言うんだ、その背景に何があるんだろうか、この方が怒っているのは何で怒っているのか、そういった背景をしっかりと酌み取る気持ちを出していただきたい。

これは、これからの行政と地域、地方自治の問題で、私たちが地域をいかに生き残っていくかということに問題が、大変重要な私は姿であると思います。

どうぞ皆様、今、今日は雨が降っておりまして、週末も大雨であります。家のことが心配だったり、畑が心配だったり、みんなみんなそれぞれ住民のお気持ちありますけれども、どうか安全にこの週末を過ごしていただきながら、この町民の皆様の声を、町民の立場に立って聞くという姿勢を、改めてお願いをいたしまして、要請というよりは要望になりますが、いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

これで、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日6月9日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後1時47分

令和5年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

令和5年6月9日

令和5年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和5年6月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	中 山 春 年 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
税 務 課 長	西 圀 豪 紀 君	町民環境課長	松 山 和 久 君
保健福祉課長	甫 立 光 治 君	高齢者支援課長	久保田 春 彦 君
子ども支援課長	藤 園 育 美 君	農 政 課 長	山 口 泰 徳 君
ふるさと振興課長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	原 田 健 二 君
消 防 長	萩木場 一 水 君	学校教育課長	岩 脇 勝 広 君
社会教育課長	永 江 寿 好 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 29 号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 2 議案第 30 号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 3 議案第 31 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 4 議案第 33 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 34 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	29	さつま町税条例の一部改正について
	30	さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について
	31	さつま町火災予防条例の一部改正について
	33	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 19款 繰入金 20款 繰越金 22款 町債 歳 出 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 人件費全部 第2条 繰越明許費の補正 第3条 地方債の補正
	34	令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
文教経済 (第2委員会室)	33	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 21款 諸収入 歳 出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費 11款 災害復旧費

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから、6月5日に提案がありました議案第29号から議案第34号までの議案5件について、総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第29号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第2「議案第30号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第3「議案第31号 さつま町火災予防条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第29号 さつま町税条例の一部改正について」から日程第3「議案第31号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、配布してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第4「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○岸良 光廣議員

補正予算のまず1ページ、これ所管が違うものですから、1ページのエネルギー構造高度化の3,861万6,000円、それと、5ページの一番下段でエネルギー構造高度化のところ、この事業委託で3,850万円計上されているんですが、この内容を教えてもらいたいというのと、それから6ページのし尿処理管理費の中で、請負費の中で空調設備改修工事って書いてあるんですけど、3,150万円、多分新設だと思うんですが、どういう形でされるのか、これを詳しく教えてください。

それと、先ほどの1ページのところと5ページのところはまた違うと思いますので、この内容を詳しく、説明していただきたい。

○企画政策課長（小野原和人君）

それでは、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業の関係につきまして、私のほうから御説明申し上げます。

先日、議会全員協議会でも少し概略を説明しましたが、時間が短くて詳細なところまで説明ができませんでしたので、少し詳しく、事業の内容を説明させていただきたいと思います。

今年3月に策定しました町のエネルギービジョンにつきましては、先日、概略を御説明申し上げたところですが、本年度は、このエネルギービジョンに基づく取組としまして、大きく2つの事業に取り組みたいと考えております。

まず1つ目は、今後様々なエネルギーに関するまちの政策を進めていく上で必要不可欠となります町民の皆様、また事業者の皆様への理解促進の取組を進めようと考えております。

具体的には、町民全体を対象としますセミナーを4回程度開催する予定としておりまして、大学の教授や企業による再生可能エネルギー等の活用に関するセミナーやワークショップの開催、また包括連携協定を結んでおります九州電力の協力も頂きながら、メガソーラー施設、またバイオマス発電所など、各種の自然エネルギー施設の視察等も行いたいと考えているところです。

次に、女性を対象としたセミナーも二、三回程度開催する予定と考えておりまして、家庭等使用するエネルギーの見直しによる家計見直しセミナーなど、普段の生活の行動変容につながるセミナーを開催したいと考えております。

子供を対象とするセミナーやイベントも2回ほど開催を計画しておりまして、子供さんが関心を持つような工作であったりゲーム、こうしたものを通じてエネルギーへの理解を深めるイベント等も行いたいと考えているところです。

2つ目には、地元企業や農業従事者の方における再生可能エネルギーの活用や、機械の電動化であったり省エネ化等の実装につなげていくための取組としまして、企業においては10社程度、農業従事者におきましては5社程度を対象として、事業用電力への太陽光または水力などの自然エネルギーの活用、またエネルギー効率に視点を置いた事業の見直し、またこれらに関する設備等の導入に関する国等の補助金活用など、総合的に御提案を申し上げながら、各事業者の行動実行計画の策定を支援し、ビジョンで定める事業への再生可能エネルギーの活用促進、事業用施設等の省エネルギー化の促進等による産業振興も図るとともに、本町におけるカーボンニュートラルの実現を具現化する取組にしたいと考えているところでございます。

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、補正予算の説明資料6ページにあります、し尿管理施設の工事請負費につきまして、施設空調設備改修工事としているところではございますが、既存の空調設備を撤去の上、新たに空調機を設置しようとするもので、処理棟で7台、それから管理棟で9台の空調設備を整備しようとするものでございます。

○企画政策課長（小野原和人君）

失礼しました。説明が漏れておりました。

歳入の1ページにつきましては、ただいま申し上げましたエネルギービジョンの関係の歳入、国からの補助金となります。

○岸良 光廣議員

今、その説明はよく分かりました。

ただ、その中でですよ、いろんなセミナーをされるという説明なんです、その対象になる人々たちへのその説明ちゅうか事前のそういう、町民に対してどのような形でそれをアピールして説明していかれるのか。そこがきちっとしていかないとですよ、まあ確かにこれは国庫補助金ではあるんだけど、せつかくやるのに、ただ、開催はしたけど、あんまり人が来なかったとなれば、

何の意味もないんですよね。だから、その辺をやはり、事前にですね、細かく町民にアピールして、1人でも多くの方が参加していただきたい。

また、地元の企業の方についてもですよ、事前にやはり前もってそういう情報を出して、希望される企業さんについては、事前に資料があればそういうのを出して、そういう参加していただくという形を取っていただきたいなと思います。

環境センターについては、これ全部入替えですよ。今あるやつを全部撤去して、新しく入れ替えるということですよ。今のついているエアコン関係については、実際設置して何年ぐらいたっておるんですか。

○町民環境課長（松山 和久君）

環境センターにつきましては、供用開始から25年が経過しているということで、これらのもとと整備してあった空調等についても整備当初からのものを修繕等を加えながら使ってきたということで、供用開始と同じ25年ぐらい、たっているというところでございます。

○岸良 光廣議員

それはダクトも全部取り替えるちゅうことで承知していいんですか。

○町民環境課長（松山 和久君）

設計図書の中では、それらの部分につきましても一体的に取替えをしようとするものでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○有川 美子議員

改めまして、おはようございます。

私は、子ども支援課の所管のところを1点お伺いをいたします。

6月補正予算案の説明資料は7ページの上から2段目、そして補正予算書では12ページでございます。

町が独断でですね、今回、子育て世帯の応援給付金事業5,371万9,000円、給付のほうは扶助費としては5,350万円というのが計上されておりますが、まず、こちらのほうを、なぜ給付金を支給をしようと検討したのか、その背景といいますか、御説明頂きたいのと、町民からの要望、声などがあった上で御検討されたのか、お願いいたします。

○町長（上野 俊市君）

今回のこの「1世帯5万円」につきましては、先ほど議員からもありましたように、非課税世帯に1人当たり5万円ということで別途、国の補助と交付金等を使いましての補助が、国の補助金を使つての給付金があったわけですが、それに対象とならない世帯もいるということで、私自身、子育て世帯にかかる費用というのは変わらないと思っておりますし、やはり同様の、やっぱりこの物価高騰等を勘案しますと影響はあると考えて、その対象とならない方々に対して給付をいたしたいということでありました。

しかしながら、1人当たり5万円となりますと、なかなか、この町の単独でそこまで支出することはなかなか厳しいというようなことを勘案しまして、今回は1世帯当たり、5万円をこの対策として支給をしたということでございまして、これにつきましては、私のこの子育て世帯に対する給付金ということで、私のほうからのこの予算措置ということで御理解頂きたいと思います。

○有川 美子議員

町長のほうが、やはり子育てというところに大変力を入れていただいている証拠であると考えます。大変評価するべきところだとは思いますが、それでは、今おっしゃったみたいに、子育て

て世帯にかかる費用は低所得者の世帯であろうがその違う世帯であろうが変わらないということなんですが、では、1世帯5万円というふうに町単独でしますけれども、対象をですね、「子供1人」ではなくて「世帯」というふうにした理由はなぜでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

先ほど申しましたように、これはもう町の単独で措置するものでございまして、1世帯当たり5万円としますと相当な金額、億を超える費用が必要になるというようなこと等もございまして、ここにつきましては、非課税世帯ではなくて、それ以外の世帯、課税世帯ということでありまして、ここについては1世帯5万円とさせていただくということで、この額につきましては私のほうで決めさせていただいたところであります。

○有川 美子議員

説明頂きましたけれども、それでは、私、これを、給付に反対しているわけではありません。給付していただくことは、やはり子育て中の世帯にとっては大変ありがたいことだと思います。食料等で大変物価高騰、きついという声は私のところにも届いておりますが、予算には限りがある、もう。その中で5,300万円の予算を確保していただいたことはありがたいことなんですが、それでは、どうでしょう、この子育て世帯って、子供の人数はおのおの違いますか。

一人っ子もいれば、私の知っているところは5人の子供さんを育てています。世帯に5万円、ありがたいけど、一人っ子のところには5万円、5人いるところも5万円なんです。

ここをですね、なぜ、おのおのの家庭のその子供の数に対する給付金の金額というふうな検討をされなかったのか、ここに疑問がありますので、検討されたかどうか、なぜ「世帯」なのかというところをもう一度、御説明をお願いします。

○町長（上野 俊市君）

検討したかということですが、あらゆる方向からの検討は、いたしたところであります。

検討いたしました結果、国は、非課税世帯ということで1人当たり5万円を支給して、それで終わりということでございました。それでは、先ほど申しましたように、やはり子育てにかかる費用というのはもう幾分かの当然かかりますから、これについては何とか、この支給をして支えていったほうがいいんじゃないかということで、しました。

ただ、金額につきましてはですね、5万円ということでさせていただきましたけれども、これで終わるわけではないと思っております。また、いかなる物価高騰、またどういう状況の変化が出てくるかも判りませんけれども、今回は、この「1世帯5万円」ということで、課税、非課税世帯以外部分へ、世帯当たり5万円と。1世帯当たり5万円という形で、今回は、そうしたいということで提案をしたところであります。

また、国等の子育てのこの関係等の予算、事業等がどうなっていくか判りませんけれども、ここ辺りをにらみながら、必要があればですね、またしっかりとここは、次の段階でまた検討していきたいと思っておりますけれども、今回は1世帯当たり5万円を、まず、これで支援をしたいということでありますので、御理解を頂ければと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

所管が違いますので、1点だけお伺いいたします。

農政課長に質問いたしますが、この農畜産物関係の畜産農家への物価高騰対策交付金、7,550万円計上してございます。

大変、畜産農家は助かると思っております。そういう流れの中で、農業新聞を見ますと、

もう特に牛の関係なんかは、平均80万円しよったのがもう60万円台になってきたというような、農業新聞にも掲載されておりましたが、そういう一つの平均が下がっておりますので、大変、畜産農家はありがたいと思います。

そういう流れの中ですね、私がお聞きしたいのは、ここに書いてございます「上限200万円」という、上限の決め方、これは国のこういう方針の下に上限200万円なのか、さつま町独自の200万円なのか、そこ辺りのことが一点と、この上限200万円に対象農家は何軒ぐらいになるのか、ここ辺りをもうちょっと詳しくお知らせいただきたいと思います。

○農政課長（山口 泰徳君）

新改議員の質問に対してお答えをいたします。

先日の農業新聞のほうでも、和牛のですね、全国の子牛の平均価格が60万円を下回ったというような記事もございました。そういう子牛価格が低迷している中で配合飼料等が値上がりしているというようなことで、農家というのは非常に厳しい経営状況に置かれていると考えております。

去年は、配合飼料1キロ当たり1円ということで交付金のほうを交付したところでございますが、今回は、昨年とするとまだ非常に厳しいというようなことで、牛1頭当たり、ないし豚とか鶏、そういう1羽当たり、飼養頭羽数に応じて交付金を交付しようとするものでございます。

上限の200万円については国の指示かという話でございますが、一応この200万円についてはですね、去年は100万円の上限額で事業のほうを実施したところでございますが、今回は200万円ということで、上限を引き上げたところでございます。

あと、上限に達する農家というようなことでございますが、和牛の肥育が3戸、養豚が3戸、それと採卵鶏、ブロイラー、ここら辺りが五、六戸程度だというふうに積算をして、この金額を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○新改 幸一議員

大まかに理解をいたしました。

先ほど言いました、この上限というのは、いや再確認しますが、さつま町独自の200万円というふうに理解すればいいんですかね。

○農政課長（山口 泰徳君）

町独自の基準というようなことでございます。

○新改 幸一議員

理解いたします。

私が心配するのは、特にこの畜産農家、牛の農家なんかはですね、薩摩中央家畜市場で牛の競りがありますと、必ず、近隣市町村のそういう補助金の流れを農家さん同士でいろいろ情報を共有しながら、薩摩川内市はそげん補助金があつとやとか、おいげんさつま町は、ないごてこげんすんなかじゃやろかいとか、そういう話が出るらしいです。そういうことをちょっと心配したものですから今回こういう質問をしますが、やっぱり、近隣市町村の流れも把握しながら、あんまり差がないような、一番、まあ、多いほどうれしいわけですが、そこ辺りも今後のいろいろなこういう対策を取られる場合は検討しながら決定していただければ大変ありがたいと思いますので、ここ辺り、要請として私の、畜産農家から話が出るのを代弁しながらお願いを、要請をしておきたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○中村 慎一議員

それでは、ちょっと重なりますが、子育て支援課の給付金の関係でございます。

世帯当たり5万円ということで、今回単独で、この臨時交付金、基金等を活用して計上をされております。1,070世帯ということでありまして、さきに補正が、第2号でこの可決された分では、非課税世帯の対象が児童が340人、170世帯というようなことで1,700万円計上されておりました。今回単独で計上されたわけですが、また当初予算では保育所等の保育料、これの第2子の支援といったようなこと等も出されております。

今出ましたこの補助金の関係ですが、特によそのまち、ちょっと隣接のまちの農家の人たちが、おはんたちや、川内と一緒に頑張ってよかったなといったような、そういった声なんかも聞こえてくるんです。

やっぱり、この子育てに関しましても、やはりそういったこと等があつて若い人たちが薩摩川内市に移り住んでいっているんだといったような話なんかも聞こえてきますが、今回単独でこういった手立てをされるということで、隣接のそういう市町村とのやっぱり比較、まあ、よくはないかもしれませんが、そういったのをしながら、その子育ての世帯、若い人たちにやっぱりちゃんと広報をしながら、アピールをしながら対応を取っていくといったようなことはやっぱり大事だというふうに思うんです。

ですから、これらを、保育料の関係、今回のこの給付金の関係、網羅してですね、やっぱりある程度この広報をしていくといったようなことなんかも大事だと思うんですけども、そこらについては、どういうお考えなんでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

子育てに関する非常に様々な支援も行っているわけですが、議員が今、川内市、隣接のほうにやっぱり流れて出ていくというようなこともあるということでございまして、やっぱり我々も非常に、そこに対しては危機感を持っているところであります。

この子育ての関係等の支援策につきましても、決して、このさつま町は他の市町に劣っているとは思っておりません。ただ、地理的なハンデ等がありまして、産婦人科等がない、またそういう部分もございしますが、それに対しても一応、様々な支援も行っているわけですが、今回の給付金を含めまして、近隣の状況等も確認しながら、今回のこの部分についても措置をいたしたところであります。今回の5万円については、他の市町では恐らく行っていないだろうと私は思っているところでございます。

このように、いろいろと、市町によりまして子育てに対する支援が、本当、様々な支援策が出てきているところでありまして、しっかりと、これをやはり、判りやすいように、しっかりとこの情報伝達をしていくこと、非常に私も大事かと思っております。非常にまだ足りない部分もあるかと思っております。冒頭申し上げましたように、さつま町が行っているこの子供に対する支援策というのはもう決して他の町に劣るものではないと思っております。まだまだ、足りない部分はですね、少しあるかもしれませんが、しっかりとここ辺りは、情報発信をしながら、しっかりと、こういう施策、こういう対策を取っていますよということをしっかりと伝えていくと。これはまた我々の責務として行っていきたいと思っております。

○中村 慎一議員

一番大事なところだというふうに思いますので、その点については対応をしていただきたいというふうに思います。

ちなみに、さつま町で今回取ったこの措置に対しまして、隣接のそういう給付の事例等が判っている分があれば、教えていただきたいというふうに思います。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

計画する段階で各市町村に、近隣に確認しましたところ、計画しようかな、どうかなというところだったんですが、また、計画した時点で現在の時点では、薩摩川内市と伊佐市に関しましてはもう全く、現時点では計画はないということでした。出水市さんにつきましては、物価高騰対策として、子供に対して1人1万円というところでの計画をされているようです。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

議案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

介護保険事業の今回6月補正が出されておりますが、現在、第8期の計画が3年度から5年度までということで、今年度が3年目ということになります。標準的な基準額の負担金が月6,100円ということで対応がされているわけではありますが、例年、6月補正につきましては、この2号基金の清算という形で、この町の繰出金とか、そういう返還清算金ですね、そういった予算が計上されまして、ある程度4年度の実績が提示をされるわけではありますが、今回それが全くされていないということでもあります。それにつきまして、この4年度のそういう実績等が、どういう、何かあったのかということ。

それと、今年度1年間で、この第9期の計画策定に入ることでもあります。この6,100円が上がるのか下がるのか、そこらについても今後しっかりとこの作業をされていくというふうに思いますが、それらにつきまして、この4年度のそういった部分等で、説明ができる部分があれば、お聞きをしたいというふうに思います。

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

通常、6月補正で予算計上を行っております支払基金等への返還金の予算につきましては、今年度の予算の財源措置の在り方としまして、これまで返還をしてきた支払基金の剰余金につきましては、今年度の支払基金の交付金としてそのまま活用して、今年度の予算の中で今年度の交付金と調整をしていくという方式に切り替えたために、今回、予算の発生、返還予算の予算計上はしていないところでございます。

令和4年度の決算状況につきましては、歳入歳出差引きの実質収支額につきましては、今の段階で2億4,400万円程度となっているところでございます。

今年度が、来年度から始まります高齢者福祉計画、第9期の介護保険事業計画の策定年度に当たりますけれども、今後、県の説明会等も受けて策定委員会に入っていきますけれども、7月に

町内の高齢者施設等のアンケート等も実施しまして、それらを基に、昨年の１２月に行いました高齢者の実態調査等も含めて、内容の検討に入っております。保険料の設定につきましては、その中で所要額を算定した上で決定をしていくこととなりますが、４年度のこの第８期の保険料の推移としましては、これまで新型コロナウイルス等の影響もあるかと思いますが、保険料を下回る形で推移をしている状況でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、配布してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から６月１３日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第１委員会室、文教経済常任委員会が第２委員会室となっております。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

６月２３日は午前９時３０分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前１０時０２分

令和5年第2回さつま町議会定例会

第 5 日

令和5年6月23日

令和5年第2回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和5年6月23日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 西 圀 豪 紀 君	町民環境課長 松 山 和 久 君
保健福祉課長 甫 立 光 治 君	高齢者支援課長 久保田 春 彦 君
子ども支援課長 藤 園 育 美 君	農 政 課 長 山 口 泰 徳 君
耕地林業課長 上谷川 征 和 君	ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君
消 防 長 萩木場 一 水 君	学校教育課長 岩 脇 勝 広 君
社会教育課長 永 江 寿 好 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 29 号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 2 議案第 30 号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 3 議案第 31 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 4 議案第 33 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 34 号 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 48 号 令和 4 年林道災害復旧事業 浅井野泊野線 1 号箇所工事請負契約の締結について
- 第 7 陳情第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第 8 発委第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 第 9 発委第 3 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について
- 第 10 報告第 3 号 令和 4 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 11 報告第 4 号 令和 5 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 12 議員派遣の件
- 第 13 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年第2回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第29号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第2「議案第30号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第3「議案第31号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第4「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第5「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「議案第29号 さつま町税条例の一部改正について」から、日程第5「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案5件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（古田 昌也議員）

改めまして、おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については慎重に審査を行った結果、「議案第29号 さつま町税条例の一部改正について」、「議案第30号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第31号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分及び「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」。以上の議案5件については、いずれも原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程についてその概要を申し上げます。

まず、議案第29号であります。今回の改正は地方税法等の一部改正に伴うもので森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備のほか、軽自動車税における種別割区分の見直しなどについて本条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第30号であります。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税及び介護保険料の減免については、令和5年4月以後に納期限が到来するものも減免対象とし、財政支援の交付対象とされる予定であることから、関係する条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第31号であります。今回の改正は、対象火器設備等の位置、構造管理並びに対象火器器具等の取扱いに関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、50キロワットを超える出力の急速充電設備は届出が必要とのことであるが、届

出がなされなかった場合に罰則はあるかたまたしたところ、新たに設置する場合は届出が必要になるが、届出がなされなかった場合にも罰則はない。また、あくまでも届出制のため、提出されなかった場合、消防本部で設置の把握はできないとのことであります。

次は、議案第33号の関係分であります。

まず、歳出の2款1項7目企画費のSDGs推進事業費に372万9,000円が計上されております。これは、小学生、中学生がスマートフォンやタブレットパソコンを使って、ゲーム感覚で楽しく遊びながらSDGsへの理解を深めるSDGsカルタのアプリ導入を行うものであります。

質疑の中で、SDGsアプリ等の開発をはじめ、今後どのようにタブレットの活用等を発展させていく考えかたまたしたところ、アプリ導入だけで終わりとは考えていない。将来的な構想として、ゲームアプリの制作過程の一部を活用したプログラミング教室の展開やSDGsすごくゲームの制作、ITスクールとの関係構築を通じたITスクール授業への本町からのオンライン参加を考えているとのことであります。

次に、4款2項2目し尿処理管理費に3,250万円が計上されております。これは、環境センターの供用開始から24年が経過し、空調設備の老朽化により使用に支障があるなどし、改修工事を行うものであります。

質疑の中で、エアコン以外にも施設の老朽化が考えられるが、どのような状況であるかたまたしたところ、し尿処理を行う機械は専門的な機械であり、価格も高額である。施設と同じで、24年が経過しているため、年次的に修理を行っている。その他の管理部分に関しては空調設備以外には大きなものは現在のところ予定されていないとのことであります。

この回答を受けて、今回の修繕も公共施設の整備基金を充当して行われるが、町の財政状況も厳しいものもあるので、他の施設も含め今後も長期的な計画を行うように要請いたしました。

次に、3款2項2目児童福祉費の子育て世帯応援給付金事業として、5,371万9,000円が計上されております。これは、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象とならない世帯に給付金を1世帯あたり5万円支給するものです。

質疑の中で、1世帯あたり5万円の支給となっているが、子供1人あたりの支給について検討しなかったのかたまたしたところ、様々なシミュレーションを検討したところであり、1人あたり5万円を支給すると総額1億円を超える金額となった。今回の給付は申請不要の積極支給を考えており、スピーディーな支給を7月末に行う計画であることから、1人あたりの支給では県外で生活している高校生などの把握に時間がかかる点、子供の人数が多い世帯は公的扶助も多い点等を考慮し、今回は町独自の施策として1世帯あたりの給付としたいとのことであります。

次に、4款1項4目保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業に8万9,000円が計上されております。これは、ワクチン接種後、体調が悪化し診療を受けた方で、国からの健康被害認定を受けた方に対する健康被害救済給付費であります。

質疑の中で、さつま町における新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の対象者数と、健康被害の症状についてたまたしたところ、さつま町では現在4名申請されており、うち2名は国の認定を待っている状況である。症状はアナフィラキシーや心筋炎疑い、高熱、肩の痛み等様々であるとのことであります。

次に、歳入の15款2項1目総務費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金に639万円が計上されております。これは、デジタル化に関する3つの事業に国の交付金が決定しましたことに伴うものであります。

質疑の中で、書かない窓口等のデジタル化を今後どのように進めていくのかたまたしたところ

ろ、事業については12月の運用開始を予定しており、スピード感を持って取り組むことも大事ではあるが、注意が必要な部分は慎重に調査し事業を進めていくとのことであります。

次は、議案第34号であります。一般介護予防事業費として7万8,000円が計上されています。これは、地域リハビリテーション活動支援事業における会計年度任用職員の通勤費の増額であります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上圀 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上圀 一行議員）

改めまして、おはようございます。それでは報告をいたします。

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第33号の関係分であります。

歳出の6款1項3目農畜産業生産原油高騰対策事業費には、施設園芸等に対する燃油高騰対策交付金として1,116万5,000円、畜産農家に対する物価高騰対策交付金として7,550万円が計上されております。

質疑の中で、昨今の燃油・物価高騰により農家として先が見えない状況が続いている。農家目線に立った支援が必要だと考えるが、今回の交付で十分だと考えているかただしましたところ、農家の経営については厳しい状況であることは認識している。燃油や配合飼料の高止まりが続くようであれば、更なる対策も必要だと考えているとのことであります。

次に、7款1項2目商工振興事務費には、貨物運送等燃料価格高騰対策支援金として300万円が計上されております。

質疑の中で、支援金の交付対象者についてただしましたところ、貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けて一般貨物自動車運送事業を営む者に加え、貨物軽自動車運送事業を営む個人事業者についても対象であり、主には町内に7事業者程度ある一般貨物自動車運送業を想定しているとのことであります。

次に、7款1項5目企業振興費には、中小製造事業者電力料金高騰対策支援金として2,500万円が計上されております。

質疑の中で、本会議で可決したあと、速やかに申請手続きを行うために申込手順等を記載したチラシを作成して周知する考えはないかただしましたところ、早い段階で周知を行うとともに、支援金の支給対象に該当するかどうかをフローチャート方式で示していきたい。また、町のホームページやLINE等のSNS、広報誌、防災行政無線等で周知を図り、分かりにくい点は電話等での対応も行っていきたいとのことあります。

この回答を受けて、対象者に該当するかどうかをできるだけ分かりやすく判断できるような仕組みをつくり、きめ細かい周知をするように要請しました。

次に、１０款１項２目特別支援教育支援員配置事業費には、新規支援員２人の通勤費として２万３、０００円が計上されております。

質疑の中で、今後の支援員の配置人数はどのような計画になっているのかただしましたところ、今年度は１９人であるが、令和６年度は１７人、令和７年度と令和８年度は１６人を計画している。支援員１人に対する対象児童・生徒数が１２人程度になるように基準を設けているが、今後の転出入によって変更の可能性もあるとのこととであります。

次に、１０款５項１目宮之城歴史資料センター運営費には、ふるさとゆかりの偉人マンガ製作と活用事業に係る経費として３４５万４、０００円が計上されており、原田正純医師のマンガを製作するものであります。

質疑の中で、配布する冊数はどの程度を予定しているか。また、多くの方に読んでもらえるような周知方法について考えをただしましたところ、３、０００冊を製本し、町内の小中高校生に配布、学校図書室や町内図書館での貸出、ホームページでの閲覧等を計画している。また、学校等に協力を呼びかけながら読んでもらえるような方策を検討していくとのこととあります。

次に、１１款２項１目公共土木施設災害復旧事業費（現年）には、大俣線地すべり災害復旧工事に係る経費として１億６万５、０００円が計上されております。

質疑の中で、どのような工期日程になっているのかただしましたところ、６月議会で補正予算が可決されれば、９月議会に契約案件として提出し、議決を得られれば１０月着工の予定となる。予算規模から算定した標準的な工期では２７０日程度の見込みであるため、令和６年中の完成予定であるとのこととあります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上岡 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、文教経済常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第２９号から議案第３１号までの議案３件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第２９号 さつま町税条例の一部改正について」から、「議案第３１号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案３件について一括して採決します。

議案第２９号から議案第３１号までの議案３件に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２９号 さつま町税条例の一部改正について」から、

「議案第31号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案3件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第33号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。議案第34号に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第34号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第6「議案第48号 令和4年林道災害復旧事業
浅井野泊野線1号箇所工事請負契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第48号 令和4年林道災害復旧事業 浅井野泊野線1号箇所工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。

それでは、「議案第48号 令和4年林道災害復旧事業 浅井野泊野線1号箇所工事請負契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げます。

これは令和4年林道災害復旧事業浅井野泊野線1号箇所工事につきまして、去る6月5日に入札を執行しましたことからさつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、耕地林業課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○耕地林業課長（上谷川征和君）

それでは、「議案第48号 令和4年林道災害復旧事業 浅井野泊野線1号箇所工事請負契約の締結について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○川口 憲男議員

耕地林業課長にちょっとお聞きします。昨年の3年度にも林道災害が発生し、今回も発生しているんですけれども、金額的に非常に大きな金額が林道災害で出てくるわけです。今、この保全の仕方はどうなんですか。作った以上、こういうふうに大雨が来たらこういうふうにして多額の金額が発生する災害が起きつつあるのか。その林道の維持管理のほうはどのような対策を取っておられるのか。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

林道の維持補修につきましては、現地を確認しながら計画的に路面補修、また草刈り、側溝浚渫などを行っているところです。林道の延長も長いものですから、年次的に計画的に進めているところでございます。

○川口 憲男議員

この浅井野泊野線1号箇所の点につきまして、ボーリングというかアンカーを打って地滑りを止めるというような話の工法だけど、こういうのが非常に起きてくれば林道は止まらんのではないかしらと思うし、その維持管理が今おっしゃったように草払いとかいろんなところで対策はしていくということなんですけど。予想されるような箇所が今後あるのか、そこあたりの検討がなされているのか。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

災害につきましては、自然災害の大雨などによって発生いたしますけれども、この浅井野泊野線の地滑りにつきましては、地層が脆弱な地層であったり地下水の影響を及ぼす複合的な要件によって発生しております。これからそういった場所があるのかということでございますが、そういった災害が起こると想定される箇所については、今のところ把握はしていないところでございます。

また、そういった路肩などが小崩壊は見られたところにつきましては、小さいうちに補修をするようにはしているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第48号 令和4年林道災害復旧事業 浅井野泊野線1号箇所工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 令和4年林道災害復旧事業 浅井野泊野線1号箇所工事請負契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第7「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

本件について、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上圀 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上圀 一行議員）

当委員会に付託されました「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」、審査の過程と結果を御報告いたします。

本陳情はさつま町中津川5366番地1武さとみ氏から提出され、令和5年5月25日に受理されたものであります。

陳情の主な趣旨は、小学校の学級編成基準が35人に引き下げられるが、中学校・高等学校でも早期実現が必要である。また、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するために加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が必要であることから義務教育費国庫負担制度の財源を確保し、教職員定数改善と子供の豊かな学びを保障するための条件整備は必要である。

このような観点から、1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。2、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてカウントすること。3、複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすること。4、子供たちの豊かな学びを実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。5、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。以上の5項目について、国の関係機関への意見提出を要請する内容であります。

要請事項については、その趣旨を理解できることから、採決の結果、陳情の趣旨及び要請事項について、「了」とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり、決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第8「発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第8「発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔上圀 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上圀 一行議員）

発委第2号、趣旨の説明いたします。

ただいま議題となりました、「発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」趣旨説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、先に採択されました「陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」と同様に、5項目について要請するものであります。

配布してあります意見書のとおり、衆参両議長及び内閣総理大臣等に対し、意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨の説明を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託はいたしません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任することに決定しました。

△日程第9「発委第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「発委第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（古田 昌也議員）

発委第3号の趣旨説明を行います。

ただいま議題となりました、「発委第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」趣旨説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さつま町の土地保有面積の約71%を占める森林において、森林の有する水資源及び国土保全などの多面的機能を維持し、再造林を含めた林業政策を強力に推進する必要があることから、令和元年度に導入された森林環境譲与税について、さつま町を含む森林の多い市町村への配分を高めるよう、譲与基準の見直しを求めるものであります。

配布してあります意見書のとおり、衆参両議長及び内閣総理大臣等に対し、意見書を提出しようとするものであります。

以上、趣旨説明を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会

付託をいたしません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「発委第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の字句等の整理、提出手続については、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任することに決定しました。

△日程第10「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発
公社収入支出決算について」、日程第11「報告第4号
令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業
会計補正予算（第1号）について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第11「報告第4号 令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を一括して議題とします。

報告の内容については説明済みであります。何かお聞きしたいことは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告2件を終わります。

△日程第12「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議施策第129条の規定により、配布しましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり、派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず日程等について変更生ずる場

合には、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、やむを得ず日程等について変更生ずる場合は、議長に委任することに決定しました。

△日程第１３「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１３「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から会議規則第７５条の規定によってお配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和５年第２回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時１２分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 岸 良 光 廣

さつま町議会議員 上久保 澄 雄